

令和元年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 元年 6月10日 開会

令和 元年 6月14日 閉会

大 樹 町 議 会

令和元年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月10日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 陳情第 1号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について
- 第 7 陳情第 2号 介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情について
- 第 8 陳情第 3号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書について
- 第 9 報告第 2号 平成30年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第10 報告第 3号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第11 令和元年度町政執行方針及び教育行政執行方針
- 第12 議案第 36号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 議案第 37号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 議案第 38号 大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第 39号 委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第 40号 大樹町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第17 議案第 41号 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結について
- 第18 議案第 42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 第19 議案第 43号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 第20 議案第 44号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第21 議案第 45号 令和元年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第 46号 令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第 47号 工事請負契約の締結について

○出席議員（12名）

1番 寺嶋誠一	2番 辻本正雄	3番 吉岡信弘
4番 西山弘志	5番 村瀬博志	6番 船戸健二
7番 松本敏光	8番 西田輝樹	9番 菅敏範
10番 志民和義	11番 齊藤徹	12番 安田清之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	黒川豊
総務課長	松木義行
総務課参事	林英也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	副町長事務取扱
企画商工課参事	大塚幹浩
住民課長	鈴木敏明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井上博樹
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼下水終末処理場長	高橋教一
会計管理者兼出納課長	瀬尾さとみ
町立病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見由香

<教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	教育長事務取扱
社会教育課長兼図書館長	村田修

<農業委員会>

農業委員会長	鈴木正喜
農業委員会事務局長	水津孝一

<監査委員>

代表監査委員	澤尾廣美
--------	------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 任

小 森 力
太 田 翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 松本敏光君

8番 西田輝樹君

9番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

おはようございます。

それでは、議会運営委員会報告を申し上げます。

去る6月3日、午前9時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、ご報告申し上げます。

本定例会への提出案件は、陳情3件、報告2件、委員の選任2件、条例の一部改正2件、条例の制定1件、規約の変更3件、契約の締結2件、補正予算2件、一般質問は8議員13項目、うち4議員4項目はナイター議会で行います。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月14日までの5日間とし、11日、12日は休会といたします。

なお、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの5日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、3月6日開会の第1回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定による3月、4月、5月、6月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

2、地方自治法第199条第5項の規定による随時監査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

十勝圏複合事務組合議会及びとかち広域消防事務組合議会臨時会が、5月29日に帯広市において開催されております。安田議長が出席しております。

南十勝複合事務組合議会臨時会が6月4日開催され、西田、松本、寺嶋議員が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会が1回、経済常任委員会が1回、広報広聴常任委員会が2回、議会運営委員会が6回、それぞれ開催されております。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和元年5月16日開催の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目ですが、先月21日、令和元年春の褒章と叙勲が発令をされました。本町からは、尾田の村瀬功氏が統計調査員としての功労により藍綬褒章を、緑苑の大井英則氏が地方自治功労により瑞宝双光章を、西本通の小金平武氏が消防団としての功労により瑞宝単光章をそれぞれ授賞されております。多年にわたるご功労に対し敬意を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。

2番目の航空宇宙関連ですが、5月20日にインターステラテクノロジズ社の堀江貴文氏、稲川社長とともに鈴木知事に面談し、MOMO3号機の打ち上げ成功の報告と、今後の支援協力について要請を行っております。

3番目の農作物の生育状況ですが、別紙を添付させていただきました。作柄については畑作物、肥料作物ともに並以上となっており、生育状況や農作業も平年より進んでおりますので、このまま順調に推移することを願っております。

4番目の町営牧場夏期放牧入牧状況であります。前年に比べ、乳用牛の利用が増加しております。なお、新聞等でご存じのことと思いますが、晩成牧場で受け入れた乳用牛の一部が脱柵する事態が発生いたしました。脱柵した牛につきましては、翌日までに全頭を捕獲し牧区に戻しておりますが、預託者並びに関係者の皆様にご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

また、夏期放牧はおおむね10月いっぱいを予定しておりますので、預託者の皆様に満足いただけますよう使用管理の一層の徹底を図ってまいります。

5番目ですが、石坂の町有地について、隣接する畑の使用者から農地として利用したい旨の申し出があり、町としての利用計画もなかったことから、記載のとおりの内容で売り払いを行っております。

6番目ですが、国・道の大樹町関連事業につきましての情報を掲載させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

7番目ですが、大樹町民生委員推薦会、大樹町地域安全推進協議会の委員について、異動などがありましたので後任の方をご委嘱申し上げております。

8番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を10件、物品購入契約を2件、業務委託契約を1件、それぞれ記載のとおり締結しております。

9番目の人事関係、10番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

初めに、1番目の委員の委嘱についてでございます。

(1)大樹町スポーツ推進委員5名、(2)大樹町学校給食運営委員会委員9名、(3)大樹町図書館運営委員会委員7名につきまして、改選期を迎えましたので、記載されている方に委員を委嘱したところでございます。また、(4)大樹町学校運営協議会委員及び(5)大樹町社会教育委員につきましては、委員の補充として新たな方に委員を委嘱したところでございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

2番目の大樹町教育委員会教育長職務代理者の指名についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、令和元年6月1日付で教育長職務代理者に、教育委員であります神山良仁氏を指名したので、ご報告いたします。任期につきましては、委員の任期となっております令和3年9月30日まででございます。

3番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動の主なものとして、(1)主催事業は、春季キャンプと日帰り体験活動の2事業を実施し、(2)共催事業では、学童保育所や保育園、認定こども園での活動を定期的に行うほか、(3)修学旅行受入事業では、5月に奈良県の高等学校を受け入れております。

このほか、4月30日のインターステラテクノロジズ社観測用ロケット打上実験の見学者に対して、フィルムケースを使ったロケット作りやモデルロケット打上教室などを行ったほか、こどもの日ミニイベント会場において、積み木、まき割り体験のブースを設けるなど、町のイベントにも参加しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第6 陳情第1号から日程第8 陳情第3号まで

○議 長

日程第6 陳情第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について、日程第7 陳情第2号介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情について、日程第8 陳情第3号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書についての件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

本陳情については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり所管の常任委員会に付託することにいたします。

◎日程第9 報告第2号

○議 長

日程第9 報告第2号平成30年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第2号平成30年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町一般会計補正予算(第7号)から(第10号)でお認めをいただいた繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところにより報告をするものであります。

内容につきましては、朗読により説明をいたします。

報告第2号平成30年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

平成30年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、事業名、電算システム整備事業。金額3,594万9,000円、翌年度繰越額166万8,000円。繰越財源は一般財源で166万8,000円。本件は、電算システムの改修費で、新元号の発表が4月1日とされたため、繰越明許費としたものであります。

4款衛生費1項保健衛生費、事業名、一部事務組合負担金事業。金額1億2,382万1,000円、翌年度繰越額2万6,000円。繰越財源は一般財源で2万6,000円です。本件は、十勝川流域下水道事業の汚泥処理施設工事の完了が今年度となるため、町が負担すべき経費について繰越明許費としたものであります。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、担い手確保経営強化支援事業。金額7,631万9,000円、翌年度繰越額597万3,000円。繰越財源は全額が未収入特定財源で、道支出金597万3,000円。

同じく6款1項、事業名、畑作構造転換事業。金額4,892万9,000円、翌年度繰越額500万円。繰越財源は全額が未収入特定財源で、道支出金500万円。

以上2件は、農業機械の導入に対する補助事業ですが、一部の機械の納品が今年度となったため繰越明許費としたものであります。

13款諸支出金1項特別会計繰出金、事業名、介護サービス事業特別会計繰出金、金額1億2,499万円、翌年度繰越額2,430万円。繰越財源は一般財源で2,430万円。特別養護老人ホームのボイラー更新工事のための繰出金ですが、工事の完了が今年度となるため繰越明許費としたものであります。

以上、合計では翌年度繰越額3,696万7,000円、財源は未収入特定財源が1,097万3,000円、一般財源が2,599万4,000円となりましたので、ご報告を申し上げます。

○議 長

これをもって報告の説明を終わります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第10 報告第3号

○議 長

日程第10 報告第3号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第3号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）でお認めをいただいた繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところにより報告をするものであります。

内容につきましては、朗読によりご説明をいたします。

報告第3号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

2款介護老人福祉施設事業費1項介護老人福祉施設事業費、事業名、特別養護老人ホーム運営事業。金額3億3,545万9,000円、翌年度繰越額2,430万円。繰越財源は全額が未収入特定財源で繰入金2,430万円。本件は、ボイラーの更新工事の完了が今年度となることから、繰越明許費としたものでありますので、ご報告を申し上げます。

○議 長

これをもって、報告の説明を終わります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告は終わります。

◎日程第11 令和元年度町政執行方針及び教育行政執行方針

○議 長

日程第11 令和元年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長及び教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

酒森町長。

○酒 森 町 長

令和元年定例第2回町議会の開会に当たり、諸議案の審議に先立ちまして、今後4年間の町政執行に当たっての私の所信と、今議会でご提案をさせていただきます補正予算についての考え方をご説明申し上げます。

日本経済は、大規模な金融緩和による円安環境の創出や累次にわたる国の経済対策により、企業業績や雇用環境が大きく改善し、景気回復は戦後最長とも言われております。

地方においても税収や雇用は改善をしておりますが、一方では、引き続き都市部への人口流出、少子高齢化、雇用の逼迫、社会保障に対するニーズの多様化、公共施設やインフ

ラの老朽化、多発する大規模災害への対応など、課題も山積しております。

新たな時代「令和」は、自治体がこれまで拠りどころとしてきた制度や手法、思考の大胆な見直しが求められる時代となるものと認識をしております。

私は、皆様からの負託に応えるため、これからも大樹町に住み続けたいと思う「豊かさ」と「魅力ある」まちの実現に向けて、産業の振興と福祉の充実を重点に取り組んでまいります。

未来の大樹のために、「経済と雇用の取り組みを推進し、活力あるまちづくり」を進めるとともに、「町民の助け合い・支え合いを進め、安心して暮らせるまち」であり続けられるよう、第5期大樹町総合計画や大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標に沿って、活力とやすらぎあふれるまちづくりを進めてまいります。

基本目標1「人と自然にやさしいまちづくり」。

自然環境と調和した生活空間の確保と、快適で潤いのある生活環境の整備を図り、住民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

高齢者などの通院や買い物支援、社会参加の機会拡大が図られるよう、現在行われている自動運転サービス実証実験のデータ等を参考に、本町に合った交通手段の確保を図ります。

市街地以外の情報通信環境は、昨年度、無線による高速通信網を整備しましたので、この利用普及を図るとともに、防災や農業のIT化、移住促進に活かしてまいります。

利便性の高い道路網の整備を進めるとともに、橋梁や公営住宅、上下水道など社会資本の整備と長寿命化、効率的な利活用による住みよい都市基盤の充実を図ってまいります。

持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、地域環境の保全や低炭素社会の実現に対する関心が高まっていることから、住民生活や経済活動における自然エネルギーやバイオマスエネルギーの普及と利用促進を図ってまいります。

住宅地の空き家再生を支援するとともに、定住や移住の受け皿となるよう新たな分譲宅地の整備を進めてまいります。

近年の自然災害やそれに起因する2次的な災害を踏まえ、防災行政無線の更新を含む情報伝達手段の強化や消防・救急体制の強化など、地域防災体制の一層の充実を図ってまいります。

基本目標2「安心と支えあいのまちづくり」。

医療や福祉、介護、保健体制の一層の充実を図るとともに、高齢者の皆様やご家族が安心して暮らせる環境整備を進めてまいります。

高齢者の方々が安全・安心に暮らせるよう第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げたサービス付高齢者住宅の建設に向けて検討を進めてまいります。

子育て世代の様々なニーズに応え、未来を担う子ども達の健やかな成長を地域で支えていくための取り組みを進めてまいります。

社会福祉法人が検討している市街地の保育園の統合、改築に向けた取り組みを支援して

まいります。

学童保育施設の機能や体制の充実を図るとともに、施設整備についての協議を進めてまいります。

地域医療の中核を担う町立病院につきましては、診療体制の充実を図りながら住民の皆様が身近な病院で安心して医療を受けられるよう医療サービスの向上を図ってまいります。

支えを必要とする人、支える人が安心して住み続けることができるよう、関係機関と連携をしながら、持続性の高い社会保障体制の確立に向けた取り組みを進めてまいります。

基本目標3「夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり」。

大樹町総合教育会議などを通じて教育委員会との連携強化を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するとともに、住民の皆様の声を反映した教育行政を推進してまいります。

文教施設の整備や学習環境の充実を図るとともに、郷土を学び育む「大樹を知る郷育」を実践してまいります。

大樹高校は、地域社会や住民、周辺の自治体にとって重要な役割を担っていますが、今年度は入学者数の減により1クラス編成となりました。「大樹で学びたい、学ばせたい」と思われるよう、高校活性化推進協議会による協議を進め、学校の魅力を高める取り組みを支援してまいります。

基本目標4「資源を豊かさにつなげるまちづくり」。

地域経済を支える産業の振興と育成を図り、活力あるまちづくりを進めてまいります。

基幹産業である農林水産業の振興を図るため、生産基盤の整備とともに担い手への農地の集積、集約化を進めてまいります。

農林水産業の持つ多面的機能の発揮を図るとともに、農畜水産物のブランド化などを通じて、魅力ある地場製品の提供と消費者の購入意識を喚起する取り組みを進めてまいります。

商工業では、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っていますが、高齢化や人口減少、後継者不足などにより厳しい環境に置かれています。起業家支援事業などにより、空き店舗活用や魅力ある商店街づくり、地場製品の高度利用、新製品の開発、販路の拡大など、産業と雇用の裾野を拓げ、町の魅力を高めるチャレンジを支援してまいります。

大樹町観光協会を中心に、「宇宙」をキーワードとした旅行商品開発と受入体制整備に取り組めます。

地域の産業、経済を支える雇用は、人口減少や高齢化の進展に伴い需給が逼迫していますので、労働環境の向上や定住化に向けた施策の推進など、雇用の安定確保に向けた取り組みを進めてまいります。

基本目標5「交流と協働で進めるまちづくり」。

持続性の高い行財政運営を行うため、P D C A サイクルを確立し、透明性の高い行政運営と健全な財政基盤の確立を図ってまいります。

姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、また、災害時相互応援協定を結ばせていただきました栃木県大田原市、国内7市町で構成する銀河連邦のほか、友好交流都市台湾高雄市大樹区など、今まで培ってきました人や地域との信頼と友好を一層深めてまいります。

航空宇宙産業の誘致の取り組みにつきましては、引き続き J A X A や大学等の実験を呼び込むとともに、支援をしてまいります。

インターステラテクノロジズ株式会社の観測ロケットMOMO3号機が本年5月4日に打ち上げられ、民間企業単独では国内初となる宇宙空間に到達する偉業を達成しました。

今後は、衛星を軌道に投入するロケット開発が進められると同時に、宇宙活動法に沿った射場の整備が必要となりますので、町が中心となって企画会社を立ち上げ、国や道、関係機関、経済団体などと、射場の整備・運営、北海道スペースポートの実現に向けた取り組みなどについて協議を進めてまいります。

現在、設計を行っている役場庁舎につきましては、利便性の向上や防災拠点施設としての機能確保、環境への配慮、財政運営に与える影響などを勘案しながら、改築を進めてまいります。

公共施設の中には、大規模な補修や更新が急がれる施設がありますので、緊急性や代替性、広域的な施設利用も考慮しながら対応を決定してまいります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明を申し上げます。

今年度の当初予算は、新たな政策的経費を盛り込まない骨格予算として編成をいたしましたので、先ほど申し上げました町政運営の基本方針に基づき、今定例会において政策的経費の補正をお願いいたしたく、その主な内容についてご説明申し上げます。

一般会計の総務費関係では、ロケット射場整備と事業化について、大樹町が中心となり、航空宇宙の取り組みを加速化するため、十勝管内民間事業者の皆様とともに（仮称）北海道航空宇宙企画株式会社を設立するための出資金を計上しております。

また、昨年度まで3年間取り組んでまいりました宇宙のまちづくりの協議を継続するため、道内航空宇宙関係機関で構成する「大樹町宇宙のまちづくり推進連絡会議」の設置・運営経費のほか、老朽化した航空公園施設の修繕経費を計上しております。

民生費関係では、10月に予定されている消費税率引き上げに伴う低所得者・子育て世代への影響緩和、地域における消費の喚起・下支えを目的とするプレミアム付商品券事業の実施経費について、全額を国庫補助金により計上しております。

同じく10月から始まる幼児教育・保育の無償化とその関連施策につきましては、関係政省令の整備状況を見ながら、次回以降の議会でご提案させていただきます。

市街地にある認定こども園、大樹北保育園と大樹南保育園の2施設を統合した新たな保育施設建設に向けて、今年度は基本設計業務が予定されていますので、委託費用を事業主体である社会福祉法人に助成するための予算を計上しております。

農林水産業費関係ですが、馬鈴しょやてん菜等の生産性の高度化・安定化を図るため、作業機械の購入を支援するための予算を計上しております。

草地の造成や整備を行う「畜産担い手育成総合整備事業」の制度改正に伴う道費の減額相当分について、町が支援をするための予算を計上しております。

土木費関係では、次年度以降の整備を行う路線の調査設計費を計上し、生活環境基盤の計画的な整備と地域の建設業の振興を図ってまいります。

教育費関係では、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づき、小学校へのタブレットPCの導入や無線LAN環境の整備に関する予算を計上しております。

昨年9月の北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を教訓に、指定避難所のうち、小学校、中学校及びB&G海洋センターに非常用発電機を設置するための予算を計上しております。

町立国民健康保険病院事業会計では、眼科の検査で使用する眼底カメラを更新するための予算を計上しております。

私は、今回の選挙を通じて多くの町民の皆様にお会いし、多くの貴重なご意見を頂戴いたしました。

私が掲げた公約につきましては、関係機関との調整や財源の確保などにより、実現に時間を要するものもありますが、その概要や工程につきましては、総合計画実施計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などを通じてお示しさせていただきます。

私は、未来の大樹のために、持てる力の全てを傾注してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご格別なるご指導とご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、今後4年間の町政運営に臨む所信とさせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、大樹町教育委員会の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少社会、目まぐるしい技術革新により急激に変化し続けるグローバルな情報社会の中で、本町が将来にわたって活力あるまちづくりを進めるためには、ふるさと大樹に愛着と誇りを持ち、未来を創造し、地域を支えていく人材の育成が不可欠であり、知・徳・体の調和のとれた豊かでたくましい人材を育む教育環境づくりが肝要です。

こうした基本姿勢のもと、教育施策の推進に当たっては、「第5期大樹町総合計画」の基本目標や新「大樹町教育大綱」の基本方針に基づき、「生涯にわたり育てる」、「生涯にわたり学ぶ」を柱に位置付け、効果的な施策を推進し、教育環境の一層の充実に努めてまいります。

柱1、「生涯にわたり育てる環境づくり」について。1つ目は、「学校教育の推進」です。

子ども達が生涯にわたって社会で生き抜いていくために必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育む教育を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。

学力向上の取り組みについては、大樹小学校が平成24年度から道教委の指定を受け、大樹中学校と連携した「学校力向上に関する総合実践事業」に継続して取り組み、「わかる・楽しい・力をつく授業実践」に励み、子ども達の聴き方・発表の仕方等の学ぶ構えが身に付いてきました。

平成30年度の全国学力調査の結果においては、小・中学校ともに国語の領域別では全国平均を上回る分野が3領域ずつありましたが、算数、数学は悲惨な状況でした。これは、学力の二極化が顕著な上、低位層が厚く努力が成果に結び付いていません。

詰めの甘さを反省し、使いこなして自分のものにできるまでの過程を大事にし、スモールステップで確実に力を付けることによって、学習意欲を高め、家庭学習時間の延長（学習習慣化）を図ります。

今後も実践事業を推進し、加配教職員の有効活用を始め、「チーム学校」としての組織力の向上に努め、「個と集団との望ましい相乗効果」を生み出すとともに、昨年度の中学校に引き続き、今年度は小学校におけるICT環境整備を段階的に進め、学校教育の質を高めてまいります。

個に応じた指導の充実につきましては、厳しい財政状況・人材難ではありますが、大樹小学校に6名、大樹中学校に1名の支援員を配置し、児童生徒1人1人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行い、充実感を味わえる学校づくりに努めてまいります。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化の進展に適応する人材育成のため、平成28年8月から外国語指導助手を2名体制にし、児童生徒等の英語に親しむ教育環境の充実を図っています。

小学校英語の早期化・教科化等、新学習指導要領改訂の趣旨に着実に対応できるよう児童生徒の英語活動（英検対応も視野に入れ）の充実を図り、英語好きな子の育成に努めてまいります。

また、「宇宙船・地球号」の乗組員として、グローバルな視点を養い、共生の精神で自らコミュニケーションを図ろうとする人材を育成するために、異文化理解や積極的な英語でのコミュニケーション活動を推進します。

大樹高校では、平成30年度より見学旅行先を本町と友好協定を結んでいる台湾高雄市大樹区に変更し、貴重な海外体験を通して外から母国・日本を見つめ、視野を拓けるなど多くの成果が報告されており、今年度も昨年同様に助成を行います。

(2) 豊かな心の育成。

「道徳の時間」のさらなる充実を期して、平成30年度から「特別の教科・道徳」がスタートしました。改善の大きな目玉は、「お話・道徳」、「きれい事・道徳」から、「考え議論する道徳」への転換です。

「他人事」ではなく、「自分事」としてしっかり自分と向き合い、本音や「なりたい自分」を表出し合いながらよりよい生き方を追求し、道徳的価値の自覚を深める道徳授業の充実に努めます。

道徳教育は、教育活動全体を通して実施されるものでありますので、道徳授業の質的向上はもちろん、他教科や特別活動を含め全ての学校生活で気になる言動・行動を見逃さず、よい学習のチャンスとして捉え、立ち止まってじっくり考え、「あるべき姿」を確認しながら人間の弱さにも触れつつ、自分磨きを推進してまいります。

いじめ・不登校対策においては、諸会議等の風通しのよさ・スピード感のある組織的対応を継続し、情報の共有化を図り未然防止に努めるとともに、早期発見・早期改善に取り組めます。からかい、無視、仲間外れや人格を否定するような卑劣な言動・行動を恥と感ずる学級経営に努め、温かい人間関係を醸成し、秩序と潤いと勢いのある学校づくりに励みます。

複雑な家庭環境・デリケートで傷つきやすい精神状態等を背景に発生する問題行動に適切に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家（福祉・医療）との連携、協働に努めます。

読書活動においては、今年度も小中学校に学校司書を配置し、町の図書館との連携による利用促進を図りながら、学校における朝読書の充実・利用したくなる動きのある学校図書館の整備に努めます。

また、「家読」の取り組みをPTA等と連携し、短時間でもテレビのスイッチを消して読書に親しむ生活リズムづくりを進め、落ち着きと豊かな感性や創造力を育ててまいります。教科書教材に関連した「作者コーナー」や「〇〇先生のおススメ本コーナー」など、発展読書に適した推薦図書の紹介を意識的に取り組み、読書への意欲付けを図ります。

（3）健やかな体の育成。

体力向上の取り組みにつきましては、全国体力・運動能力調査において大きな成果が見られました。5年男子は、8種目中7種目において全国と同等、または全国以上となり、課題であった持久走の「20mシャトルラン」と機敏性を見る「反復横とび」が著しく改善されたことにより、全国平均を大きく上回りました。唯一、全国平均を下回ったのは、柔軟性を見る「長座体前屈」でした。5年女子も「20mシャトルラン」と「反復横とび」で大きな成果を上げています。

今後は、スクールバス通学・市街地においても保護者の車による送迎など児童の歩く機会の減少にも着目し、運動量の多い体育授業の創造・身体を動かす集団遊びの励行・自己記録への挑戦環境等にも、より一層意識的に取り組んでまいります。

健康教育につきましては、小・中学校で既に実施し、大きな成果を上げている虫歯予防のためのフッ化物洗口を今後も保護者の理解を得ながら、引き続き実施してまいります。また、子どもの生活習慣病が問題になっていることから、学童期からの健康教育の重要性に着目し、小学校4年生から6年生の希望者を対象に夏休みチャレンジスクール時に血液

検査等を実施し、早期治療・予防の意識啓発に努めてまいります。

食育においては、引き続き栄養教諭による食育指導を効果的に進め、バランスのよい食習慣による健康な体づくりに努めてまいります。また、「ふるさと給食」など地場産品を活用した旬で栄養があり、美味しい給食を提供し、ふるさと大樹・十勝の一次産業の優位性や先人の努力を理解し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

2つ目は、「地域全体で育てるCS体制づくりの推進」です。

次代を担う子ども達の健やかな成長・発達のため、学校・家庭・地域・行政が一体となって協働し、地域全体で子どもを守り育てる体制づくり、すなわち「地域と共にある学校づくり・CS・コミュニティー・スクール体制」の充実・機能化を図ります。

CSは、目的ではなく、新学習指導要領改訂の最重要課題である「社会に開かれた教育課程」を実現するための手段です。

(1) 小中高連携の推進。

大樹町の有効な教育資源を教育内容に取り入れた「大樹学」の充実など、小中高12年間を見据えた教育課程をより一層効果的なものにするよう、「目指す子ども像」を今一度、地域社会全体で確認します。そして、「目指す子ども像」へ至る方策を熟議し、地域と共にある学校の運営方針や「社会に開かれた教育課程」の共有化を通して、連携を強化してまいります。

「大樹学」の推進では、「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」の成果をさらに精査し工夫を加えながら、町議会・家庭教育サポート地域企業等との連携を引き続き進めてまいります。

地の利と天の時を生かし、「宇宙のまち・大樹」に関心が集まっている追い風を活用し、子どもの発達段階を考慮した系統性のある教材開発に取り組んでまいります。

また、航空宇宙関連産業のみならず、「自然環境に恵まれた・大樹」、「酪農王国・大樹」など、基幹産業である第一次産業や農山漁村交流を含めた観光資源にも改めて着目し、地域を深く知り、地域の優位性に自信と夢を持つ人づくりにも関連付けてまいります。そのためにも、貴重な実体験を企画・提供しているSTEP事業の利用促進に努めてまいります。

(2) 地域の教育力の向上。

近年、充実を図って活動してきました「学校支援地域本部」の機能を拡充し、「地域学校協働本部」を整備してまいります。

コーディネーターを中心に、学校のニーズを吸い上げ、専門的な外部講師・人材を発掘・紹介し、学校現場とつなぐことによって教育の質を向上させます。また、多忙な学校の働き方改革の一助となる連携の輪を拡げ、学校運営協議会の充実を図りながら保護者・地域住民の理解・関心を高め、地域の教育力の向上に努めます。

また、教育の基盤づくりを担う幼児教育の重要性を深く認識し、認定こども園・保育園・保健福祉課との連携を進め、地域を挙げて子育てを盛り上げていく機運づくりにも取り

組んでまいります。

さらに、子育て現役世代はもちろん、経験豊かで時間的にも余裕のある方々の参加を促し、「おらが学校」意識につなげ、参加・協力による生きがい、社会貢献の好循環を図ってまいります。

(3) 大樹高校の充実、活性化への支援。

公立高等学校配置計画による学校再編が進められる中、引き続き、大樹高等学校振興会への助成を継続し、通学費や各種検定受検料の助成、学校給食の提供などを支援し、学校存置を図ってまいります。

大樹高校は近年、「夢を叶える多様な選択授業」や授業のユニバーサルデザイン化を通じた1人1人のニーズに応じた学びの充実など、潤いと勢いのある魅力的な学校づくりを推進し、成果を上げています。

これからは、少子化の著しい年代が高校入学の時期に当たりますので、町ぐるみで危機感を持って対応できるよう啓発に努めます。

柱2、「生涯にわたり学ぶ環境づくり」について。

1つ目は、「生涯にわたる学習活動への支援」です。

生涯学習センターなど社会教育施設の機能充実や利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実に努め、生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域で生かせる環境づくりを推進してまいります。

(1) 社会教育施設の整備。

町民の学びの拠点であり、芸術・文化の殿堂であります生涯学習センター（平成10年完成）は、貴重な町有財産であり、利用者が安全・安心に利用でき、より多くの町民が活用できるよう施設機能の維持管理・更新に努めてまいります。

(2) 社会教育活動の推進。

長寿社会を迎え、ライフステージに応じた学習機会の充実に図るため、幼児教育では「ブックスタート事業」や「図書館ボランティアによる本の読み聞かせ活動」の支援、青少年教育では、本町の特徴を生かした自然体験・社会体験による「あつまれ！大樹っ子」の実施、成人教育では、町民が自ら学習する「自主学級」の開設への支援や、大樹高校と連携した「高等学校開放講座」などの開設、高齢者教育では、趣味や特技を活かした「ことぶき大学」の開講など、引き続き、生涯学習推進計画に基づき取り組んでまいります。令和元年度からスタートする新「大樹町生涯学習推進計画」により、社会教育委員を中心に生涯学習の充実に努めてまいります。

また、子ども交流事業では、南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）で展開している大樹町の素晴らしい自然環境を満喫できる様々な体験活動や各種交流事業を継続して推進してまいります。

2つ目は、「スポーツ活動の推進」です。

(1) 社会体育施設の整備。

社会体育施設については、老朽化が顕著になってきていますが、計画的な改修・整備に努め、町民の健康増進とスポーツ愛好家の拡大に努めてまいります。利用者が安全・安心にそれぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

(2) スポーツ活動の推進。

スポーツ関係団体等と連携して、各種スポーツ教室を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が1年を通じてスポーツに親しめる機会の充実に努めます。

また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行ってまいります。

町技のミニバレーについては、ミニバレー協会と連携を図りながら、普及促進に取り組んでまいります。

3つ目は、「芸術・文化活動の推進」です。

貴重な大樹町の教育資源を有効活用し、ふるさとへの理解を深め、愛着と誇りに結びつく文化活動の推進に努めてまいります。

(1) 文化施設の整備。

整備した「晩成社史跡公園（十勝開拓の祖である依田勉三住宅）」や旧石坂小学校に開設している「大樹町郷土資料館」を、町内児童生徒を始め、一般にも有効活用されるよう維持に努めてまいります。

(2) 地域文化活動の推進。

誰もが芸術文化に親しめるよう文化協会や芸術鑑賞協会と連携を図るとともに、今年で4年目を迎える生涯学習センターのロビーを活用したコンサートや展示会を開催し、鑑賞機会の提供に努めてまいります。

また、文化的遺産への関心や保護意識を高めながら、文化財・郷土資料の有効活用や郷土芸能・伝承技術の継承に努めてまいります。

以上、令和元（2019）年度の教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げます。ふるさと大樹町の未来を担う子ども達の健やかな成長と、長寿社会に生きがいを感じながら生涯学習の充実に目指し、今後とも町民と協働して教育行政を積極的に推進してまいります。

よろしく願いいたします。

○議 長

以上で、町政執行方針及び教育行政執行方針が終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 2 議案第 3 6 号

○議 長

日程第 1 2 議案第 3 6 号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 3 6 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものであります。議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち、播間章浩氏は令和元年 5 月 1 6 日をもって任期が満了となったので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めたい。

記。

大樹町西本通 7 3 番地 7、播間章浩氏。昭和 5 9 年 7 月 2 4 日生まれ。

参考といたしまして、任期は選任の日から令和 4 年 5 月 1 6 日までであります。播間氏にあつては、大樹町のご出身で現在 3 5 歳、松並町の播間総合法務事務所の代表として司法書士業務、行政書士業務を行われており、不動産取引などにも関わられるなど不動産評価等に対する知識と経験を有していることなどから、適任と判断したものであります。

なお、議案下段に地方税法の関係条文を抜粋で掲載しておりますので、内容をご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案は、大樹町議会運営基準第 9 9 条の規定に基づき、討論を省略します。

これより、議案第 3 6 号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決

いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第13 議案第37号

○議 長

日程第13 議案第37号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第37号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものであります。議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち、田中英治氏は令和元年6月22日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めたい。

記。

大樹町高校通17番地1、田中英治氏。昭和20年4月11日生まれであります。

参考といたしまして、任期は令和元年6月23日から令和4年6月22日までの3年間であります。田中氏にあつては、大樹町のご出身で現在74歳、JA大樹町の参事などを歴任され、人権擁護委員などの公職もお勤めいただくなど豊富な知識と経験をお持ちであり、公正、高潔な人物であることから適任と判断をしたものであります。

なお、議案下段に地方税法の関係条文を抜粋で掲載しておりますので、内容をご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案件は、大樹町議会運営基準第99条の規定に基づき討論を省略します。

これより、議案第37号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第14 議案第38号

○議 長

日程第14 議案第38号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第38号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正をお願いするもので、残業時間の規制などを柱とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、町職員の勤務時間などについて定めている本条例についても改正が必要となったものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたささせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第38号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

国におきましては、働き方改革を進めるため、いわゆる働き方改革関連法を制定いたしまして、残業時間の上限や労働者への有給休暇の確実な付与について、関係法令の整備を行ったところがございます。このうち、地方公務員に適用される内容といたしまして、時間外及び休日労働の制限に関する規定があるため、これを条例に明記しようとするもので

ございます。

改正条例の表中でございますが、正規の勤務時間以外の時間における勤務につきまして定めております第8条に第3項を加え、必要な事項は規則で明記することを定めるものでございます。その具体的な内容を規則で定める部分でございますが、時間外の勤務に対しまして上限を設けるものでございます。

その上限につきましては、原則として月45時間以内、1年間において360時間以内とさせていただきます。これが困難な場合は月100時間未満、年間720時間以内、それから1カ月当たり45時間を越える勤務月数は年6カ月まで、また、2カ月から5カ月の間連続する時間外勤務の平均については80時間以内とするというものでございます。

なお、この規定につきましては、大規模災害の対応など特例的な業務発生時の例外規定も設ける予定でございます。過去2年の実績を見ますと、月45時間を越えるケースは若干ございますけれども、月100時間、または年360時間を超えたことは過去1件ずつでございます。規則に定めることによりまして、その実効性は十分担保されるものと考えているところでございます。

なお、附則によりまして、この条例の施行日は7月1日と定めるものであり、同じく同時に規則についても定めた上で同日施行を予定するものでございます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

時間外の関係で、災害について、特にまた規定を設けるといいますけれども、どのぐらいの内容で設けるのか、いつごろという具体的な規定を設けるのか知りたいのと、あとその時間外の超過によって休暇があるのですけれども、休暇の扱いについて条例についてはないのかということをお聞かせください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

1点目の災害等の場合、特例業務の場合でございます。

こちらにつきましては具体的な定めはせず、そういった特例業務の場合はこの規則の対象としないというような定め方になります。

それから休暇の関係でございます。

私ども取り組んでございますけれども、例えばお休みの日、休日であるとか週休日に勤務した場合は、代休もしくは振替休暇制度で休暇をしっかりと取得してほしいというお

願いをしてございます。

なお、有給休暇の確実な付与につきましては、地方公務員法上、この労働基準法の規定が適用外となってございますので、運用の中でその辺の改正を進めたいと考えるものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第38号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第39号

○議 長

日程第15 議案第39号委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第39号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするもので、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

及び公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、選挙の執行を管理いただく非常勤特別職の報酬の額について改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第39号委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が6月1日から施行をされてございます。この改正法の中で、国政選挙に係る事務経費の単価の見直しが行われまして、選挙の執行を管理いただきます非常勤特別職の報酬単価も改定されてございます。大樹町におきましても、従前から選挙事務をお願いする方の報酬額につきましては国の基準を準用しておりますことから、今回、報酬日額の改定を行うものでございます。

改正につきましては選挙関係者のみでございませけれども、改正内容につきましては、表に記載のとおり1日当たりの報酬額を100円から200円の引き上げを行おうとするものでございます。

なお、選挙当日の選挙投票所の投票時間につきましては、公職選挙法では午後8時までとなっておりますが、本町におきましては2時間から3時間の範囲で繰り上げて閉じておりますことから、2段目の投票所の投票管理者、こちら国の基準は1万2,800円でございますが1万900円に、5段目となりますが、投票所の投票立会人につきましては1万900円でございますが、これを9,300円に按分減額をしているものでございます。

なお、附則によりまして、この条例の施行日は公布の日としたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第39号委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号

○議 長

日程第16 議案第40号大樹町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第40号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町森林環境譲与税基金条例の制定についてをお願いするもので、本年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布をされております。これにより、森林環境税の賦課徴収は令和6年度からですが、今年度から森林環境譲与税の市町村への譲渡が始まります。

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林整備などに関する新たな取り組みに充てることとされているため、事業を決定するまでの間、基金として積み立てをいたしたく、今回基金条例をご提案申し上げますのであります。

内容につきましては、農林水産課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

それでは、議案第40号大樹町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明いたします。

この条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、森林環境税は令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

また、森林環境譲与税は森林現場の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度の導入にあわせて令和元年度から譲与が開始され、市町村等に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されることとされております。

この税の使い道をわかりやすく公表するため、森林環境譲与税の全額を基金に積み立てた上で、事業の執行と財源の管理を行うものであります。

各条文の内容につきましては、それぞれの条文の概要についてご説明いたします。

第1条では、間伐などの森林整備事業及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、基金の設置について規定をしております。

第2条では、基金に積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算の定めるところによるものと規定をしております。

第3条では、基金の運用によって発生する収益は、一般会計予算に計上し、また、第1条に掲げる目的を達成するための経費に充てるものと規定をしております。

第4条では、基金に属する現金の管理について規定をしております。

第5条では、繰替運用について規定をしております。

第6条では、基金の処分について規定をしております。

第7条では、この条例の基金の管理に関し、必要な事項は町長が定めることとするものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

森林環境税、森林環境譲与税の創設がされたことと、それから6年度から徴収をされるという経過については理解をしたのですが、この基金の扱いにつきましては今年度から譲与税が交付されるのですが、5年間は据え置くということなのか、個人徴収が始まる前の5年経つ前から使用することがあり得るのか、そこが1点と、その按分譲与されるということなのですが、国民全体の課税対象者が約6,000万人から6千数百万人というように言われているのですが、それをそっくり大樹町に横流ししますと、大体大樹町で3,000人ぐらいかなと思うのですが。それで行きますと、今年度譲与される1,000円を、とらないけれども1,000円相当額の譲与ということであれば、大樹町で100%地方に譲与するということですから、大体300万円か300万円ちょっとぐらいの譲与金が配付されるのではないかと勝手に想像しているのですが、その按分も含めて大体1年間の

目安を持っているのかどうかお聞かせください。

○議長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

まず、1点目の基金の扱いでございます。

5年間据え置きかでございますけれども、令和元年度から譲与税がスタートします。それで、令和元年度から町のほうに基金が入るわけでございますけれども、事業の内容につきましては、新たな事業に伴うものということで国から指示も来てございます。関係機関と内容を協議しながら、その使い道について考えていきたいというふうに思っております。

また、2点目の譲与額でございますけれども、譲与の基準は市町村が100分の90、都道府県が100分の10となっております。

ただ、経過措置といたしまして、令和元年から令和15年までの間には100分の80から100分の88ということで、令和15年から100分の90という形で譲与の金額がされてございます。

なお、金額につきましては道の試算でございますけれども、譲与の基準といたしましては、私有林の人工林面積、そして林業就業者の数、そして人口というのが計算の加味というふうになってございます。この計算によりますと、道の試算した金額では、令和元年度、大樹町に譲与される金額が約540万円見込まれているところでございまして、100分の90、令和15年度でございますけれども、今の段階での試算では1,800万円ほど令和15年から譲与される見込みというふうになってございます。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

大体譲与される額については、ほぼほぼというか、大体概略を理解をしたところでありますので、今後用途についての議論があるのかという。

それで、最初に申し上げました個人徴収が始まるのが6年からということで、それまではしないと。だけれども今年度から譲与されるということなので、その使う目的は決まっているのですよね、こういうことに使うと。ところが、譲与される額がいつから使えるのかって、ちょっと理解できなかったのです。

ですから、6年度以降にならないと使えないのか、まだ個人徴収をしていない、例えば令和2年度以降どうしても地元で使いたい項目があったら使ってもいいのか。とりあえずは令和5年度までは使うのはだめよと、それ以降でないと使ってははいけませんという縛りがあるのかどうか、その辺の譲与されたものは目的に合っていれば、極端に言うと、今年

からでも来年からでも使えるのかというのをちょっと明確にしてください。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

すみません、理解してございませんでした、申し訳ございません。

譲与税でございますけれども、令和元年度から譲渡が始まります。

使用につきましては、令和元年度から使ってもいいことになってございますが、大樹町におきましては先ほど申し上げたとおり、まだ使途については議論している最中でございますので、令和元年度からの執行というのは、今見合わせている段階でございますけれども、制度としては令和元年度から譲与税の額を活用して事業を執行していいことというふうになってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第40号大樹町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第41号

○議 長

日程第17 議案第41号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第41号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結についてをお願いするもので、今年度から令和4年度までを事業期間とする畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）たいき地区により整備をする畜舎や農業機械、バンカーサイロなどの施設は、制度上、事業主体である北海道農業公社から町に譲渡され、その後、受益者に譲渡されることとなるため、事業主体と町の間で事前に譲渡契約を締結しておくことが条件とされているものであります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第41号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結について。次のとおり譲渡契約を締結したい。

記。

1、委託の内容、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）たいき地区に係る施設の譲渡。

2、契約金額、1億4,192万円。

3、契約の相手方、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長竹林孝。

4、支払方法、契約の定めるところによる。

5、契約の時期、令和元年度。

以上の内容により契約を締結いたしたく、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと仕組みがすっとんと理解できないのです。農業者が使用するそういう施設ということは理解します。それで、その施設が直接つくられることがなぜできなくて、公社がつくって町に1回譲渡されて、次に農業者に行くと。その辺がちょっとすっとんと理解できないのですが。

そして、お金的に言うと農業者が施設を利用するときには自分の持ち出しはないという理解をしてよろしいのですか。そこだけ教えてください。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

この事業でございますけれども、公社と農家が直接やりとりができないことから、公社から町に施設を譲渡し、町から農家のほうに譲渡するものでございます。

また、補助事業でございます、国、そして道の補助を活用してございます。国費50%、道費14%、残りが受益者負担ということで、進める事業となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第41号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第42号から日程第20 議案第44号まで

○議 長

日程第18 議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第19 議案第43号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第20 議案第44号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてから、議案第44号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてまで、提案理由のご説明を申し上げます。

一部事務組合につきましては、地方自治法の規定により、組合の構成団体の増減や共同処理する事務、規約を変更する場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事または総務大臣の許可を受けることとされておりますが、今回、大樹町が構成員となっている3組合について、団体数の減少がありますので、これに伴う規約の変更について議決をいただきたく、ご提案をさせていただくものであります。

議案第42号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の町村や町村が構成員となっている一部事務組合などの議員の公務災害補償等に関する事務を行っていますが、構成団体のうち十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日をもって、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、北空知葬斎組合が平成31年3月31日をもってそれぞれ解散したため、この4組合を構成団体から削除するものであります。

議案第43号の北海道市町村総合事務組合は、道内の非常勤消防団員や水防団員、非常勤職員の公務災害等の補償に関する事務を行っておりますが、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が平成31年3月31日をもってそれぞれ解散したため、この3組合を構成団体から削除するものであります。

議案第44号の北海道市町村職員退職手当組合は、道内市町村や一部事務組合の退職手当の支給に関する事務を行っておりますが、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が平成31年3月31日をもってそれぞれ解散したため、この3組合を構成団体から削除するものでありますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第21 議案第45号

○議 長

日程第21 議案第45号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第45号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町一般会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1億7,388万3,000円の追加と債務負担行為の変更、地方債の追加と変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

議案第45号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,388万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億8,481万1,000円とするとともに、債務負担行為の変更と地方債の追加、変更を行うものでございます。

内容につきましては、資料でご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

なお、財源内訳につきましては、特定財源があるもののみご説明を申し上げます。

始めに、総務費、一般管理費、総務管理費、備品購入費で32万4,000円の増。東京在住の自然写真家鈴木一雄氏が日本各地の桜を撮影した写真集「サクラニイキル」を発売されてございます。その中に、町内で撮影された桜の写真も掲載されております。非常に美しい写真で、町民の方を始め、多くの方に知っていただきたく展示用として1m掛ける1.4mサイズの写真を購入したいと考えているものでございます。

なお、この写真につきましては、ホームページやパンフレットなどPR用に使うことにつきましてもご協力いただけるとご回答を得ているところでございます。

続きまして、財産管理費、町有地・建物維持管理経費、工事請負費で422万5,000円の増。旧中島小学校の老朽化した教職員住宅2棟の解体費といたしまして、248万6,000円を、インターステラテクノロジズ社が工場の拡張用地として検討している旧歴舟中学校のグラウンドの下に敷設されております水道管の移設を行うための経費といたしまして、173万9,000円を計上してございます。

企画費、多目的航空公園管理運営事業、工事請負費で131万8,000円の増。実験などにより多目的航空公園の格納庫の利用が増加しておりますが、建築後20年以上が経過しておりますことから、屋根と外壁の塗装を行いたいと考えているものでございます。

宇宙のまちづくり推進事業、委託料から投資及び出資金まで310万6,000円の増。財源といたしまして、その他基金からの繰入金でございますが、200万円の増。一般財源が110万6,000円の増でございます。

先日、民間企業単独としては国内で初めて宇宙空間に到達するロケットを打ち上げまし

たインターステラテクノロジズでは、より大型のロケット開発を進める予定であり、同時に宇宙活動法に沿った打上射場の整備が必要となるため、射場の整備・運営やスペースポートの実現に向けての企画や調査を行う新会社の設立のための出資金といたしまして200万円を、地方創生推進交付金を活用して3年間活動してまいりました「宇宙のまちづくり推進協議会」の後継組織といたしまして、新たに立ち上げます「宇宙のまちづくり推進連絡会議」の運営等の補助業務の委託経費といたしまして105万6,000円を、航空宇宙関係の研究組織への加入費として5万円を計上したものでございます。

民生費、社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業、職員手当等から負担金、補助及び交付金まで906万6,000円の増。財源は全額が国庫支出金であります。10月に予定されております消費税引き上げに伴います低所得者並びに子育て世帯への影響緩和、地域における消費の喚起・下支えを目的に、全国でプレミアム付商品券発行事業が実施される予定であり、所要の経費を計上してございます。5,000円分の商品券を4,000円で販売し、プレミアム分は1,000円、対象見込みの人数は1,200人、1人5セットまでとし、プレミアム分の総額は600万円、そのほか商工会への委託経費や事務費を見込んでございます。

6ページをお開きください。

心身障害者福祉費、心身障害者医療費、医療費助成事業、委託料で107万8,000円の増。財源につきましては国道支出金が88万円の増、一般財源が19万8,000円の増でございます。消費税引き上げに伴います報酬改定や処遇改善、就学前の障がい児の発達支援の無償化に対応するため、電算システムの改修を行おうとするものでございます。

発達支援センター費、発達支援センター運営費、備品購入費で50万円の増。財源につきましては全額その他、寄附金でございます。南十勝こども発達支援センターむうくの療育環境の充実のため、指定寄附をいただきましたので遊具等の備品整備を行うものでございます。

続きまして、児童福祉施設費、法人認定こども園運営事業、負担金、補助及び交付金で594万円の増。大樹福祉事業会が計画しております南北保育園を統合した新たな認定こども園施設の整備に向けまして、今年度は基本設計業務が予定されておりますので、当該経費について補助をするものでございます。

衛生費、母子保健費、母子保健事業、役務費と委託料で27万9,000円の増。財源は国道支出金が27万8,000円の増。一般財源が1,000円の増でございます。特定世代の男性の風しんの予防接種が定期接種となったことに伴います事務費と検査業務の委託料を計上してございます。また、抗体検査の補助額が当初2,300円で予算計上していたものが5,000円にアップしてございますので、その差額を追加してございます。

続きまして、農林水産業費、農業振興費、畑作構造転換事業、負担金、補助及び交付金で7,425万4,000円の増。財源は全額が国道支出金でございます。畑作経営の大規模化や省力化のため、馬鈴しょやてん菜の生産性向上のための農業機械の導入や新たな技

術の導入などに対する取り組みを支援するものでございます。補助率につきましてはハード事業が2分の1、ソフト事業は面積当たりの単価によるものでございます。

続きまして、強い農業・担い手づくり総合支援事業、負担金、補助及び交付金で343万5,000円の増。財源は全額が国道支出金でございます。産地の収益力強化と担い手の経営発展に必要と認められる農業機械、施設の整備に対する補助金で、補助率につきましては事業費の3分の1となっております。

7ページをお開きください。

畜産振興費、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型、委託料で296万7,000円の増。財源につきましては国道支出金が1,830万円の減、地方債が790万円の増。その他が1,849万9,000円の増。一般財源が513万2,000円の減であります。

農林水産省が新たに設定いたしました団体営土地改良事業におけますガイドラインにより、畜産公共事業に対する北海道の負担率に変更されたこと、市町村の負担額に対し交付税措置のある地方債の充当が認められることとなったことに伴います補正でございます。

北海道では、畜産担い手育成総合整備事業の基本施設整備の受益者負担率を20%以上軽減する場合、15%に相当する額を道として負担してきましたが、道の負担率がガイドラインの変更に伴いまして1%引き下げられたことにより町の補助は1%引き上げるものでございます。

なお、財源内訳の変動でございます。国道支出金の減につきましては、北海道からの補助金が大樹町を経由せず、直接事業主体である北海道農業公社に交付されることとなったことに伴います減。地方債の増は、受益者負担の軽減に要する大樹町負担分に対しまして、交付税措置のある地方債の充当が可能となったことにより地方債を借り入れるものでございます。

その他の増につきましては、受益者が負担すべき建設利息について追加で計上したこと、一般財源の減につきましては、町の負担額について地方債を充当することによるものでございます。

なお、今回の制度改正に伴います町の負担増加額は、事業最終年度となります令和4年度までの合計で約840万円程度、地方債の交付税措置後の真水ベースでは500万円程度と見込んでいるものでございます。

続きまして、牧場管理費、牧場管理運営費、使用料及び賃借料で10万5,000円の増。以前の議会のご質疑で指摘もいただきました町営牧場への自動体外式除細動器（AED）をリースにより光地園牧場と晩成牧場に配置するための使用料でございます。

続きまして、牧場整備費、畜産担い手育成総合整備事業、委託料で84万円の減。財源は地方債が580万円の増、一般財源が664万円の減でございます。先ほどの畜産振興費、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型による町営牧場の草地整備に当たりまして、地方債の充当が認められたこと、また、国のガイドラインに基づきまして北海道の負担も講じられることになったことによる町の負担分の減と財源の組み替えでございます。

これらの措置により、町の負担額は全体で630万円程度減少し、地方債の交付税措置後の真水ベースでは970万円程度の減が見込まれるものでございます。

土木費、道路維持費、土木車両維持管理費、需用費から公課費まで13万9,000円の増。先の臨時会で除雪ダンプの購入契約をお認めいただきましたが、納品までに時間を要するため、当初処分することを見込んでおりました現有車両につきまして、この冬も利用することとしたため、車検取得に要する経費を計上したものでございます。

道路新設改良費、町道改良舗装事業、委託料で562万1,000円の増。財源は地方債が380万円の増、一般財源が182万1,000円の増でございます。次年度以降に整備を予定しております町道3路線の調査設計費を計上したものでございます。後ろに図面を添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして公園費、公園維持管理費、工事請負費で119万6,000円の増。大樹町総合教育会議におきまして、柏林公園の中から生涯学習センターに抜ける園路が暗いとのご指摘をいただきました。子ども達の夕方の使用もありますことから、新たに3カ所に外灯を設置したいと考えるものでございます。

8ページをお開きください。

消防費、災害対策費、防災行政無線維持管理費、備品購入費で163万4,000円の増。財源はその他が157万7,000円の増、一般財源が5万7,000円の増でございます。現在、防災行政無線のデジタル化に向けた設計業務を行っているところでございますが、最終的な更新完了は次年度となる予定でございます。現在、戸別受信機の残りが少なく不足が見込まれるため、北海道市町村振興協会の特別支援事業を活用いたしまして135台を追加購入しようとするものでございます。

続きまして、教育費、学校管理費（小学校）でございます。工事請負費と備品購入費で3,611万9,000円の増。財源は地方債が1,170万円の増、一般財源が2,441万9,000円の増でございます。工事請負費は昨年のブラックアウトを教訓に、避難所である小学校に非常用発電装置を設置するため1,175万2,000円を、それからLANの配線工事71万3,000円を計上してございます。

非常用電源装置の設置につきましては、充当率が100%、交付税措置率70%の緊急防災減災事業債を充当する予定でございます。

備品購入費につきましては、小学校へのタブレット、児童用が25台、教員用8台を購入するための1,679万円、それから校務用のパソコン16台の更新経費といたしまして640万4,000円、印刷機の更新経費といたしまして46万円を計上してございます。

続きまして、中学校の学校管理費でございます。工事請負費で1,055万5,000円の増。財源は地方債1,050万円の増、一般財源が5万5,000円の増でございます。先ほどの小学校と同様、避難所として指定しております大樹中学校にも非常用電源装置を設置しようとするものでございます。

保健体育総務費、社会体育推進事業、共済費と賃金で129万6,000円の増。社会教

育課の職員につきましては、再任用職員を含め前年よりも2名の減としていることから、社会体育施設の管理等のための臨時職員を雇用したいと考えるものでございます。

続きまして、体育施設費、海洋センター維持管理費、工事請負費で1,021万5,000円の増。財源は地方債が1,020万円の増、一般財源が1万5,000円の増でございます。先ほどの大樹小学校、大樹中学校同様、避難所として指定しております海洋センターにも非常用電源装置を設置したいと考えているものでございます。

続きまして、図書館総務費、図書館管理運営費、備品購入費で18万7,000円の増。財源はその他、寄附金でございますが、18万7,000円の増。大樹町郷土史研究会から解散に伴いまして残余金を図書購入費としてご寄附をいただいたことから、図書購入予算を増額するものでございます。

次のページをお開きください。

9ページ、諸支出金、特別会計出資及び補助金、病院事業補助金、負担金、補助及び交付金で87万4,000円の増。財源は地方債80万円の増、一般財源が7万4,000円の増でございます。病院の医療機器整備に対する補助金を計上したものでございます。

以上、合計で補正額1億7,388万3,000円の増。財源内訳といたしまして、特定財源が国道支出金6,961万3,000円の増、地方債5,070万円の増、その他2,276万9,000円の増、一般財源が3,080万1,000円の増でございます。

続きまして、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計補正前の額64億1,092万8,000円。補正額、2款総務費から13款諸支出金まで1億7,388万3,000円の増。補正後の歳出合計が65億8,481万1,000円。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。

歳入合計補正前の額64億1,092万8,000円。補正額、13款分担金及び負担金から22款町債まで1億7,388万3,000円の増。補正後の歳入合計が65億8,481万1,000円となるものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為の変更についてご説明しますので、3ページをお開きください。

債務負担行為の変更でございます。

事項、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型。

変更の内容は、限度額を75万9,000円増額し、2億3,617万8,000円とするものでございます。

歳出の農林水産業費でご説明申し上げました畜産公共事業の制度改正に伴います変更でございます。

続きまして、第3表地方債補正について説明いたしますので、4ページをお開きください。

最初に地方債の追加でございます。

起債の目的、公共事業等。限度額1,370万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の起債と同様でございます。

歳出の農林水産業費でご説明申し上げました畜産公共事業の市町村負担分に対しまして、交付税措置のある地方債の充当が認められたことから、農家負担軽減分として790万円を、町営牧場の整備分として580万円を新たに借り入れることとしたものでございます。

続きまして、地方債の変更でございますが、起債の目的、緊急防災・減災事業債につきましては、限度額を3,240万円増額し、3,970万円とするものでございます。小学校、中学校、海洋センターへの非常用発電機の設置に伴います工事費に充当をいたします。

続きまして、過疎対策事業460万円増額の3億1,840万円とするものでございます。道路整備に係る実施設計費並びに町立病院医療機器の購入費に充当するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第2号）の審議については、大樹町議会会議規則第54条ただし書きの規定を運用し、歳出のみ款ごとに質疑をいたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第45号令和元年度大樹町一般会計補正予算（第2号）については、歳出のみ款ごとに審議を進めることに決定いたしました。

始めに、大樹町一般会計補正予算事項別明細書の歳出17ページ、18ページ、2款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと簡単な話ですけれども、2款総務費の総務管理費3目財産管理費の旧歴舟中学校のグラウンド給水の工事とあるのですが、これはどういう工事なのか。給水切回し工事、どんな工事をするのか、もう1回説明をいただきたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

旧歴舟中学校のグラウンドの給水の切回し工事になりますけれども、今現在、グラウンドを斜めに給水管が走ってございまして、そこに建物を建設する予定がございまして、そこに支障にならないようにコの字になるのか、少し外側に回して引き直したいというものでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、2款総務費の質疑を終了いたします。

次に、同じく17ページ、18ページ、3款民生費についての質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

プレミアム付商品券の事業の関係ですけれども、906万6,000円ですけれども、一応1,200人を対象に1人5セットまでということなのですから。その申し込み方法とかそういうのは、過去にもいろいろやったのですけれども、なかなかその現場に行けない、購入場所まで行けないということで、過去には郵券ということもやったのですけれども、今回についてはどのような対処をするのかということでお聞きしたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

今回の申請の手続につきましては、まずもって6月に税額が決定されます。対象となる非課税者の方に町のほうから通知をさせていただきます。通知には、申請に係る申請書、またはうちのほうに送り返していただく返信用の封筒も入れまして、らいふに来られない方については郵送で送っていただくというようなことで考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

18ページの委託料の関係なのですが、プレミアム付商品券事業事務処理支援システムの改修業務73万3,000円の補正が組まれているのですが、これはどんな機械というか、それをどんなふうに直すのか。こんな高い改修するのだったら、新しい機械買ったほうがいいという発想もあるのですが、どの程度の価格のもので、どういうものかというのを教えてください。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

今回の申請のシステムの内容でございますが、今回対象となる方の分についてのシステム改修ということになります。中身については、対象者の選定、あと今回申請に係る、例えば税額の部分のプログラミングとか、あと宛名をやるとか税情報とか申請書の修正とか、そういう部分のシステムの改修に要する経費ということでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、1つの機械があつてその部分をこれだけかけて改修しなければ、このプレミアム付商品券の発行には対応できないと、今のままではできないから、どうしてもやらざるを得ないという理解でいいですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、3款民生費の質疑を終了いたします。

○議 長

次に、19ページ、20ページ、4款衛生費についての質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、4款衛生費の質疑を終了いたします。

次に、19ページ、20ページ、6款農林水産業費についての質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

次に、同じく19ページ、20ページ、8款土木費、9款消防費については一括して質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

志民議員。

○志民和義議員

消防費の関係で、戸別受信機135台ということですが、戸別受信機が新しいものになっても途中で切れたりということで、これ本体の本局のほうの関係はうまく作動していないというふうに、時々そういうふうに思いますけれども、そういうところは把握していないでしょうか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

戸別受信機のございます。途中で多分受信が途切れることがあってというご発言だと思っておりますけれども、基本的に本体のほうは今現在、故障であるとか不具合は確認されてございません。

当初お配りした戸別受信機に比べ、今の防災ラジオなのですけれども、ちょっとしたところで受信感度が落ちたり、何かの関係で聞こえなくなることがございます。もしそれが続くようであれば速やかに戸別受信機を交換させていただいているのですけれども、回収したものはこちらでチェックすると聞こえているというのも実はかなりの確率でございます。

なので、あくまでもその受信環境の部分が一番の問題なのかなというふうには考えてございます。今の防災行政無線本体のほうに特に不具合はないということをご報告申し上げます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、8款土木費、9款消防費の質疑を終了いたします。

次に21ページ、22ページ、10款教育費及び13款諸支出金については一括して質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

22ページの学校管理費、保健体育総務費の中の非常用電源ですけれども、財源は緊急防災財源対策事業の項目から行くと、通常であれば総務費で賄うのが妥当だと思うのですが、あえてここで教育費で計上したというのは何か理由があれば教えていただきたいのと、もう1点は、その発電機の能力と、非常用・災害ですから大体体育館だろうと思うのですが、校舎のどのぐらいの程度、非常用発電でカバーされるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

まず、1点目の非常用発電機を教育費で計上した理由でございます。

基本的には、今回、小学校、中学校合わせて3台を導入させていただきたいと考えています。もちろん避難所用という形の発電機でございますので、消防費でみるということもあろうかと思えます。

ただ、せっかく3台ということございまして、できれば、また個々の施設から動かすことがないものですから、個々の施設の予算に計上した上でやりたいなと考えたものでございます。

また、入札に当たりまして、3台一斉にやるのか、1カ所1カ所別工事で発注するかというのを考えますと、受注機会の拡大という部分では、もしかしたら1カ所1カ所別工事で計上したほうがいいのかなどという考えもよぎりまして、各配置する施設の予算で計上させていただいたものでございます。

続きまして、発電機の能力でございます。

基本的には軽油のディーゼルエンジンで回します。発電能力につきましては、三相4線式200V級で出力80-100VAでございます。単相3線式を使う場合は出力が54-67kVAという形になります。燃料タンクにつきまして、約250Lでおおむね17時間から24時間程度、1回燃料を満タンにすると稼動するものでございます。

それから、電源がどこまで行くかということでございます。

まず、小学校につきましては、体育館並びに校舎の1階部分でございます。中学校につきましては、体育館並びに校舎の1階の一部でございます。B&G海洋センターにつきましては、武道館を含めた全館がこの発電機で非常用発電として可能ということで考えてございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで教育費のあり方はわかります。

それで、ディーゼルエンジンで三相用でやるのですけれども、そうしますと、ディーゼルですから夏用、冬用とありまして、そのランニングコストがかかるのと、あとはそのコストはどのぐらいかかるのかと、その経費は今後も教育予算でみていくという形でよろしいのか、そこを聞きたいと思います。

もう1点、教育費の備品の関係ですけれども、タブレットの関係で1,670万円ということで中学校に引き続き25台購入するのですけれども、道教委は3クラスまで入れるのを進めているのですけれども今回1クラスずつというのですけれども。一般財源で多分購入するのですけれども、国、道で推奨しているの逆で交付税措置はあるのかについて聞きたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

1点目の発電機のご説明を申し上げます。

今現在、参考見積もりをいただいておりますメーカーの方からは、定期点検がまず3年に1回程度は必要だと、それが1回当たり5万円程度かかりますよと。それから、燃料の関係もそうなのですが、基本的には月1回程度試運転をしてくれということをお勧めされてございます。そうしますと、多分1台当たり年間5、60Lぐらいをその試運転のために費やすのかなと考えています。

また、定期点検に合わせましてタイミングベルトの交換も数千円規模、3,000円から5,000円程度ではないかというふうに言われているものでございます。

今後のコストの見方なのですけれども、基本的には工事としては別の発注も想定しているところではございますが、管理といたしましては非常用備品という考え方を持ってございますし、委託業者も同一の会社になると思われまますので、基本的には消防費のほうで一括計上した上で、その3カ所を見回ってもらうということで検討しているところでございます。

以上です。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員ご指摘のタブレットの台数ですが、将来的には1人1台、その前の段階として普通学級3クラス分を学校のほうで環境整備しなさいというふうなお達しは来ています。ただ、タブレットを買うからいくら補助しますよということではなくて、地方交付税の中に整備費としてプールで出されているものですから、なかなかそのあたりは不鮮明でございます。

ただ、午前中、酒森町長の行政執行方針でもあったように、ICT化に向けて町としても力を尽くしてくれるという回答をいただいておりますし、今現在、少子化でございます。

それで、特別支援在籍の児童を含めて40名ちょっとというのが実態です。ということは、1クラスサイズ20名ちょっとでいいということで、25台の配置をまずはお願いしたということでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ランニングコストについては今後は消防費で一括みるのだということで。

もう1つ確認したかったのは、尾田避難所、中島避難所はLPガスで、停電になると何秒以内で自動で切り替えというかそういうシステムになっているのですが、この避難所も同じ考え方できちんと基礎で発電機にカバーがついて、そういう工事でよろしいということか聞いてみたいと思います。

それでタブレットの関係ですけれども、やっぱり先ほど所信表明の中であったようにICT環境の整備ということで大変重要だと思います。今の教科書は、バーコード、QRコードがついてQRコードをかざすと、特に社会科はそこで地図が見られる。中には動画が見られるということで、子ども達の本当に興味のあるタブレットで教科書なのですね。そういったことを考えると、将来的には道教委は3クラス分、5年以内には1人1台という国の方針もあるのでありますが、大樹町も今後タブレットを随時増やしていく計画があるのか、それについて最後、お聞きします。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

私のほうからは発電機のことを申し上げます。

この発電機、実は燃料を含めると2,300kg、2t300ぐらいのウエートになるものがございます。ですから簡単に動かせるものではございません。ただ、3地域の尾田、歴舟、中島の地域コミュニティーセンターと異なるのは、停電になると、実はその地域コミュニティーセンターも誰かが行って電源を入れなければならないというのはそこは同じでございます。こちら自動切り替わりというシステムではございませんで、人が行って発電機を稼働させて電源を供給するという形でございます。

工事の主な部分なのですが、基本的には発電機自体は工事費の約半分程度、あとはまずキュービクルに流し込む。それからキュービクルの改造、そこからの配線、配管、そういったものが含まさって、いずれも1,000万円ちょっとという数字になるものがございます。

構造的には、よく工事現場とかも含めて表に置いて使っているような、そういった市販品でございますので、屋根をきちんととってどこまで整備するかということまでは多分必要ないのだろうと思っていて、今現在見積もりをいただいているメーカーのほうか

らも建物の中に格納しなければならないというようなご指摘はいただいていないところでございます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員ご指摘のとおり、今、小学校の教科書がこれから採択に向けて検討される時期になりました。それで地図帳は3年生から必修です。そしてQRコードを読み込むと拡大して、本当に見やすいわかりやすい地図帳というような編成になっておりますし、皆さんご心配されています小学校段階での英語の教科書ですが、バーコードがありまして、それを読み取ると音声が出てくるのです。そういう教科書のつくりになっています。ということは、授業では欠かせないものでございますので、財政難の折ではありますけれども、年次計画をつくって財政当局のほうに要求していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって10款教育費、13款諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、歳入の質疑を受けます。

事項別明細書13ページ、13款分担金及び負担金から、16ページ、22款町債まで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入の質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第45号令和元年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 4 6 号

○議 長

日程第 2 2 議案第 4 6 号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 4 6 号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）をお願いするもので、今回は、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ 1 6 7 万 4, 0 0 0 円増額するとともに、企業債の借り入れ限度額を 8 0 万円増額し、1 0 0 万円に変更するものであります。

内容につきましては、病院事務長から説明をいたささせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢町立病院事務長。

○伊勢町立病院事務長

それでは、議案第 4 6 号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第 1 条、令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条の資本的収入及び支出では、収入支出ともに 1 6 7 万 4, 0 0 0 円増額の補正をお願いするものでございます。

第 3 条では、企業債の限度額を 8 0 万円増額し、1 0 0 万円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、9 ページ、1 0 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目有形固定資産購入費 1 6 7 万 4, 0 0 0 円の増。医療機器の購入として平成 2 2 年に導入しました眼科の検査で使用する眼底カメラを更新するものでございます。

次に 7 ページ、8 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款資本的収入 1 項 1 目ともに一般会計負担金 8 7 万 4, 0 0 0 円の増。2 項 1 目ともに企業債 8 0 万円の増。いずれも医療機器購入に伴うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 4 6 号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 4 7 号

○議 長

日程第 2 3 議案第 4 7 号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 4 7 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は日方団地 2 号棟新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は、大樹町字日方401番地。

契約方法は指名競争入札。

契約金額は6,149万円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町仲通27番地、株式会社エフリード、代表取締役、藤江伸二。

工事内容ですが、建築工事は木造平屋1棟、延床面積が277.76㎡。外構工事が駐車場4台分。

工期は契約の翌日から本年11月15日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第47号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、明日11日から12日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日11日から12日まで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時51分

令和元年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	松 木 義 行
総 務 課 参 事	林 英 也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	副町長事務取扱
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	鈴 木 敏 明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼下水終末処理場長	高 橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務長	伊 勢 徹 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	教育長事務取扱
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農業委員長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

水津孝一

<監査委員会>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

小森力

主任

太田翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君
11番 齊 藤 徹 君
1番 寺 嶋 誠 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次これより発言を許します。
始めに、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、1番目に介護予防等の事業の実施について、一般質問させていただきます。
今日の高齢社会に増して、2025年問題に象徴されるように、さらに厳しい介護課題が、
都会ですとか、私達の住む過疎地を問わず、重要な社会問題となってきております。
住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、介護予防事業は必須のものと考えてお
ります。介護予防事業の現況と今後の施策について、町長にお伺いします。

1点目につきましては、現行、町内実施の介護予防事業についての質問でございます。

2つ目につきましては、今後予定されております介護予防事業について、どのようなお考
えがあるか、お伺いいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西田議員ご質問の介護予防事業の実施について、お答えをいたします。

1点目の「町内実施の介護予防事業」についてですが、町内の高齢者を対象に、閉じこも

りや認知症の予防を目的とした「ふまねっとクラブ」と「尾田ふまねっとクラブ」を開催しており、交通手段がない高齢者に対しても、参加しやすいように送迎も行っているところがあります。

また、腹式呼吸を用いた有酸素運動として、脳への酸素量向上と認知症予防にも効果があるとされており「レクリエーション吹き矢」も月1回開催をしております。

そのほか、社会福祉法人光寿会では、学習によって認知症の進行を予防、改善し、脳の衰えを防ぐ目的で「学習療法」や「脳の健康教室」に取り組んでおりますし、緑町行政区では、町内会福祉部が主体となり、地域でつくり上げていく脳の健康教室も開催をいただいております。

さらに、企業組合ひなたぼっこでは、「ひなたぼっこ倶楽部」と称し、社会貢献活動の一環として、介護職がボランティアで外出レクリエーションを行うほか、笑いヨガや体操などの介護予防事業の支援を2000年から継続して行っております。

元気な高齢者になるべく要介護状態にならないように、また、介護が必要な方もこれ以上進行しないようにと、各事業所や町内会が工夫を凝らし取り組んでおります。

2点目の「今後予定されている介護予防事業」についてであります。社会参加の場の提供と健康増進を目的に、歌と音楽を中心として体を動かし、転倒予防、認知症予防、口腔機能向上などに対応した「音楽体操教室」や「健康マージャン教室」の開催に向けて今準備を進めております。

また、介護・認知症予防、交流の場に対する支援体制として、地域包括支援センターや社会福祉協議会、各居宅介護支援事業の専門職とともに、ニーズを把握しながら対応しているところではありますが、参加住民が主体となって活動できるように、リーダーやサポーター、住民ボランティアの育成など、住みなれた地域で安心して暮らせるための包括的・一体的な役割は重要と考えており、今後も町全体で各関係機関と連携をとりながら介護予防事業を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、始めに、現行行われております介護予防事業について、基礎的な数値とか、ちょっと確認したいものがありますので、よろしく願いいたします。

今いろいろ、社協主催、それから光寿会主催、緑町行政区の主催事業、ひなたぼっこ等、現行行われている事業の紹介があったのですが、この参加者といいますか、高齢者の方の参加割合というのでしょうか、実人数というのでしょうか、そういうふうなものについては、どれほどの人数が参加されているのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、光寿会、それからひなたぼっこの実人員については、承知はしておりませんが、社会福祉協議会で行っております「ふまねっとクラブ」とか「尾田ふまねっとクラブ」、「レクリエーション吹き矢」についての部分を報告させていただきたいと思いますが、まず、平成30年度の「ふまねっとクラブ」の実績でございます。実施回数につきましては、49回実施しております、利用人数、実人員で88名、延べ2,999名でございます。それに伴い、サポーターの方の出役でございますが、実人数が24名、延べ737名が参加をされているということでございます。

また、「尾田ふまねっとクラブ」につきましては、これにつきましては月1回の実施でございます、実施回数は12回、利用実人員が20名、延べ57名。サポーターにつきましては、実人員10名で、延べ91名が参加をしているところでございます。

また、「レクリエーション吹き矢」につきましては、体験会も含めまして9回実施されているところです。参加につきましては、実人員が32名で、延べ112名の方が参加をしたということでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。一応、高齢者向きというふうなことでしょうから、パーセンテージからいったら、あまり多い人数でなくても、日々の努力のことはわかりました。

あともう1つ、気になっていることの中で、今、次にお話ししたかったのは、ちょうど発表いただきましたけれども、サポーターの方の実人員につきましてはわかりました。あと、非常に多くの回数を出ていただいたことも本当にありがたいことだなというふうに思っているのですが、このサポーターの方の、支える方の、気になっているうちの1つに、どのような方が支えていただいているのか。段々と、つい最近の新聞によりますと、ついに夕張市以外にも高齢化率が50%を出たまちのことも気になっておりましたけれども、うちでは支えていただいているサポーターの方の年齢構成なんていうのはわかるのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

年齢構成でございますが、年代別にはちょっと調べておりませんが、40代の方から、上は80代、84歳が最高ですか、の方がサポーターとして登録をして活躍をされているということでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

先ほどお話したように、これからさらに高齢化が進んでいくのですけれども、40代の方はこれから多分、70歳なり75歳まで活躍いただけると思うのですが、そういうふうな人材的な面での枯渇なんていうのは、行政当局のほうでは心配なく思っているのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

サポーターにつきましては、議員おっしゃるとおり、年齢構成が高いということで、これからどういうふうに人材を育てていかなければならないかということも懸念しているところでございますが、現在、サポーター向けに養成講座も開催しているところでございます。30年度につきましては6回、サポーターの養成講座を開催したところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

基礎的な、そういうふうなお話、わかりました。ありがとうございます。

現行、今の「ふまねっとクラブ」ですとか、それぞれおやりになっていて、多分、社協事業ですとか、ひなたぼっこの事業については、交通手段は確保されているのではないかなというふうに思っているのですが、そのほか、光寿会の主催事業なんかにつきましては、足の確保がされていないのではないかなというふうに思っているのですが、町としては、同じような、民間の方がおやりになっている事業と、町が委託事業としてやっている事業については、いたし方ない面もあるのでしょうかけれども、そういうふうな足の確保についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段、私のほうから答弁をさせていただきましたが、私どもが主催、または社会福祉協議会が主催の介護予防事業、または、町内にあります民間の事業所が行っていただいている事業もあるということで答弁をさせていただいたところであります。

私どものところで必要な部分については、足の確保も進めているところでもあります。民間のほうで進めていただいております介護予防事業につきましても、それぞれの事業所で必要な部分については送迎も含めて対応していただいているかなというふうに思っておりますので、私どものほうに今のところ、そういう介護予防事業を行うに当たって、町のほうからの足の支援をお願いされるという状況はまだないのかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、これから、先ほど議員もご発言がありました、団塊の世代が75歳に到達する2

025年という年代が来る、その段階で、皆さんが介護をすぐ必要だというふうに僕は思っていないんですが、介護予防の必要性というのは高まってくるかなというふうに思っておりますので、その段階も含めて、足の確保等、ご要請があれば、そこは前向きに検討していかなければならない項目かなというふうに思っております。ただ、今のところ、その件に対して各事業所からの要請というものはございません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。前向きな発言というか、いただきまして、実は、私ごとですけれども、週1回の脳トレのサポーターに行っております。ちょっとふまねっこのほうはすみません。私、ちょっと見学だけしてあってあれですけれども、今、町長は、おっしゃるように、たまたま私の場合は70歳です。75歳ぐらいまでは頑張れるぐらいかなと思って、それを目標にボランティア活動しようと思っておりますが、ほかの、例えば脳トレのケースでいけば、僕よりも年の上の方がボランティアで入っておられますので、町のふまねっこのように、順次サポーターになっていただけるような、そういうふうなことを何回も何回もやっていかないと、なかなか先細りで心配されますので、今のボランティアさんの要請のこととか、それから足のことなんかについても、町長、前向きな発言いただいておりますので、包括支援センターとか、そういうふうな中で、要請が必要ならば要請なのでしょうけれども、今、ボランティア活動をしている中では、足がないから行けないのだよねとおっしゃっている方もいるように聞いておりますので、そういうことも担当部局に指示されて、ぜひ前向きにこれからも取り組んでいただきたいと思います。

今後予定されている介護事業についてということで、音楽関係の「音楽体操教室」ですとか「健康マージャン教室」なんかのことも考えていただいているようなのですが、その中で、現行の事業とも関係するのですが、僕、理学療法士さんですとか作業療法士さんとか、それから教育委員会でいえば、社会体育の担当の方々の支援なんていうのは、今後必要かなというふうに思っているのですが、現行の計画の中で、今後どのような連携事業といいますか、連携を考えているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどのご質問の2点目でご答弁をさせていただいておりますが、今後も、組織としては地域包括支援センターであるとか社会福祉協議会、または各介護支援事業所の専門の方々ともいうことを答弁の中でさせていただきました。確かに今、議員がおっしゃるように、それ以外で、私どもの職員の中でのそういう役割を担えるセクションもあるかなというふうに思っております。それぞれ病院の、例えばリハビリを担当している職員については、患者さんのリハビリを優先するということはありますが、可能な限り、そういう部分で、今後の町

が進めます介護予防事業に役立てる、または活用できるような、そういう時間、または人材があれば、そういう部分も積極的に対応しながら、町の介護予防を一步でも二歩でもレベルを上げられるような、そういう取り組みを進めていければなと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町長おっしゃるように、きっと本当にもう、今の高齢社会、さらに超高齢社会という言葉がいいのかどうかわかりませんが、本当に高齢化率が50%になる市も、何か今3つほど出てきましたので、私達の町もそうならないようには願いますが、高齢化、超高齢化社会に間違いなく突入していくと思います。

おっしゃられるようなことで、人材の活用なんかもぜひぜひお願いしたいことなのですが、やっぱりその特定な技術とか、特定な知識、技能ばかりでなくて、特定健診なんかでいくと、大樹町は非常に成績がよくて、前年度の統計でいけば道内で12位とか、管内で4位というような、本当にその部局が頑張っていて、いい成績だなというふうに思っていますし、町長おっしゃられるような、元気な高齢者の方がたくさん出てくれば、介護予防事業の実人員ももっと少なくなっていくことが期待されますし、そういうふうな総合的なことがうまく機能すれば、この介護事業なんかについても明るい展望が開けていけるのではないかなというふうにして思っております。

そこで、具体的な、いつものことで大変恐縮なのですが、全部調べているわけではありませんけれども、介護予防ポイントとか、それぞれ各町村では、十勝管内の町村では、池田町の例ではワインスタンプ会といって、うちでいうスタンプの、そういうふうな商工業者の方とタイアップして、スポーツや介護教室に参加された方にスタンプで、いろいろ地元で買い物をしていただけるような仕組みをつくったり、上士幌町でも運動とかについての健康ポイントという名前で実施されているようでございます。中札内につきましては、具体的な企業名を言ってあれですけれども、タニタとタイアップしてやっていくとか、非常にそれぞれ十勝管内でも創意工夫のされた介護予防事業がされているのですけれども、一步前へそういうふうなポイントというのでしょうか、ちょっとうまく表現できませんけれども、そういうふうなものをてこにしたような事業をお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

介護予防事業の進め方の中で、管内または道内でもポイント制を導入しているところは私も存じておりますし、同様の質疑の中でも質疑をされた議員からご指摘を受けているところでもあります。

私どものところでも、ふまねっとの参加者にポイントを付与して、そのポイントに応じて、

年間トータルしたもので商品券をお渡ししているというようなことは行っております。ただ、他の先進自治体では、例えば、ご自分で散歩された部分についてもそれをカウントできるとか、いろいろなトータル的な取り組みを進めている自治体もありますので、今現在ふまねつとでポイントを付与させていただいておりますが、今後、またさらにそれを進化したような形で、どんな形がやっていけるかは原課のほうでも検討していければなというふうに思っております。ただ、私どもは私どもとしてやれる形での導入を図っているというところについてはご理解いただきたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私も健康のことは自分で、第一義的にはまず自分でというふうに思いますので、そのような動機付けがそれでいいのかも、正直な話、よくわからないのですが、ただ、少し考えていただきたい部分なのは、昔、教育委員会で100日運動というか、スポーツ運動みたいなのをやっていましたよね。1日たしか15分以上体を動かすことや、いろいろなスポーツをやったことによって、自己申告で、教育委員会の玄関のほうにそのような活動表を出して、ある基準を満たせば表彰といいますか、そういうふうなスポーツ関係の表彰をされた時期もあります。

同じように、継続といいますか、介護事業につきましても、スポーツでも何でもそうなのでしょうけれども、継続されることが本当に大切なことでないかなというふうに思っておりますので、町の中でやれること、予算のことも人員のこともいろいろなこともありますので、やれることの中で一生懸命考えていただきたいと思うのですが、そのような昔ありました100日運動のような、そういうふうなことなんか、具体的にはお金のかからないいい事業ではないかなというふうにして思っているのですよね。さらに、現行のポイントなんかにつきましても、ふまねつとでできているのですから、そういうふうなものに関連させた事業なんかの展開もぜひお考えいただきたいなというふうに思っているのですが、しつこいですが、再度、今後の事業の中で、そういうふうな先進事例を含めて、ぜひおやりいただきたいと思っているのですが、それを確認して終わりたいと思いますが、すみません、しつこくて。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

教育委員会が主体となって、過去に100日運動のような健康づくりの取り組みを進めていたということは、私も承知しております。やはり時代時代に合った施策を行っているという背景が当然おありかなというふうに思っております。例えば、当時なかったパークゴルフ場でありますとか、ゲートボール協会、またはミニテニス協会、多くのスポーツ団体がそれぞれの愛好家を通じて健康づくりに取り組んでいるという部分では、多種多様なそういう種

目、いろいろな形を含めて、今の大樹町にはいろいろな部分があるかなというふうに思っているところでもあり、愛好家の皆様が自分の愛好するスポーツを通じて自分の体力を養う、または、スポーツ力を向上させる、または、同じ愛好家との交流を深めるという部分でも、今は多種多様な、そういう選択肢があるかなというふうに思っているところでもあります。

昨日も南十勝のゲートボールの大会が大樹町でありました。大樹からは4チーム、ほかも含めて10チームの高齢者の皆様が、私も試合の内容を見ておりましたが、和気あいあいと楽しみながら競技を進めておりました。大変頼もしく思ったところでもありますし、これから高齢化が進むというのは大樹町に限らず、日本全国で起こり得ることでもありますので、1人でも多くの高齢者の皆様が健やかでお元気にお過ごしになるということがまずは何よりだというふうに思いますので、これからも介護予防事業の充実はもちろん大切ではありますが、健康で健やかに高齢者の皆様がお過ごしできるような、そういう施策の充実にも努めていければなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

次に、3番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

初めてですけれども、一般質問をさせていただきます。

まず、子育て支援のための学校給食の無償化についてでございます。町長、教育長にお伺いいたします。

国は近年、子育て支援のため、保育の待機児童解消対策など、様々な対策を取り始めました。最近では、低所得世帯の学生を対象に授業料や入学金減免など、高等教育無償化法が成立しております。

大樹町においては、MOMO3号機打ち上げ成功の折、I S T、インターステラテクノロジー社の若い職員も大樹町に移住しているようです。町内の子育て世代や、また、大樹高校存続のため、大樹町独自の子育て支援策として、大樹小学校・中学校と大樹高校の全児童生徒の学校給食を無償にしてはと思い、次の3点についてお伺いいたします。

1点目ですが、酒森町政1期目で独自に実施した子育て支援策がありましたら、お聞かせください。

2点目ですが、大樹小・中学校の児童生徒と大樹高校の全校生徒の学校給食を無償化した場合、大樹町の負担は今年度ベースで年総額いくらになるか。

3点目ですが、町内の子育て世代支援のため、大樹小・中学校の児童生徒と大樹高校の全校生徒の学校給食を無償化にしてはどうか。

以上についてお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、吉岡議員ご質問の「子育て支援のための学校給食の無償化」についてですが、私からは1点目の「独自に実施した子育て支援策」についてお答えをいたします。

保育料につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、昨年9月に改定を行い、今まで国の基準から平均で約50%減額していた保育料をさらに10%減額して、今現在40%とさせていただきます。

また、平成29年度に大樹福祉事業会が運営する北保育園と南保育園に就職した保育士を対象とした家賃助成制度を創設し、保育士の確保にも努めております。

本年4月からは、保護者の疾病や育児疲れ、冠婚葬祭などにより児童の療育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で子どもを預かるショートステイ事業にも取り組んでおります。

2点目と3点目の学校給食の関係につきましては、教育長より答弁を行います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

私からは、2点目と3点目についてお答えいたします。

2点目の大樹小・中学校の児童生徒と大樹高校の全校生徒の学校給食費を無償化した場合の負担額ですが、小中高合わせた本年度ベースでは約2,750万円となります。

3点目の大樹小・中学校、大樹高校の全校生徒の学校給食の無償化についてですが、学校給食法第11条において、「義務教育学校の設置者において、学校給食を提供するよう努めなければならない」と規定されており、人件費、施設設備を除く経費、つまり給食の食材、材料費については、給食の提供を受ける児童生徒の保護者が負担することと規定されております。

一部の市町村においては、人口流出対策や子育て支援の施策として、保護者の負担を市町村が負担している実態もありますが、本町では、法の趣旨に基づく受給者負担の基本的な考え方や食育の観点を踏まえ、引き続き、保護者から徴収して、給食を提供してまいりたいと考えております。

なお、経済的に就学困難な家庭の児童生徒の給食費は、就学援助の制度により無償となっております。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問をちょっとさせていただきます。

ちょっと後先になって申し訳ないのですが、給食を無償化した場合の負担額ですが、総額をお聞きしました。申し訳ないのですが、小中高それぞれ積算があったと思いますので、1人当たり年額いくらになるか、そしてまた、積算の対象人数をまずお聞きしたいと思います。

それから、再質問2点目ですが、学校給食法に保護者が負担することと規定されているということですが、子育て支援策などとして保護者負担分を市町村が負担している実態があるとの答弁でした。私も報道で目にしておりますが、教育長が把握している市町村があるということですので、差し支えなければ、市町村名をお伺いいたします。

それから、3点目ですが、町長はなぜこの学校給食の無償化を行わないのかですが、前回の、酒森町長の1期目の町長選挙の際に、たしか対立候補が学校給食の無償化を選挙公約にしていたと思っておりますが、そのことが無償に踏み切れない理由の1つでもあるのかなと考えてますが、その点いかがか、お伺いしたいと思います。

それから、4点目ですが、酒森町長が1期目で独自に実施した子育て支援策ですが、子どものショートステイ事業など、大変重要なことを実施されたなどと思っております。しかし、全体に見て、継続的な事業もあるからということもあるのかもしれませんが、独自の政策としてちょっと寂しい支援だなど改めて感じたところでございます。

国は今年10月から、3歳から5歳の全ての子どもとゼロ歳から2歳児の無償化対象世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化とするということでございます。これについては執行方針にも書かれておりました。町長が独自に減額した保育料は、今後は国が全額負担することになるのではないかとと思っております。この国の制度の対象外であるゼロ歳から2歳児の無償化対象世帯以外の利用料を町独自に無償化する考えはないか。当初の私の質問とはちょっと離れておりますけれども、独自施策の観点からちょっとお聞きしたいと思います。

また、認定こども園の食料、材料費ですか、無償化してはと思っておりますが、この点についてもお伺いします。

再質問の5点目ですが……。

○議 長

吉岡議員、質問事項に沿ってやってください。飛ばさないで。きちんと質問事項を出しているのですから、それに従った言い方をきちっとしてください、もう少し。

○吉岡信弘議員

はい。

最後に、国がここまで踏み込んだ子育て支援策をとっている中で、これ以上きめ細かな支援策を実施することが地方自治体の役割だと思います。教育長は、無償化はできないとのお答えですが、最終的な予算の決定は町長でありますので、町長にお伺いいたします。

子ども達は大樹町の宝であり、これからの大樹町を支えていくのは子ども達、そして、その子育て世代であります。支援策はいろいろあると思いますが、まず、子育て支援策の1つとして、また、大樹高校の存続のため、学校給食を無償にしてはと思っておりますがいかがでしょう

うか、お伺いたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

まず、1点目です。1年間約2,750万円の根拠を示してということに関してでございます。

小学生の給食費は、1食、240円でございます。児童数276名、年間給食数193日、トータル約1,300万円でございます。中学校、体の成長とともにパンや何かの量が増えますので、1食の単価は288円です。生徒数124名、トータルして約700万円でございます。高等学校、1食の給食費は320円でございます。生徒数142名です。計算しますと、これで750万円。トータルして約2,750万円でございます。

2点目です。管内における給食費を無償にしている町村名でございます。浦幌町、足寄町、陸別町、それから、今年の7月から町長公約で鹿追町がやるというふうに聞いてございます。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

再質問で何点かご質問いただきましたので、答弁を差し上げたいというふうに思います。

第1期目の私の選挙に当たって、対立候補が給食費の無償化を掲げたということですが、私は、議員もご存じのとおり、給食費の無償化については公約には掲げませんでした。その思いは今も変わっておりません。

給食法では、先ほど答弁の中で教育長も申し上げましたが、義務教育学校の設置者においては、学校給食を提供するように努めなければならない。ただ、食材にかかるものについては、その負担を負わないということでありまして、私はこの法の考え方と全く同じ思いであります。口に入るものについては、やはりそれぞれがご負担をいただくということが本来であろうかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、食べるということも教育の一環であるという認識はあります。食育という言葉がありますし、地元でとれる食材を食べるということも立派な教育だなというふうに思っておりますので、食育の観点から、地元の食材を使った学校給食を提供する、その部分については、私どもの負担で児童生徒の皆さんに食していただきたいという思いで、その拡大については、教育委員会にも指示をしているところでもあります。

そういう意味においても、私は、学校給食の無償化については、今までの4年間、1期目の4年間もそうですが、この与えられた4年間についても実施する考えは持っておりません。また、1期目の私どもの子育て支援の政策については、心もとない、物が少ないというご指摘については真摯に受けとめたいというふうに思いますし、これからもそういうことのないように、あらゆる施策を打っていかねばなりません、子育て施策についてもしっ

かりと対応していきたいというふうに思っております。

今、国が幼稚園、保育所の無料化を進めております。まだ新たな制度の中身が具体的に覚えてきておりませんが、その無償化に向けて、幼児に提供する保育所、幼稚園の給食のあり方についても今検討がなされているところでもあります。

私どものほうでも今内部で協議を進めておりますが、しかるべき段階で方針が決まれば、その方向についてはお示しさせていただきたいというふうに思っております。方向についてはまだ検討中だということで、この場で明確にできるものがないということについては、ご了解をいただきたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

保護者の負担の関係ですけれども、市町村が負担している自治体、酒森町長、教育長とも法律に規定されたとおりということでの答弁ですけれども、例えば、教育長、今、管内の3町、それから、今後鹿追ということで、支援策を行うと。これって法律違反になるのですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

法律違反ではないと思います。ただ、法の精神は、先ほど酒森町長も申し述べたように、口に入るものは保護者が。

実は、4月24日に定例の教育委員会がございました。吉岡議員が当選した選挙の3日後でございますが、そのときにはもう、既に地元紙に鹿追町が無償化をやるという記事も出ていましたし、吉岡議員は平成28年3月まで学校給食センターの所長を務められた方ですが、その選挙公約の中にも給食費が書かれていましたので、定例教育委員会の中で、ざっくばらんにご感想を伺うことを聞きました。そうしたら、ある町では、学校給食を提供しないことに誇りを持っている町もあると。我が子のために保護者が弁当をこしらえることに愛情をかけているのだというところもあったぐらいですと。それから、何が何でも全てのものを行政が負担するというのがいいのですかと。この間、道内で痛ましい事故がありました。親が養育放棄し、虐待を繰り返し、衰弱死してしまうというとんでもない事例もあります。せめて親として、給食の食材ぐらいは払ってほしいというのが4名の教育委員の総意でございました。ということで、大樹町教育委員会としては、食材費は法の精神に則り、保護者に負担していただくと、そういうことにしましょうという話し合いを行っております。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

最後の質問にします。

10月に認定こども園等の利用料を国が無償化するというようなことで進んでいるよう
でございますが、今後、学校給食の無償化も各市町村でどんどん行っていけば、保育料、認
定こども園の利用料、そういうものを国が無償化に向けて、学校給食ももしかしたら無償化
に向かうかもしれないと。これをやることは、大樹町が先駆けとなっていくのではないかな
と思っております。また、町長と私の基本的な考え方の違いがありますけれども、私は、学
校の時間帯における全てのもの、給食費を含めて全てのものは、本来、国が行っていただ
いかなと思っております。ただ、そこまで国は行っていませんので、各町村でいろいろな対策
の関係で徐々に、こういう利用料の支援をしてきているのかなと思っております。

今回、私、提案しておりますけれども、町長もこの4年の中ですということを全く考え
ないのだということでございますけれども、これ、多くの町民が喜ばれることだと思うので
すね。実施すれば、町長の実績でもありますから、全く考えもしないのだというような、子
育て世代に冷たいような言い方をさせていただくと大変残念なことだと思っております。イン
ターステラテクノロジズの創業者である堀江貴文氏は、大樹町に関わりを持ってから、また、
今回のロケット打ち上げ成功時や、その後もいろいろな形で大樹町に応援をしてくださって
おります。その都度、いろいろな形で酒森町長も関わっているように報道でもお見受けしま
すけれども、これから人口を増やしていただけると……。

○議 長

吉岡議員、もう少し簡潔にお願いします。質問事項を簡潔に。

○吉岡信弘議員

これに答える意味でも、ぜひ多くの町民に喜ばれることであると確信しておりますので、
学校給食の無償化を来年度から実施しますとの町長の答えを期待して、質問を終わります。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、私は、子育て支援、または学校教育における教育の
あり方については、未来を担う子ども達をしっかりと大樹で教育していくという思いを強く
持っておりますので、あらゆる部分で教育にかける予算は惜しんでいるつもりは毛頭ありま
せん。例えば、今、高校生の皆さんがここで傍聴してくれていますけれども、高校の通学費
も含めて、高校には多くのお金をご支援させていただいているところです。先ほどの給食費
の無償化で2,750万円という金額がありました。ほぼ同じぐらいの金額を毎年高校の
生徒の皆さんに町からご支援させていただいているところでもありますし、小中学校におい
ても、教育支援員という形で、大樹町独自の教員を配置して、子どもの教育の充実を図っ
ているところでもあります。

議員がおっしゃるとおり、確かに給食費の無償化というのは、ちょっとこんなことを言う

と語弊があるかもしれませんが、非常に口当たりのいい政策だというふうには思います。ただ、私は、いろいろな部分で教育に対するお金を惜しむつもりは毛頭ありませんが、給食費の無償化というところについては、先ほど私が説明をさせていただいたとおり、または教育長が答弁をしたとおり、やはり保護者の責任においてしっかりとご負担をいただく、そういうものだというふうに思っております。学校給食に関しては、私達の役割は、安心して安全なものを、そして美味しいものをきちんと提供する、そういう役割をこれからも担っていきたいというふうに思っているところでもあります。

私の任期4年間の中で、学校給食を無償にする考えは今のところないというお話をさせていただきました。それを町民の皆様が教育に冷たいというふうにおとりになるのであれば、それは私の説明不足になろうかなというふうに思っておりますので、ほかの教育に関する取り組みも含めて、しっかりと私の思いを町民の皆様にお伝えさせていただければと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

私、この4年間、全力で当たるのですけれども、このことにつきましては、今お答えありましたけれども、また次期もありますので再質問させていただくことになると思いますけれども、以上で終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番辻本正雄君。

○辻本正雄議員

私、議員になりまして初めての一般質問でございます。大変緊張しておりますが、町長、よろしく願いいたします。

それでは、私のほうからは、海外研修生の支援についてということで、3点質問させていただきます。

大樹町の基幹産業である農業、特に酪農の分野では、働きながら技術、知識を習得し、母国の経済発展に寄与する人材育成、いわゆる技能実習生の受け入れが増加しています。

さらに、本年4月より、特定技能在留資格が新設され、14業種の単純労働が認められることとなりました。この資格は、ハローワークを通して採用も可能なことから、雇用労働者

不足の企業の担い手としてさらに増加することが予想されます。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

これまでに生活習慣の違いから住民トラブルがあったかなかったか。

2点目として、今後、在留資格者に対する支援、いわゆる行政サービスをどこまでやっていただけなのか。

3番、大樹町として外国人雇用の必要性は考えておられるのか。

この3点について質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、辻本議員ご質問の「海外研修生の支援について」お答えをいたします。

昨年12月、入国管理法が改正され、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設され、業種によっては技能実習との使い分けが可能となりました。

本年5月末の大樹町内の外国人の方は95名、そのうち技能実習73名となっており、増加傾向にあります。

1点目の「生活習慣の違いによる住民とのトラブルの有無」についてですが、特にトラブルや苦情は寄せられておりませんが、移住当初、ごみの出し方がわからず、間違えた曜日に出したり、急な病気やけがの際、治療を受けるのに言葉が通じず困ったということもあったとお聞きしております。

2点目の「今後の在留資格者に対する支援、行政サービス」につきましては、生活オリエンテーションや生活のための日本語習得への支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援などについて、今後、関係機関と検討していきたいと考えております。

また、暮らしに必要な各種の案内、パンフレット、ホームページ等の多言語化を進めてまいりたいとも考えております。

3点目の「大樹町としての外国人雇用の必要性」についてですが、深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内の人材を確保するための取り組みを行っても、なお人材確保が困難な業種において、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくことは今後大変重要であり、そのための仕組みの整備が必要であると考えています。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ただいまの町長の答弁の中で、現在100人近くの外国人の方が大樹町で住民となり暮らされておると。そして、トラブルもなくということで、大変安堵しているところでもあります。

そこで、この100人弱の国籍、多い順で結構なのですが、その人数をちょっと、わかっ

たら教えていただきたいと思っております。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

現在、令和元年5月末日の外国人の内訳につきまして申し上げます。

95人ということでございますけれども、男性が42名、それから女性が53名ということでございます。国別に申し上げますと、ベトナムが68人、それからフィリピンが13人、中国が4人、韓国が3人、カンボジアが3人、ネパールが2人、あと英国、米国がそれぞれ1人ということでございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今の中で、ベトナムが主流ということであります。

今後の行政サービスについてであります。この60数名の方をちょっと頭に入れておきながら、町長の答弁の中でも、生活の違いによるという点に、病院の受診の際に言葉が通じず苦慮したというような事例があったとお伺いしております。そういった中で、支援について日本語の支援ということをおっしゃっていただいたのですが、実は、日本語の支援というと大変時間がかかるわけなのです。そういった中で、実は、研修生、あるいはエンジニア、そういった方の在留資格というのがおおむね3年から5年が大体今主流となっております。そうするとローテーションが早いというのですか、絶えず新しい外国人の方が見えられると。そういったときに日本語を支援するだけではちょっと手薄かなと。そういったときに外国人、母国語の、今67人という人数があったのですが、その方の国から日本語の通訳として町の職員として配属してはどうかと、そのような考えを私は持っておりますが、町長は今後そのようなことを考えていただけるかどうか、お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

実は、私、外国の研修生の対応についてどういう形をしていかなければならないかというところで、ちょっと考えさせられたことが1点ございました。

昨年11月に町立病院で人間ドックを私が受けている際に、具合の悪そうな女性の方が病院にいらっしゃいました。私が拝見した中では日本の方ではないかなということで、大変体調が悪そうな感じでありました。私もドックだったのでいろいろな検診を受けている際に、最後のほうにお1人の方がお越しになって対応されておりました。その方は多分同じ言語ができる通訳、日本語の言語がわかる方だったと思ひまして、具合の悪い女性の方と通訳の男性の方、そして、私どもの町立病院の看護師の3人で、どういう症状なのか、どこが痛いのか、どこが具合悪いのかというところの問診をしておりました。大樹町の行政サービスを提供し

ていかなければならない私どもとしては、もう実態はそういうところに来てしまっているのだということを感じたところでもあります。

外国の労働者の方々を単に労働者として捉えるのではなくて、大樹町に住んでいただいている、地域の経済を支える、産業を支える重要な役割を担っている担い手だというふうに考えたときに、私どもとしては、そういう方々に対してもしっかりと行政サービスを提供する、そういう役割があるなというのを感じたところでもあります。

外国の方々が今就労している現場は農業関係が多いということではありますが、これが他の分野にも、商工業でもありますし、水産業でもあるかもしれません。ほかのサービス業にもどんどん拡大していくということも当然想定されるということがありますので、今後そういう方が大樹町で安心して就労して、地域の労働力、そして地域の経済を支える担い手として活躍できる場を提供していくことも私ども行政の役割かなというふうに思っているところでもあります。

そういう意味では、今大樹町にあります、関係機関でつくっております農業の組織があるのですが、その1つの部会に外国の研修生の対応について検討するように今指示をする予定であります。来週にもその団体の総会がありますので、その中で私から発言をさせていただければなというふうに思っております。ある程度検討できる組織をつくった中で、実習生の方も、実習先のご理解をいただかなければなりません、ご理解をいただければ、その検討の場にもそういう方も一緒に入ってもらって、実際にどういうニーズがあるのか、どういうことが必要なのかというのを検討していければなというふうに思っているところでもあります。

議員ご質疑の中にあつた、町の職員としての採用ということではありますが、その検討の先にそういう必要性があれば、私どもとしても検討していかなければならないかなというふうに思っておりますので、まずは、検討できるようなそういう組織を今月中にも立ち上げられればなというふうに今準備を進めているところでもあります。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ただいま町長のほうから力強い、海外研修生の支援ということでお言葉をいただきました。

町長の執行方針の中でも、基幹産業の、農林水産は問わず、いろいろな業種にも通ずることなのですが、そういった産業振興の第一は、今は担い手だと思っております。そういった意味で、町長も同じ考えということで、速やかな研修生の支援、期待しているところでもあります。ぜひよろしくお願ひしたいと。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議 長

次に、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

私も辻本議員同様、初めての質問をさせていただきますので、若干緊張気味ですが、よろしく願いいたします。

早速、質問内容に入りたいと思います。

毎年3月下旬に、海岸に接している町内計5地区では、地震・津波避難訓練を実施しています。私の記憶では、5年目、6年目に入るかなと記憶しておりますが、平成28年の8月に発生した3度にわたる台風の襲来によって、晩成行政区会館も屋根が剥がれ、雨水が浸入し、その後、修復はされておりますが、築40年以上経過し、会館の老朽化が著しく、避難所としての機能が低下していると強く感じたところでありました。また、生花行政区会館も同様に老朽化しているような現状であり、一刻も早い大規模な改修もしくは建て替えというような必要性があるのではないかと。以前より両行政区から役場さんのほうにお願いをしているというふうには伺っておりますが、具体的な段階になっているのか、ちょっと不明でございますので、まず、両行政区会館は避難所としての位置付けがあること、これをもともとから考えますと、優先事項として取り組んでいただきたいと考えますので、以下の2点について、町長のお考えを伺いたいと思います。

1つ目、晩成・生花行政区会館の避難所としての建て替え計画があるのかないのか。もしくは、あるとしたら内容的にどうなのか。

2つ目、建て替えとなると、当然ながら、その財源についても考慮しなければならないことから、いろいろな町の今後の予定もございませう。お聞きしている範疇では、役場庁舎や児童施設等の建設予定もありますので、常にプライオリティーといたしますか、何を先にやるかというようなことを考えざるを得ないと思います。そういう意味で、目処となる時期がはっきりあるのならばお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の「生花・晩成行政区会館について」お答えをいたします。

最初に、行政区会館などの状況であります。町内の行政区会館は29施設あり、尾田、中島、歴舟のコミュニティセンターと、石坂、旭、浜大樹の行政区会館の6施設を除く残り23の行政区会館については、いずれも建築年が古く、老朽化している状況にあります。

そこで、町では平成28年度に行政区会館の修繕要望調査を行い、その要望内容に基づく今後の方針として、これからも可能な限り長期に使用するというをお願いし、主にトイレの改修、洋式化と、建物の損傷が進んでいる部分の修繕を行うこととし、平成29年度から順番に対応し、今年度の修繕分により一応の完了を予定しております。

ご質問1点目の避難所としての建て替え計画は、内部的には建て替えるべきとの認識ではありますが、その前段として、建設場所や災害時の避難者の収容人数などについての整理が必要と考えております。

両行政区会館ともに、位置的には津波浸水予測区域の外ではありますが、津波浸水予測区域内の民家や公共施設があること、また、生花研修センターは、大雨や融雪時の河川氾濫や水の滞留による浸水が懸念されることなどもあり、安全で避難しやすい場所の選定のほか、晩成福祉館は、晩成温泉利用者など住民以外の避難の可能性や停電時の電源確保などについての考慮も含め、今、行政区や関係者との協議を進めていきたいと考えているところでもあります。

2点目の財源についてであります。平成23年度に整備した浜大樹と旭の行政区会館につきましては、事業費のほぼ全額を辺地対策事業債で賄っており、その元利償還額の8割は、後年度の地方交付税により措置されております。

生花・晩成地区の行政区会館を整備する場合、適当な補助制度がないため起債による対応となりますが、地方交付税措置率が7割以上となる地方債の充当が見込めますので、町の実質的な持ち出しはかなり低く抑えることができるのではないかと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご回答ありがとうございます。

実は、再質問としまして、生花、晩成に限らず、町内全体の行政区会館の修繕についてもいろいろお聞きしたかったところなのですが、おおむねご回答いただけたかなというふうに感じております。

いずれにしても、平成29年度から修繕に向けての着手をし、今年度の修繕分でトイレの改修と、特に洋式化を進めているとありましたが、実際、先ほども質問した中身として、ではどこから始めるとか、具体的に順番があると思うのですけれども、それはどういう根拠でなっているか、もしあるとしたらお答えいただきたいと思っております。よろしく願います。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

29年から修繕を行っているということで、今年度、一応の終わりを考えているというところにつきましては、今ご質問の生花・晩成地区の行政区会館、それと麻友地区にある、行政区会館として利用している箇所1カ所、その3カ所を除くところの修繕は完了するという形になっておりまして、計画というのはこれからの先のことですが、その3カ所についての計画でございますが、今、町長の答弁のあったとおり、生花・晩成地区については、補助事業はないけれども、起債ということで、財源措置のある起債が見込めるということで、この修繕が一旦終了した段階で、今年度から少し打ち合わせに入らせていただければと考えております。

もう1カ所の町内の部分については、麻友行政区の使っているところについては、適正な

ものが今のところまだ見つからないということで、そういうところがもう少し調査が必要かなと考えているような状況でございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、ご回答にありました生花・晩成・麻友地区以外はということでございました。その後、順次検討していくというようなご回答というふうに認識しておりますが、先ほど町長のご説明にもあったように、生花・晩成地区の行政区会館は、やはり過去の大雨時の冠水事例とかあります。そういうことを考えると、生花についてはやはり今の立地が正しいのかどうかということも検討しなければならない。また、晩成においては、セキレイ館や晩成温泉がある。実際、緊急避難時にどのぐらいの人数が発生するかわからない。ある程度想定しながら設計といいますか、そういう中身の機能を満たすようにしなければならないということは当然かなと思います。そういう形になっていくように、具体的に、やはり設計段階で、住民との協議、行政区との協議等も当然必要かと思っておりますので、その辺のことを十分進めていただきたいというふうに思います。

今後の目処として、先ほどのご回答に、今年度中にそういう段階に入るというようなご回答でありましたが、具体的にいつごろかということがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員のご質疑の中にもありましたが、町は今、優先順位を決めて、必要な公共施設の整備を進めているところでもあります。ただ、生花・晩成の行政区会館についても地域の避難施設であるということ、また、平成29年度から改修を進めております他の行政区会館に比べて年度が古いということもあって、やっぱり老朽化が著しいということで、やはり改築を進めるべき施設であるという認識では、私どものほうでそういう認識を持っているところでもありますので、これから具体的な検討を地域の皆様と進める中で、どういうものになるかというのは最終的にまだまだ必要かもしれませんが、いつごろ改築を進めていくのだというスケジュール的なものについては、今年度内にお示しできるかなというふうに思っておりますので、地域の皆様とまたご相談をしながら、まずは、どういうタイミングでやっていけるかということも含めて、時期的なものについては今年度中に目処をつけたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、具体的に町長のほうから今年度中にとということでご回答ありました。やはり当然のよ

うに町の財政面的なことも考慮しなければいけないということもあります。ですが、いかにリスクヘッジするかということもやはり重要な観点ではないかと思しますので、例えば先ほどの建物自体だけではなくて、駐車場のスペースはどうなのだとか、具体的なことが今後必要になってくるかと思しますので、その辺のところの協議の段階でぜひ進めていただきたいと思ひますし、晩成・生花行政区会館以外にも町内の、先ほどご回答にあった麻友についても、同時進行的に進めていただければなと思ひます。

これにて、私のほうは質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

次に、4番西山弘志君。

○西山弘志議員

初めての一般質問なので、よろしくお願ひします。

私は、通学路の安全対策についての質問をしたいと思います。

現在、国道、道道、町道の中で学校が指定した路線を通学路としております。国道、道道については横断歩道や信号が設置され、一定の安全は確保されております。しかし、町道については、横断歩道、信号機が設置されている箇所は町内に1カ所しかなく、横断歩道もない危険な状態です。

また、近年は、不審者情報も増加傾向であり、都市、過疎地関係なく犯罪が多数発生しており、少年団活動、部活動で遅くなった場合などの不安解消と、事件・事故から子ども達を守る必要があると思ひれます。

そこで、次の2点について町長にお伺ひします。

1つ、町道の横断歩道が非常に少ないと思ひれますが、今後、通学路の危険箇所に横断歩道の設置を要望する考えはないか。

1つ、今年度は小学校、中学校の通学路に防犯カメラを設置する計画ですが、今後、保育園、高校の近隣に防犯カメラを設置する考えは。

町長の考えをお願ひします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、西山議員ご質問の「通学路の安全対策について」お答えをいたします。

1点目の「今後通学路の危険箇所に横断歩道の設置を要望する考えはないか」であります。ご質問の横断歩道については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に基づく「指示標識」となり、北海道公安委員会が設置をするものであります。

町では、地域安全条例に基づき地域安全推進協議会を設置し、「交通事故、地域の犯罪の現状把握に努め、交通及び生活の安全対策について協議し、施策の推進と町長に意見を述べること」としております。

この協議会の中での協議に基づき、横断歩道の設置を初め、信号機及び歩行者用信号機の

設置、一時停止標識の設置などを関係機関に要望しておりますが、「危険性が高い箇所とは認められない」、「交通規制等の設置基準に満たない」などの理由により、認められるケースが少ないというのが現状であります。

しかし、通学路のみならず、住民の方々の安心安全を確保することは町の責務であるため、これからも引き続き要望は行ってまいりたいと考えています。

2点目の「今後保育園や高校の近隣に防犯カメラを設置する考えはないか」についてですが、今年度、小中学校の通学路に設置するに至る経過は、地域安全推進協議会で設置の必要性を検討していただいた結果、通学路の見守り、安心安全の確保、犯罪未然防止のための抑止効果を狙いとして設置することに至ったものであります。

協議会の中では、南北の保育園及び高校に至る路線への設置も協議をされましたが、保育園については、施設の建て替えについて協議しているところであるため、防犯カメラの設置については時期を先送り願いたい旨のお申し出があったこと、高校については、通学する路線沿いにある小売店舗に設置される防犯カメラへの映り込みもあるとの理由により、今年度の設置には含めておりません。

防犯カメラの設置目的は、犯罪未然防止を目的とした抑止効果を期待するもの、犯罪が起きてしまった場合に早期解決のための資料の1つとして利用できるなどがあります。しかし、一方では、防犯カメラは一定数の設置がなされないと効果が生まれえないなどの課題のほか、プライバシーなどの問題から取り扱いに関する課題もあるものと考えています。

そのため、設置に当たっては、住民の方々の理解が必要不可欠なものであるため、これからも説明会のほか、広報紙等による周知も予定をしております。

今年度の防犯カメラの設置により、住民の方々の理解が進み、設置の必要性が浸透し、他の場所への設置の要望につながれば、今年度の設置にとどまらず、都度、設置に向けた協議、検討を行ってまいりたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

再質問ということで、最近、悲惨な事故・事件、また、高齢者ドライバーの事故が多発し、大樹においても例外でなく、もう他人事ではないと感じております。

現在、大樹町保育園、中学校、高校の周辺には横断歩道がなく、大変危険な状態と感じております。横断歩道のない通学路であります。通学路マップもありますが、通学路の安全確保の対策等、徹底をお願いしたいと思います。町民、父母の声を聞きながら、必要な場所にガードレールや押しボタン式の信号の設置をこれからも引き続き要望していただきたく、お願いいたします。北海道公安委員会、地域安全推進協議会の連携をとって進めてもらいたいと思います。

先ほど町長の答弁を聞き、防犯カメラの重要性、必要性が確認できました。これからは防

犯カメラの時代です。不審者、不審車両に対し、見ている、見られているという心理が抑止力につながると思います。児童、学生の通学時の安全確保はもちろんですが、住民生活の安全安心な暮らしを守るためにも、危険箇所を把握して、必要な対策をとることが大事と考えております。町長の考えをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

通学路の安全対策については、私も本当に必要だなというふうに思っておりますし、町道における通学路についても危険な箇所、または事故につながるような、そういう場所もまだまだあるかなというふうに思っているところでもあります。

冬期間、通学路を使って通学する児童生徒の皆さん、歩道の除雪が朝の段階で間に合っていないというふうなことも高校生議会のみんなからもご指摘を受けているところでもありますので、除排雪を含めた安全対策については今後も万全を期していきたいというふうには思っているところでもあります。

また、横断歩道や信号等も含めて、道路標識等も含めて、今後も地域安全推進協議会などと検討を進めていきながら、必要な箇所については、引き続き何度も何度も強く要望していきたいというふうに思っているところでもあります。

児童生徒が安心して通学できるような、そういう対応については、私どもに限らず、町民全体でその役割を担っていければなというふうに思っておりますので、これからも町民の皆様へのご協力も含めて、そういう周知も私どもの務めとして、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

では、最後に、子ども達は町の宝です。子ども達の命を守る対策、町長よろしく願います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、午前中に引き続き、一般質問をお願いいたします。

私のほうから、高等学校の学級数の対策について、町長、教育長にお伺いいたします。

特に、地元の大樹高校では、1948年に創立以来、今日まで7,669名の卒業生がそれぞれの地域社会で活躍しております。昨年、同窓会事業として70周年記念事業が盛会に実施されました。しかし、今なお、児童数の減少の中、今年度の公立高校入試では、道内全体で26校、管内で3校の学級減となり、大樹高校も対象の1校となりました。

町は、これまで通学費助成や下宿補助、検定合格補助制度、学校給食の提供など一部に負担をいただいているのですけれども、それと修学旅行の費用の一部の助成など、2間口維持・確保に向けて取り組んでまいりましたが、今年度も大樹高校も募集人員80名のところ42名の欠員が生じ、新1年生38名、全校生徒142名、5学級編制で、教職員が23名の令和元年のスタートとなりました。早期にも6学級編制に復帰することが喫緊の課題と考えますので、次についてお聞きいたします。

1点目ですけれども、道教委の公立高等学校配置計画、平成30年度から平成32年度までの計画の内容と、平成31年度から平成33年度までの概要と計画の内容についてお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、今年度の公立高校配置計画の地域別検討協議会、4月22日に開催しているのですけれども、その詳細と大樹高校への影響について、2点目、お伺いします。

3点目ですけれども、大樹高等学校活性化推進協議会、例年ですと、平成30年度では7月と12月に開催がされ、今年度の開催予定と協議の内容についてお聞きしたいと思います。

4点目ですけれども、6学級編制を基準とした場合、5学級編制、4学級編制の配置教員数と授業の影響、カリキュラム、普通科目、芸術科目、技術科目、そして部活動への影響について、どう影響してくるのかお聞きしたいと思います。

5点目ですけれども、町長の公約の1つの中に、大樹高校の存置対策の推進と掲げているが、具体的な取り組みがありましたら、それについて、詳細についてお聞きしたいと思います。よろしくお祈いします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

それでは、齊藤議員の「高校の学級数（2間口存続）対策」につきまして、私からは1点目、2点目、4点目についてお答えいたします。

1点目の「道教委の公立高等学校配置計画、平成30年度から平成32年度までの計画の内容、平成31年度から平成33年度までの概要と計画の内容」についてですが、十勝学区

における平成30年度の大きな変更点は、幕別高校普通科1間口が募集停止し、私立江陵高校の校舎を使用して、新設校、幕別清陵高校として普通科3間口で開校しました。

平成30年の2次募集後定員割れし、1間口減となった清水高校、本別高校、広尾高校も従来の募集人員計画となり、平成31年度の入学選抜を行いました。その結果、広尾高校は41名で、かろうじて2間口となりましたが、清水高校、本別高校は昨年度に引き続き1間口減となり、また、大樹高校も38名で2間口には3名足りず、1間口減となりました。

平成32年、令和2年度の配置計画の大きな変更点はありませんが、今年度2次募集後、定員割れし1間口減となった清水高校、本別高校、大樹高校の募集人員計画は、今後の進路希望調査等の状況を踏まえて、9月中に決定される見通しとなっております。

平成33年、令和3年度の配置については、帯広柏葉高校が7間口から6間口に減らされる計画が示されております。

2点目の「今年度の公立高校配置計画の地域別検討協議会の詳細と大樹高校への影響」につきましては、本町からは副町長、小学校長、小学校PTA会長、中学校長、私が出席し、道教委から多数の資料説明がされましたが、内容に目新しいものはございませんでした。

意見発表は1名のみでしたが、その内容は、人口減少・少子化が進展している中で、各町村は、多額の予算措置により地元高校存続に向けて通学費等の補助をしているが、定員の確保は非常に厳しい状況が続いている。1学級40名の基準を35名に軽減するよう国に働きかけてほしいというものでございました。

大樹高校に直接関係する「2学級以下の小規模校のあり方」につきましては、「今後も中学校卒業生数の減少が見込まれることから、欠員の状況や地元からの進学状況などを踏まえ、学級減や再編整備を含め、そのあり方の検討が必要」と明記されていますが、第1学年1学級の高校のうち、大樹や本別のように地理的状況から再編が困難であり、これは交通機関を使って1時間以上かかるということを指しているそうです。かつ地元からの進学率が50%以上と高い高校については、教育環境の維持向上を図るため、地域連携特例校の導入の検討が必要との説明があり、再編整備は留保されております。

なお、1学年1学級の在籍数が20名未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備との文言が示されておりました。

4点目の「6学級編制を基準とした場合、5学級編制、4学級編制の配置教員数と授業の影響（カリキュラム・普通科目・芸術科目・技術科目・部活動等への影響）」についてですが、今年度は1学級減の5学級体制ですが、既に6学級編制で教育課程カリキュラムの編成済みなどを理由に、過員教員2名を含む19名が配置されています。この中には、加配教諭3名（少人数指導加配、通級による特別支援加配、小規模校加配）も含まれており、この加配がなくなると非常に厳しい状況になります。

次年度については、新1年生が2学級で、5学級体制となっても2名減の17名体制で実習助手も剥がされ、4学級編制の場合はさらに5名減の12名体制になります。これは校長、教頭も含めての12名体制ですので、一般教諭はたった10名でございます。

高校の教科は最低でも10教科必要であり、各教科の担当教諭が1名では、ゆとりのない状況になってしまいます。

今の教員体制は、英語科3名、国語科2名、数学科2名、理科2名、体育科2名と恵まれた体制で、選択学習により手厚い指導もできています。部活動も充実し、町への貢献も増えてきております。

3点目と5点目につきましては、町長よりお答え申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員ご質問の3点目と5点目につきまして、私からお答えをいたします。

ご質問の3点目、「大樹高等学校活性化推進協議会の開催予定と協議内容について」ですが、会議の開催は毎年6月ごろと12月の2回で、今年も同様に考えておりますが、必要があれば随時開催してまいりたいと思っております。

協議内容ですが、高校の活動報告、通学費補助等の計画及び実績、入学予定者の状況、高校活性化のための意見交換などが中心で、これまでに通学費等の補助や各種検定の補助、ポスター作製などの事業についても協議をしてまいりました。

5点目の「大樹高校の存置対策の推進の具体的な取り組みの詳細」ですが、現在実施している通学費等の補助や海外見学旅行への支援の継続、宇宙や大自然、農業・漁業、JAXAスペーススクールへの参加など、町の特色を生かした授業や講演会、部活、課外活動への支援など、魅力ある高校づくりについて活性化推進協議会等と協議を進めながら、生徒確保に向けて有効な施策をこれからも講じてまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、再質問させていただきますけれども、まず、教育長にお聞きしたいのは、道教委は23年から26年度の見通しの中でも公表しているのですけれども、4年間で2～3学級相当の調整、また、帯広市内の周辺で学校の配置のあり方を含めた再編整備が、定員調整が必要とされている中で、道教委は、十勝学区の中では中卒者、20年度は前年度と比べると125名減の2,956名前後と聞いております。21年度は2,860名、22年度は2,849名と、そういう数字を出しているのですけれども、そういった中で、大樹町を含め南十勝、20年度から24年度ぐらいまでの中卒者、受験生の動向をどのように把握しているのか。大樹町町内と南十勝全体についてお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

2019年、今年の場合は、大樹町は46名で、次年度は41名と5名減になりますが、

南十勝2町2村、それから生活圏が大樹であります幕別町忠類、これを合わせますと、2019年は175名の中3でした。次年度は190名ということで、15名増えております。ただ、大樹町は46名から41名と5名減ではございますが、南十勝全体としては15名増えるということです。再来年は、大樹が一番ピンチでございます。大樹中の3年生は35名になってしまいます。南十勝全体でも減りまして、165名です。3年後、南十勝全体増えます。182名。4年後170名。5年後、ぐっと減りまして158名となっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、一番どん底つくのは、今の小学校5年生。大樹小学校は多いのですけれども、南全体では、今言ったとおり150名前後ということで、一番ピンチな時期が来るのです。要するに、これから5年先をどう見通すかということなのですからけれども。

それで、大樹や本別のように地理的な状況から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が50%以上と高い高校については、教育環境の維持向上を図るために地域連携特例校の導入の検討が必要だと、そういう説明の答弁をいただきましたが、その地域連携特例校の教育環境、こういった特例があるのか、その詳細について、まずお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

地域連携特例校、なかなかなじみのない言葉ですが、これは1学年1学級の小規模な学校のことを指しております。近隣の地域連携協力校と連携し、出張授業や遠隔授業などにより教育環境の充実を図るものとされております。

来年度から地域連携特例校になる根室管内の羅臼高校の場合は、中標津高校が地域連携協力校になり、出張授業のほか、合同の学校行事、体育祭、文化祭や部活動、生徒会交流など様々な連携を行い、教育環境の充実を図るというふうになっております。

また、地域連携特例校には遠隔システムが導入され、映像や音声を双方向でライブ配信し、専門的で質の高い授業が提供されているとのことです。具体的には、道南の寿都高校がコミュニケーション英語の授業を札幌西高との遠隔授業で、道北の豊富高校が数学の授業を札幌東高との遠隔授業で実施して成果を上げていると伺っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

特例校ですけれども、聞こえはいいのですけれども、よく中身を検討すると、教職員の出張、それと遠隔操作ということで、例えば授業で遠隔操作しますと、生徒はいる、先生は教壇にいないのですね。画像を見て、オーバーヘッドスクリーンを見て、帯広中心校が授業をやると。そういったことになってしまうと、本当に特色ある授業ができるかという課題がこ

れから出てくると思うのですよね。

それで、大樹中学校の在籍数ですけれども、今3年生、41名いるのです。特別支援の子どもも含めまして41名ですけれども、ちょうどこの時期、管内統一的に進路調査がされているのですね。それで、大体18日、来週の18日前後にはその進路調査の結果が出るのですけれども、現3年生は2年生のとき、3月にも進路の調査をしているのですけれども、そのときに地元高校、大樹高校の進学率がどのぐらいあったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

大樹中学校、現3年生、特別支援学級在籍生徒3名を含み41名の3月段階での大樹高校を第1希望に挙げている生徒数は17名で、地元進学希望率は41%でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

41という数字なのですけれども、41人中17人が大樹高校を第1希望ということで、特に地元高校50%が基準なのですけれども、これについては、最後、後のほうで町長にお伺いしたいと思います。

学級編制が減少していく中で、特に6学級編制になりますと、最低でも10教科、答弁にありましたけれども、管理職を含め12名体制となることから、かなりゆとりのない状況になってくると思うのですね。今、大樹町独自の「大樹学」の推進で、小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業とか、小中高連携協議会を開いて、いろいろ3部会で、それぞれの小中高を活かした授業を行っているのですけれども、これに多分影響が出てくると思うのですけれども、そういう影響は出てこないのか。授業に響くと思うのですけれども、それについて、最後に教育長にお伺いしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

学級減に伴う教員配置定数減による小中高連携教育や「大樹学」への影響は、魅力ある理科や家庭科の先生が削られることによりダメージは大きいですが、組織としては維持していきたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、何とか「大樹学」は従来どおり、小中高連携で行うと思いますけれども。

それで、これから先は町長にお伺いしたいのですけれども、今回、1学級編制の中で、大

樹高校の青木校長は、学校の魅力が伝わりきれていないことが改めてわかったと。ホームページや学校案内も利用し、新しく質の高い教育を提供していくことを広く発信したいと。こういうコメントを新聞等で流しているのですけれども、学級数維持に注ぐと考えながら、これは学校だけではなくて、町全体で支える必要があると思うのですね。先ほど言いました41名のところ17名ということで、41%という地元高校の中で、ここまで来たら有識者、同窓会を交えながら、町として共通課題を持ちながら、施策をしていくことが町として重要な課題ではないかと思うのですが、それについて町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段、議員と教育長の質疑の中で、地元の進学率の話が出ておりました。従前は50%台の後半、58%とか、60%近いときもあったかなというふうに思っているところですが、大樹中学校の在籍3年生の今現在ののですけれども、進学率が5割を大きく下回って41%というのは、私はこの数字は非常にショックだなというふうに思っているところでもありません。

また、ただいまご質問もありましたが、実はこの2月に「町長と語る会」で、私が出向いていろいろお話をしたときに、高校の存続の話がありました。小学生の親御さんから、正直大樹高校の魅力が僕はわからないというようなことをご発言いただいて、どういう取り組みをやっているかというところも、自分達小学校の保護者はわからない部分は結構あるよというようなことをご発言いただいて、それも少なからずショックを受けたところでもありません。

議員ご存じのとおり、大樹高校の今までの在校生、例えば、町の行事、イベントに参加してくれるとか、花壇を植えてくれるとか、そういう部分、または、高校に限らず小中学生もそうですけれども、町の人に必ず挨拶をするとかという、そういう取り組みをしてきた経過もあり、大樹高校生が大樹町における役割というのは十分あるし、そういう意味は高校からもご発信をいただいているのかなというふうに思っているところでもあります。

今回、大樹高校の1年生が1学級編制になったということで、その思いを受けて、校長先生が十分発信できていないのではないかという反省のもとに、これから発信をしていきたいという強い思いを申し述べたのかなというふうにも思っておりますので、私どもも町としてどういう形で支援をしていけるのかというところは、今後、様々な場面で検討が必要かなというふうに思っておりますし、今回、私の改選だったということもあって、全ての行事が少し押ししているのですが、高校活性化推進協議会についても、7月の頭に今開催をするような段取りで進めておりますので、その中で、今年の1年生の状況、またはこれからの生徒数の推移なども含めて、どういう対策が必要かというところはみんなで知恵を絞っていければと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長がおっしゃったとおり、本当に小学生の父兄もよく理解していない面もある、高校のあり方という。でも、やっぱり高校生は町で一生懸命活躍しているというのは、町民はみんな理解していると思うのですけれども。

それで、大樹高校があることによって、交付税とか経済的効果は前回の一般質問で答弁いただいたのですけれども、億単位の金が結構動くのですよね。それで、そういうことは、まだ町民はよく知らないのではないかと思うのですよ。過去に、特例2間口で大樹高校が38名になったときに、黒川副町長が当時担当職員だと思うのですけれども、町民の決起集会みたいなのを開いた記憶があるのですよね。十勝管内でも開催して気を引き締めている町村もあると聞いているのですけれども、もっと地域住民に高校の存置の重要性をいろいろな場所で周知すべきではないかと考えるのですけれども、そういった町全体の周知、もっと理解してもらふ必要性、高校の必要性、交付税、お金がどれだけマイナスになるのだよという、そういうことをもっと町民に周知すべきではないかと思う。そういうことは考えないのでしょうか。町長お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員がおっしゃるのは当然であります、大樹高校が地元に必要な存在であるということは私どもも強く思っておりますし、それは町民の皆さんも少なからず思っていると思います。

仮に大樹高校がこの地からなくなった場合、その段階で、私は高校に通えない子どもが出てしまうということを非常に危惧しています。今の通学状況から考えると、仮に帯広市内の高校に通学するしか高校に通学する選択肢がなくなった場合は、郡部の子ども達で、大樹まで朝来る足の手段がないという子ども達が想定されますので、そうなったときに、高校に通学できない子ども達が出てしまうということを危惧しているところでもあります。

町民の総決起集会という意味では、大樹高校が大樹町にとって必要だという存在を町民に、そして町外にも広くアピールする、道教委も含めてですけれども。アピールする1つの大きな手段であるかなというふうに思っておりますので、ちょっと今、副町長とも話していたのですが、過去に高校の関係で総決起集会をやったかどうかというのは、ちょっと僕、イメージないのですけれども、農業問題とかはあるのですが。また、そういう必要性も含めて、これから開催されます活性化推進協議会、または高校の振興会等ともご相談を申し上げていきたいなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ前向きに、やっぱり通えなくなった中学生が出ると大変なことになるので、その辺は今後お願いしたいと思うのですけれども。

もう1つ、提案したいのは、この南十勝において、平成20年度の春に中札内高等学校が閉校したのですよね。当時関わっていた村民というか保護者が、今現在、大樹高校の同窓生や保護者として活躍しているのですけれども、その当時、関わったときに、相当閉校した思いとか、まちがなくなったときの本当の決断、寂しい、残念だという話を聞いているのですけれども、そういった地域住民の話も聞いて、お互いに地域住民として危機感を持つことも1つの手段と。そういう講習会、懇話会というかな、そういうことを高校中心に行うことも、PTAがいいのか、振興会がいいのか、同窓会がいいのか、わかりませんけれども、そういうことも1つの方法ではないかと思うのですけれども、それについて町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

高校の活性化推進協議会が、今のところ町のいろいろな団体も含めて、高校も含めてですけれども、一堂に会して高校の活性化について協議する場でありますので、今後も有効に活用していきたいなというふうに思っております。

大樹高校のPTA会長が、実は、昨年までは中札内の生徒の親御さんで、中札内村の教育関係の方であります。非常に熱心に大樹高校のいろいろな活動に対して協力をいただいておりますし、大樹町が大樹高校と一緒に取り組んでいる内容についても深い理解をいただいているかなというふうに思っているところです。

新年度に当たって、あの方がそのままPTA会長をやっているかどうかというのはちょっと僕も今、やっていないのか、ですが、そういう方もいらっしゃると思いますので、また活性化推進協議会等でその話題も提供させていただきながら、協議会の中でそういうお話を聞く場面というのはいいかなというふうに思っておりますので、私が活性化推進協議会の会長でもありますので、私のほうから提案をして、そういう形での実現に向けて努力してみたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、そういう方がおられるなら、大樹高校に対して、よその町村の保護者が大樹高校にそれだけ熱心だということは、そういう話も町長にお願いしたいと思います。

それで町長に最後ですけれども、今年の春3月に、先ほど言いました実態調査から、41%という結果から、大樹高等学校活性化推進協議会の開催は通常は6月、12月と聞いているのですけれども、今、答弁の中では7月ごろと聞いております。今年も同様に考えて進めるのかと思うのですけれども、必要であれば随時開催したいという答弁をいただいたのです

けれども、3月の状況で41という数字が出た段階で、本当は4月早々にもそういった臨時的に協議会を開催していただきたかったなど、ちょっと残念に思うのですけれども、それは今回統一選挙もあったので、そういったことでずれ込んでいるのですけれども、大樹高校は地域社会や住民、周辺の自治体にとっては重要な役割を担っていることから、次年度に向けて、4月早々に開催してほしかったのと、そういった危機感を持っているのですけれども、今後、その状況を見ながら、多分、今18日に大体数字が出ます。検討委員会はそれを見て、9月には大体方向性を出すというのですけれども、それを18日に出た段階で次の対策に向けるのがいいし、いかに大樹高校に向けるということを今後は考えていかなければならないと思う。それについて最後、町長にお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

活性化推進協議会、今年はちょっとずれ込んでおまして、具体的に言えば7月5日に開催をする予定であります。例年であれば2回開催ということですが、今、ご質疑の中で、例えば町民総決起集会でありますとか、過去に閉校した中札内高等学校の当時のいろいろな思い等をお聞かせいただけるような場を設けてはどうかというようなご提案をいただいておりますので、7月5日の活性化推進協議会において、研修会になりますか、講演会になりますか、そういう場をぜひ設けたいという、私のほうからご提案させていただきたいなというふうに思っております。協議会でお認めいただけないと開けないということですが、その中でいろいろな、例えば過去の中札内のお話をお聞きした上で、町民全体で今後も大樹高校の存置に向けて頑張っていきたいと思います決議をする場としても、そういう形での開催も可能かなというふうに思っておりますし、協議会の委員の皆様からご了解が得られれば、町と活性化推進協議会等合同で、道教委のほうにも大樹高校の存置に向けての要請活動を行うというような方法もあろうかなというふうに思っておりますので、7月5日の活性化推進協議会の中で、ご指摘、ご意見のあった内容については、私から提案させていただいて検討してまいりたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、その活性化推進協議会で町長からご提案いただいて、少しでも子ども達が大樹高校に向くような、振り向いてくれるようなことをお願いしたいと思うのですけれども、人口減少、少子化が進行している中、先ほどの教育長の答弁にありましたけれども、各町村は多額の予算措置をして、地元高校存続に向けて通学費の補助をしているのですけれども、それはほぼ限界に来ているのですね。うちの町も2,300万、2,700万投資しているので、それは限界だと思っておりますね。

定数の確保、それと卒業生の数からいくと、これから5年先が一番ピークなのですから

も、そうすると確保は非常に厳しい状況にあります。そういった中で、18日前後の進路調査の結果から、大樹高校としての魅力ある高校づくりをしていますので、地元への50%確保というのは最低条件だと思います。それと、南十勝の受験生が、帯広市への普通科（公立、市立、私立）を希望している生徒をいかに大樹高校に意識を向けるかという改革を今後は対策していくことが、それとアクションプランを起こすことも、地域住民が危機感を持って十分対応するような啓発を求めていると。その辺、町長と教育長に強くお願いをいたしまして、これで一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議 長

次に、9番菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました有害鳥獣駆除対策の具体策について、町長に伺います。

このテーマにつきましては、以前にも申し上げたことがあるのですが、エゾシカによる農作物の食害対策については、現在、通年で実施している有害鳥獣駆除事業の取り組みで一定の効果を上げてはいるものの、生息数の減少や被害額の減少の成果は思ったよりも少なく、深刻な実態が続いているというふうに承知しています。

特に、地域の有害鳥獣駆除事業を支えてきた猟友会は、会員数の減少と高齢化が顕著な実態にありまして、将来的な駆除対策を早期に確立する必要があると考えますので、有害鳥獣全体の駆除に対する町長の考えを伺いたいと思います。

1つは、若者の狩猟免許取得に対する財政支援を現状よりも再検討するべきではないかということであります。

2つ目に、くくりワナの使用拡大とドローンの活用を定着させられないかということであります。

3つ目に、1,000頭程度捕獲するエゾシカの食肉の活用と、それに伴う残さの処理対策を早期に確立する必要があるのではないかと。

4番目に、地域で急激に増え続けているアライグマの駆除対策をきちんとするべきでないかというふうに考えているので、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、菅議員ご質問の「有害鳥獣駆除対策の具体策の確立について」お答えをいたします。

平成30年の有害鳥獣駆除期間におけるエゾシカの捕獲数は919頭、大樹町有害鳥獣被害対策協議会がまとめた平成30年のエゾシカによる被害面積は約83ha、被害金額4,216万9,000円となっており、前年と比較して、面積では26ha、金額で253万円減少しています。

エゾシカを捕獲するには、銃器による捕獲が最も有効な手段の1つであることから、地元

猟友会に依頼をして捕獲を実施しておりますが、会員数が現在32名、そのうち若者の占める割合が低いことから、議員ご指摘のとおり、その担い手対策が必要であると認識をしています。

1点目の「若者の狩猟免許取得に対する財政支援の再検討」についてですが、現在、町有害鳥獣被害対策協議会において、狩猟免許の予備講習に対する費用の全額助成を行っているところですが、希望者が少ない状況となっております。

助成金の充実も必要であると認識をしておりますが、若者等の趣味の多様化などハンティングの理解度を高めることも重要であると思っておりますので、引き続き猟友会と連携しながら、狩猟等の重要性やその必要性などについてPRに努め、若者の関心を高める対策を講じていきたいと考えています。

2点目の「くくりワナの使用拡大とドローンの活用の定着」についてですが、町では過去にくくりワナの講習会を実施し、農業者を中心にワナ免許の取得を勧めてきたところですが、くくりワナによる捕獲には経験や技術、または見回りの管理労力なども重なり、ワナ免許取得者は減少している状況となっております。今後は、改めて講習会などを検討しながら、ワナ免許取得者の拡大を図っていききたいと考えております。

また、ドローンの活用については、猟友会の意向も踏まえながら、捕獲の推進につながる取り組みを進めていきたいと考えています。

3点目の食肉の活用と残さ処理対策ですが、各地での先進事例を参考にし、食肉に関しては需要と供給のバランスを見きわめながら、また、残さについては引き続き適正な処理に努めてまいりたいと思っております。

4点目のアライグマ駆除対策ですが、アライグマは本来、北アメリカやカナダで生息する動物でしたが、1970年代に放映されたアニメの影響が増殖の原因の1つであると言われております。ペットにしたものの凶暴化し、飼い切れなくなって山へ放してしまうなどしたため野生化し、繁殖力が旺盛なこともあり全国各地に広がっております。

町内では、平成22年に初めてアライグマ1匹の捕獲が確認されました。平成30年では19匹が捕獲されており、目撃情報も農家家屋の周辺や市街地にあらわれたケースもあります。農作物の被害のほか、生態系への影響に加え、アライグマに由来した感染症が懸念されるなど影響は広範囲に及びます。町では目撃情報をもとに箱ワナを設置して、引き続き個体数の減少に向けた捕獲を積極的に推進していききたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、私がこのテーマで質問をした真意につきましては、放置をすれば増え続けるエゾシカに、農業者が丹精込めて育てた農作物が食害等で多大な被害を受けている実態から、実効性のある駆除事業を継続して進めていかなければならないと認識をするところでありま

ので、実態に即した効果的な駆除対策を求めているものであります。

個人的に言わせていただきますと、税金を使って、ほぼ1年中殺生をすることが本当にいいことだというふうには考えているわけではありません。しかしながら、町の基幹産業である農業を守るためには、やむを得ない対策措置だというふうに認識をしているところであります。

エゾシカのその狩猟も過去に比べて大きく様変わりしたというふうに承知をしています。狩猟者が趣味で狩猟を許可されていた時期につきましては、現状と比較をして狩猟期間も短かったし、雄鹿しかとれない。そして、1日、それから期間の中での頭数制限もあったというふうに承知しています。しかしながら、農業被害、林業被害等が増えるに従って、狩猟期間の拡大や雌鹿の解禁、そして頭数の拡大へと変遷をしたというふうに承知をしています。

そんな中で、先ほど言いましたが、狩猟者が趣味の狩猟から現在は有害鳥獣の駆除要員として位置付けられるようになりまして、職業的な狩猟者になっているのではないかというような実態もあります。

まず、詳細に入る前に、認識統一を図る意味で町長の考えを伺いたいと思います。

有害鳥獣、特にエゾシカによる農作物の食害に対しては、効果的な駆除事業を継続して成果を上げていかなければならないという認識は今さら聞くまでもありませんが、同じだというふうに理解をしてよろしいですね。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町では、有害鳥獣被害対策協議会を中心に有害鳥獣に対する被害の対策を行っているところであります。

有害鳥獣、実はエゾシカだけではないというふうに思っております。ヒグマ、そしてキツネ、特にキツネは家畜に対する被害が大きいのかなというふうに思っております。また、昨今では、アライグマ、またはカラスを含めた野鳥の被害もあるということでもあります。

基幹産業であります農業、または、海の家獣でありますアザラシ等の秋サケ等に対する被害もありますので、そういう意味で、有害鳥獣の被害対策については、1次産業をなりわいとしている大樹町、この地域にとっても、その対策を進めるということは重要なことだという認識ではおります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

2つ目に、有害鳥獣駆除事業の中心的な役割を担ってきた狩猟者の実態についてであります。若者の狩猟免許取得者が減少傾向にあるため、現在の状況で進んでいきますと、高齢化の進行と人数の減少が顕著になってきて、将来的には駆除事業に大きな影響が出るのではないかというふうに私は考えているのですが、町長の考え方も同じではありませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

有害鳥獣の駆除に当たっては、猟友会のハンターの皆様に駆除をご依頼していく状況がずっと続いております。ただ、猟友会の大樹支部の総会等にも私も顔を出させていただいておりますが、やはり高齢化により会員数が減っていく、また、若い世代の新たな狩猟免許の取得が思ったように進まないということで、猟友会自体の会員数の減少が進んでいるというのは、大樹町に限らず日本全体で起きている状況かなというふうに思っているところでもあります。

猟友会の会員の皆様、狩猟を趣味として銃の許可、または狩猟の許可を取ることではありますが、有害鳥獣を駆除するという目的で多分狩猟の免許をお取りになる方は、農業者の方では一部いらっしゃるかもしれませんが、大方の皆様はやはり狩猟を趣味として狩猟の免許をお取りになるのかなというふうに思っているところでもあります。

そういう状況から鑑みても、今後、有害鳥獣駆除を担っていただく役割の中で大きな位置を占める猟友会、狩猟者の方々の1人でも多くの増員を図っていくということは必須だと思いますが、なかなか進まない、または減少していく状況が危ぶまれるという点については、私もそういう懸念は持っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

個人の趣味として狩猟を楽しむのであれば、狩猟に関する諸経費は個人対応が妥当だというふうに私は思います。町の施策として駆除事業に従事していただくことが大方の対応となれば、現在町が行っている狩猟免許の予備講習費用の助成だけではなくて、銃器購入等の経費助成についても実施をするべきではないかというふうに私は考えるのですが、その猟友会と連携してPRに努め、若者の関心を高めるのではなく、町が積極的にこれに対応すべきだというふうに思いますので、ぜひ、現在の若者の狩猟免許取得者に対する助成については、他町村では20万、30万程度の助成をして、この事業に若者が参画してもらおうという対応をとっている町村もあるというふうに聞いていますので、町の助成の範囲の拡大、手だてについて今後増やしていく考え方はございませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段のご答弁でも申し上げましたが、狩猟等の重要性、その必要性などをPRしていくことは、まず、私は必要だなというふうに思っておりますので、その点についても今後しっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

また、有害鳥獣に対しての捕獲に対する町からの謝礼等についても、今の額が妥当かどうか

かというところは検討の余地があるかなというふうには思っているところでもあります。

方法論としてはいろいろあるというふうには思います。議員がご指摘のとおり、狩猟免許取得についてのさらに上積みをする、または、狩猟に伴う器具等についての助成を行うというのも方法論ではあろうかなというふうには思っておりますが、今現在、そこを、例えば銃に対する補助をすとかというところまで踏み込むことを検討した経過は、今まではございません。今後どういう形で行っていくことが、大樹町の有害鳥獣を駆除する方策として、それを進めるに当たって効果があるかというところは、担当または猟友会等とも相談をしていきたいというふうには思っておりますが、議員ご指摘のとおり、用具等に対する助成という部分では、今までは検討したことがないということはお伝えしたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ここ微妙なところなのですけれども、個人の持ち物でありますから自分で買うという方法があります。先ほど申し上げましたように、趣味の世界であれば妥当なのですが、今、例えば、以前は多分雄鹿の狩猟期間というのは11月15日から1月15日とか、延びて1月30日とか11月1日とか、そういう範囲があったのですが、今は、例えば、町の見回り隊みたいな隊員として、4月から10月いっぱいぐらいまで参加をすとなれば、町の職員と同等みたいに常に週何回か通勤しなくてはいけないと。そういうふうになると非常に大変な部分もあります。

ですから、これは趣味ではなくて、職業的な要素も含んでいるわけですから、町の基幹産業、第1次産業の農業を守るとなれば、そこは思い切った助成をやはり検討するべきだと。検討よりも実施をするべきだということで僕は思っているのですが、1回生息数が増えて被害が拡大すると、これをまた元に戻すのは結構大変なのですよ。ですから、現状で満足はしてないと思うのですが、やはり、最低現状維持から被害面積、被害額を抑制するということになれば、見えている会員数、それから猟友会の持っている能力的な減少に歯止めをかけるためには、若者に参加をしてもらおう。ある町村では町職員がという話もあったように聞いていますが、そういうためには、1つの思い切った、踏み込んだ助成をしていく手法が大事ではないかというふうに思うのですが、再度伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもも猟友会にご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊という組織をつくって、4月から10月まで、有害鳥獣に対する駆除を行っているところであります。今現在は20名の規模で、7カ月間、月額2万円を謝礼としてお支払いさせていただいて、4月から10月までの有害鳥獣駆除に当たっているところでもあります。例年20名程度で実施隊を組織させていただいておりますので、会員32名の猟友会の中で実施隊としてご協力いただける

方々に業務をお願いしているところであります。その月2万円という金額がどうかということでは検討していきたいなというふうに思っておりますので、今後もそういう実施隊等を通じて、有害鳥獣の駆除には町としてもしっかりと努めていければなというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

なかなか厳しいお答えでありますけれども、その2万円の検討についてはわかります。ただ、若者はなかなか今の状況で、僕は散弾銃がどれぐらいの値段するかは正確に押さえていないのですが、購入から諸経費を含めると結構なものになるので、そこはぜひ、今後の協議会の中で、これ以上言っても水かけ論になりそうですから、ぜひ検討していただきたい。その原点にあるのは、地域の基幹産業、農業の被害を守るためだということで、ぜひ検討を積極的にお願ひしたいと思ひます。

2つ目のワナ取得者の拡大に関するところでありますが、積極的に取り組んでいきたいというお答えをいただきました。町長もご存じのように、くくりワナによる捕獲では、かけたワナの見回り、管理労力が大変なことは理解できます。しかしながら、そのためになかなかくくりワナが広がらないという事実もあるのかもしれない。

そういう状況の中で、実は現行の狩猟法の改正を急ぐべきではないかというふうに私は思ひます。現行の狩猟法では、かけたワナは自分で見回らなければならないというふうになっているので大変なのですね。ですから、今、新しく活用できそうな、その実証実験をしていると聞いていますドローンが見回りできるように。そのためには、その実証実験の成果に基づいて、狩猟法の改正をしなくてはならないという課題があります。このことに町も協議会も積極的に関わっていくべきではないかというふうに思ひます。

町長はこの中で猟友会の意向を踏まえてと言ひていますが、猟友会の意向ではなくて、町、それから農業者の意向として、今できそうでできないドローンの見回りを、実際に実証実験の成果を早く求めて、支援をしながら求めて、そして狩猟法の改正にいくべきではないかというふうに思ひますが、その辺、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

実は、大樹町内にもドローンを有害鳥獣に活用できないかというところを研究している会社がございます、そこと私ども、そして猟友会が連携をしながら、保護区における有害鳥獣の駆除にドローンを活用した実証実験、実際にもう使っているのですが、それを2年、過去に実施しております。空からドローンで撮影したその映像を見ながら、追い子が鹿を追い込んでいって狩猟を行うという形で実証実験を既に2年行っております。正直、なかなか大きな成果が得られるという状況にはまだ至っておりませんが、今後もドローンを活用した

そういう形の有害鳥獣駆除対策については、積極的に進めていきたいなというふうに思っておりますし、そういう形で新たな技術を使って有害鳥獣駆除をやっているというところは十勝管内でもそんなになんか思っておりますので、今後も活用しながら、効果的な有害鳥獣の駆除に向けて、研究開発をその会社とともにやっていければなというふうに思っております。

ただ、その部分が、今現在の狩猟法の改正にすぐ結び付けるかどうかというのは、これからまだまだ課題があるかなというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと町長と、中が入り組んでしまっているような気がしているわけです。町長から今、保護区での、追い込んで銃器でもって狩猟するという部分は、実証実験をしているというのは聞いています。ただ、これは狩猟法の改正が影響ないのではないかなというふうに理解をしています。ただ、私が言ったのは、農業者が主体的にやっているくくりワナの関係で、ワナを見回ることが大変な労力で、なかなか拡大をしないという実態の中で、それは毎日かけた人が全て見回らなければならないという大変な労力があるから、これを、実証実験を進める中で、ドローンが見回りをして省力化につなげたらどうかと。ところが、狩猟法を改正しなければならないので、そこを求めていくべきでないかということで、その方向は今すぐできることではありませんので、できればそっちの方向にいくと、くくりワナを使用する農業者や何か省力化になって、くくりワナの拡大が広がるのではないかなということで申し上げたので、そっちのほうが狩猟法の影響で、義務付けされている見回り点検のほうの省力化に、簡単には狩猟法が改正にならないとすれば、大樹だけではなくて、課題を抱えている町村全体で、こういう対応をとっていく方法の成果がありますと。ですから、狩猟法を改正することを十勝全体、全道とか、そういうふうなところで求めていくようなことができないかということで申し上げたのであります。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいまのご質疑でよくわかりました。

ただ、現行の狩猟法については、ワナを仕掛けた方が、そのワナを仕掛けたことに対する責任も含めて見回りが義務付けられているというふうに思いますので、そこはそもそもの狩猟法の根幹に関わる部分かもしれませんので、そこを改正していくというのは、相当大きな労力があるかなというふうに思っております。

また、仮にそういうことが可能になった場合については、ドローンを活用するというのも見回りとしては大変効果があるかなというふうに思っておりますが、それを第三者が担うということであれば、それを負担する、その費用をどうしていくかということも、今後そう

いう形での見回りを行うに当たっては解決すべき問題ではないかなというふうに思っております。

近い将来、狩猟法が改正されて、そういう時代が来れば、農業者の見回り等に対する労力も軽減をされるということが、鳥獣被害の抑制につながるようになってくれればなど私も期待はしたいなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長、期待するのではなくて、自ら前に出て、これは地域産業を守るという意味で、ぜひ、ほかの自治体とも連携をとって、それから実証実験を支援する方向で取り組んでいただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほど町長から言われました、ドローンが鹿を見つけて、ハンターが捕獲をするという対応なのですが、これは町長言われたように、実証実験は進められているというふうに私も聞いています。僕自身もそのハンターの人が、それぞれ知識を持っていますから、どういう場所に、こういうときには鹿がいるという経験から非常に知識が高いのだと思いますが、なかなかやみくもに捕獲をしようと思っても見つけ出せない、そういうあい路もあるのかと思います。ただ、今の実験の中で、ドローンが先行して、鹿がたまっている場所、集まっている場所を発見することによって、無駄な労力を使わないで、そこに捕獲する人達が行って、省力、エネルギーを意外と使わないで捕獲をできるというメリットがあるのではないかなというふうに思いますので、先ほど町長からあまり成果が上がっていないというふうにありましたが、実際、成果がそんなに上がっていないのですか。僕は実証実験の結果を聞いていないのですけれども、やってみてもあまり成果がないという結果把握をしているのですか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

ドローンの実証実験でございますけれども、今年の11月にも萌和山でエゾシカの一斉駆除を行いました。このときにドローンの会社にも出席をしていただきまして、一緒に駆除のほうを行ったところでございます。

前々日からドローンを飛ばして、地形のデータ、そして、事前にどこに鹿が出没しているかというのを、赤外線カメラを用いて情報をいただいて、それに伴ってハンターがこの日、一斉駆除を行ったわけでございますけれども、実際、ドローンの実証実験なのですが、赤外線カメラを使いますと、低温での赤外線カメラということで、日中なかなか頭数の把握が難しいということで、朝方、どこに頭数があるのかというのを熱で感知して居場所を発見するという形で、ハンターのほうに情報提供いたしました。

この日は、15頭ほど群れがあるよということで、その情報をもとに駆除を行ったわけな

のですが、ドローンが実際60m以下の飛行距離で飛びますと、その音にどうやら鹿が反応しまして、残念ながら15頭ほどいた鹿がその場所から逃げ出してしまったということで、この日、ドローンを活用しながら一斉駆除を行ったのですが、残念ながら捕獲頭数はゼロということで、ドローンによってかなりの頭数の鹿を目撃というか、発見をしたわけなのですが、結果的には、今回は多分音なのかなと思うのですが、そういった問題も今後は克服されるのかなと思うのですが、そういった課題も解決しながら、ドローンを今後も活用というか、協力をいただきながら、駆除を行っていきたいというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

農林課長から、ドローンで鹿を探して、それを捕獲するという訓練というか、実証実験の一部を確認しました。ただ、音に驚いて逃げるとか、まだ今後改良の余地がいろいろあるのかもしれませんが、非常に今の現状でいうと、先ほど申しましたようにハンターの方々も高齢化し、足腰も弱って、有害鳥獣駆除に協力はしたいけれども、なかなか自分の体が思うようにならないという、もう狩猟をやめるといふ、そういう時期に段々来ている人が増えているのではないかと思います。そのことを考えると、ドローンが探して、ここにいますよといったら、何か宛てがいぶちみたいですが、意外と無駄足を使わないで駆除ができると、そういう実証実験がありますから、町としても、ぜひ地域の実態を鑑みて、支援しながら、実証実験に協力をして、そういう成果が得られるような形にもっていくことに町ができるものは協力するというので、対応するというので、町長よろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもの町で、ドローンの会社が来て、愛知県、岐阜県で有害鳥獣駆除を、向こうはインシシが主体であります。行っていたところが、有害鳥獣駆除を北海道でもやれないかということのご提案をいただいて、大樹町を積極的に応援させていただきたいということで、大

樹での活動が実ったということもありますので、そういう意味での大樹町での活動でもありますので、今後も実証実験等、私どもで担えるところはしっかりとご支援をしていきたい、協力をしていきたいというふうには思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

食肉の活用と、その残さ処理の問題であります。食肉の活用についてはいろいろな課題もあると思うのですが、先ほど言いましたように、せっかく捕獲をした鹿肉は、今、都会では結構評判がいいという話を聞いているところではありますが、ぜひ、加工技術も進んでいるというふうに承知をしていますので、それを有効活用ができないかということでもあります。

町長が言いましたその企業は、食肉加工も手がけているというふうにも聞いています。地域で販売はされていないのかもしれませんが、そういうところとタイアップしながら、無駄にしないで活用できるものは活用するというふうに町も積極的に関わるということについてはよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

有害鳥獣も含めて、または狩猟期間も含めて、捕獲したエゾシカの肉の活用については、生花で1カ所、晩成でも1カ所ありますし、晩成のところについては、私どもの地場産奨励事業で施設等の整備も応援をさせていただいたところでもありますので、今後も民間のそういう活動については、町としても、制度の範囲ではありますが、可能な支援についてはさせていただきますと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

次に、残さの問題であります。残さの問題は、現状では町長のお答えでいいですと、捕獲されたエゾシカの残さについては定められた方法でやっているということですが、現状、その定められた方法で適正に処理されているという理解をしているのか。そのことを我々もそうなっているという理解をしてよろしいのですか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

適正な処理でございます。鳥獣保護法におきましては、適正な処理が困難な場合を除き、鳥獣の放置等の禁止がうたわれております。

また、同じ鳥獣保護法の施行規則でございますけれども、適切な処理が困難な場合においては、困難な場合についてというのが、地形や、または積雪など、捕獲した鳥獣を持ち帰る

ことが困難で、かつ生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合というふうにうたわれております。町といたしましても、ハンターに対しまして、原則持ち帰り、有効活用後、適正に処理をするよう指導してございまして、やむを得ない場合につきましては、生態系に影響を与えないよう埋設することにより、適切に処理するよう指導しているところでもございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕は、何となくそのところ、理解をしにくいのであります。自分の経験からも持ち帰り、そして困難な場合は現地で埋設処理するとあるのですが、なかなかそれは処理されていないのが結構多いのではないかというふうに、どの程度の比率か別にしまして、結構あるやに聞いたり見たりしています。

僕は現職時代のときに、鹿を撃って放置されて残さがあつたやつを、2頭、穴を掘って埋めさせられたことがあるのです。たまたま嫌なにおいがするから、職場に言ったら、クレオソートというか、一斗缶を持って行ってかけて、熊がつかないように穴を掘って埋めろと言われて、原野でもって穴を掘って鹿1頭を埋めるのは結構ゆるくないです、何人かでやっても。それで光地園と大全で2回やらされましたけれども、ハンター1人で撃ったら大変だろうなというのがわかる、労力が。ですから、なかなか持ち帰ってきて処理はありますけれども、持ち帰られないような現地の状況になると、大変だから気持ちはわかるのですが、結構いいところだけ持ってきて放置するというようなことがあるのかもしれない。100%あるとは言いつらいのですが、そういう状況があります。そして、持って帰ってきても大変処理が難しいのかもしれない。

狩猟法でどういう処理をしたか、ペーパーに記入しなさいとなっているのですけれども、それは役場で受け取るのですか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

有害鳥獣駆除で許可を出した鹿につきましては、期間満了後、その許可書に捕獲した頭数、そして、その処理の方法について記載をするように定められております。その記載の内容でございすけれども、埋設処理という形で本人から記入されているものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

役場で受け取っているのかと聞いた。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

すみません。報告書ではなくて、許可書を返納して、そこで確認をしているところがございます。許可書にとった後の内容を記載して、役場のほうに報告をもらっているところがございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

わかりました。そうしたら、全て持ち帰りか埋設処理になっているということですね。

これ以上、水かけ論ですけれども、まさか現地に放置したとは書けないので、それは埋設処理になっているというふうに私も理解をします。その報告書はですよ。ただ、実際は、農業者から放置された残さに熊がついたりして危険だという話が年間何回かあるのも実態であります。ですから、そこはやっぱりきちんとするべきだと思うし、しなければいけないし、そのために残さ処理の施設をやっぱりこれは建設して、そこで処理するように。そして、例えば、発砲して捕獲をして、運び出しが困難な場合にどうするかということの手だてなんか、やはり有害鳥獣駆除事業を進める中では真剣に検討していくべきではないかというふうに申し上げておきたいと思います。

最後に、アライグマの駆除対策なのですが、私はまだ町でアライグマを見たことがありません。なのですが、生息数が急速に増加しているということは聞いています。そして、目撃情報、捕獲頭数も急増していると。農作物の被害も深刻であって、町長が言われた生態系への影響、感染症の不安もあります。それから、町なかで増え続けることによって子ども達への危害の問題等があるのかと危惧されます。

これは異常な生息数の増加を防ぐためにも対策をとるために何点か確認をさせてください。捕獲方法は、今、認められているのは、箱ワナ以外はないのですか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

捕獲方法でございますけれども、現在、町で行っているのは、箱ワナによる捕獲でございます。それ以外に、町では行っておりませんが、アライグマにつきましては、その習性上、手が器用ということで、エッグトラップという装置がございます。それは手を差し込むと手首が締まるというか、そういった行動のアライグマの特性を利用したワナでございます。これは、今、大樹町では導入はしておりませんが、これらも効果があるという話を聞いてございますが、今現在、大樹町としましては、箱ワナを中心に捕獲を行っているところでございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

捕獲に対する奨励金はいくらなのですか。

○議長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

町のほうで、1匹当たり2,000円を補助金として交付をしているところでございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

非常に生息数が増えているということなのですが、どういう箇所かという、例えば、町なかにもいるし、郡部の空き家だとか、それから河原とか、そういう生息状況なんかの情報とかを含めて、それから、繁殖力が旺盛だという、僕ちょっとわからないのですけれども、1回に何頭ぐらい産むのか、そういうような状況把握はしているのですか。

○議長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

捕獲状況でございますけれども、大樹でありましたら、私も確認をいたしましたけれども、西本通の商店街、空き家のところに出没をいたしましたし、また、町なかにも多数目撃情報がございます。また、それに伴う箱ワナを設置して捕獲をしたところでもございます。

文献によりますと、アライグマは1回に5頭以上出産をするとも言われておりまして、捕獲をしていかなければ増加は免れないのかなというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後にしたいと思います。

今、お話がありましたように、5頭以上で、非常に丈夫で、話によると、生まれて少しのアライグマを放置しておいたらそのうち死ぬのではないかと思ったら、元気に遊び回って成長していくというふうな話を聞いています。それだけ繁殖力が旺盛なのかなと思いますので、平成20年ごろから、たった10年ちょっとでもって非常に人目につく状態になったアライグマの駆除については、新たな事案として真剣に考えていく必要があるかと思えます。その1つの中に、空き家対策もあるのではないかと思いますので、そのようなことも含めて、ぜひ駆除対策を真剣に取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思いま

す。

表題が有害鳥獣駆除対策だったのですが、今回はアライグマとエゾシカに絞ってお話をさせていただきました。ほかにキツネ、ヒグマ等の話がありますけれども、その話を進めると時間が経ちますので、記載をしましたエゾシカとアライグマだけに絞ってのお話として今回の一般質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました国民健康保険税の負担軽減について、町長に質問をいたします。国民健康保険税の負担軽減を求める声があります。

そこで、次の点について、町長にお伺いをいたします。

1つ、国保税について450万円の課税所得で夫婦2人、子ども2人の、妻収入なし、子ども収入なし扶養で40歳未満の国保税額はいくらか。また、子ども2人の均等割はいくらか。

2つ目に、協会けんぽで同じように450万円の給与収入で、夫婦2人、子ども2人、妻収入なし、子ども収入なし扶養で40歳未満の保険料額はいくらになるか。

そして3番目に、40歳以上で450万円の国保の課税所得、同じように夫婦2人、子ども2人、妻収入なし、子ども収入なし扶養の保険税はいくらか。また、均等割はいくらか。

そして4番目に、協会けんぽで450万円の給与収入で、夫婦2人、子ども2人、妻収入なし、子ども収入なし扶養で40歳以上の保険料額はいくらになるか。

そして5番目に、国保に対する国庫負担は、1984年度、昭和59年度では何%か。また、2017年度、平成29年度では何%になっているか。

6番目に、国に対して、国費投入で国保税負担軽減を引き続き求めてはどうか。

7番目に、子育て支援としても子どもの均等割を廃止し、また、免除、軽減を国に求めてはどうか。また、町独自で均等割の免除または軽減をしてはどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の「国民健康保険税の負担軽減について」お答えをいたします。

1点目の、「国保税について450万円の課税所得で夫婦2人、子ども2人で40歳未満の国保税額はいくらか。また、子ども2人の均等割はいくらか」についてであります。ご質問では40歳未満と限定されておりますので、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を課税することとなります。基礎課税額では32万1,600円、後期分の課税額では11万100円となり、合計で43万1,700円となります。また、均等割額は、その合計額の内数になりますが、基礎分では被保険者2人分で4万6,000円、後期分は2人で1万1,260円、合計で5万7,260円となります。

2点目の、「協会けんぽで450万円の給与収入で、夫婦2人、子ども2人で40歳未満の保険料額はいくらか」については、協会けんぽは、町が運営している保険制度ではありませんので、一般的に公表されている健康保険の保険料額表からの計算となりますが、協会けんぽの場合は、扶養人数によらず、報酬月額から求められる標準報酬月額により計算され、ご質問では450万円の給与収入とされていますので、賞与等はないものとして収入から逆算すると、年額の保険料は47万136円となります。ただし、協会けんぽの場合は、事業主と被保険者の折半となりますので、半額の23万5,068円が本人負担分となります。

3点目の、「40歳以上、450万円の国保の課税所得の保険税はいくらか。また、均等割はいくらか」については、40歳以上になると基礎分と後期高齢者分に加え、介護納付金課税額を課税しますので、1点目でお答えした43万1,700円に5万2,800円を加えた合計48万4,500円となります。均等割については、1点目と同じく子ども2人の分であれば、介護分に係る均等割額1万3,070円を加算し、7万330円となります。

4点目の、「協会けんぽで450万円の給与収入で、夫婦2人、子ども2人で40歳以上の保険料額はいくらか」については、2点目でお答えしたとおり、標準報酬月額からの逆算で54万9,024円となり、本人負担分は半額の27万4,512円となります。

5点目の、「国保に対する国庫負担金は、1984年度、昭和59年度は何%か。また、2017年度、平成29年度では何%か」についてですが、昭和59年度では61.8%、平成29年度では23.7%となります。

6点目の、「国に対して、国費投入で国保税負担軽減を引き続き求めてはどうか」については、昨年、平成30年12月の一般質問でもお答えしているとおおり、高齢者、低所得者の割合が高い国民健康保険の構造的問題を解消するための普通調整交付金の確保、子ども医療費助成など地方単独事業を実施している市町村に対する国庫負担減額調整措置の全面的廃止と国の制度としての無料化の実施、低所得者層に対する負担軽減策の拡充として特定世帯、特定継続世帯に係る保険料軽減のための財政措置、子育て世帯の負担軽減を図るため子どもに係る均等割額の軽減措置制度を国の財政負担により創設することなどを全国知事会、全国市長会のほか、町村も全国町村会を通じて要望しているところであり、当町としても引き続き要望していきたいと考えています。

7点目の、子育て支援としても子どもの均等割を廃止または免除、軽減を国に求めてはどうか。また、町独自で均等割の免除または軽減をしてはどうかについては、6点目でお答えしたとおり、現在、町村会を通じて要望しているところでありますので、当面は、その動向について見守っていききたいと考えており、町独自での免除、軽減は考えておりません。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

調べていただいたのですが、日数もかかりまして大変な作業ではなかったかなと私も想像しております。

その中で、国保税額について、今、40歳未満で合計42万1,700円、協会けんぽですと半額、折半になりまして23万5,068円。割合にしますと国保は協会けんぽの1.8倍近くと。40歳を超えても、同じように計算いたしますと1.76倍という計算になります。いろいろなパターンがあるでしょうけれども、一般的な、平均的なというところであちこち例を出すとこういうことになって、大変やっぱり国保に対する負担の重さというのを実感しているのではないかというふうに感じております。だからこそ、町村会、市長会、そして全国の知事会もそろって要望していつている。これはもう危機的状況になっているというふうにも私どもは考えております。町長も頑張って、引き続き要望していつていただきたいというふうにも考えております。

そこで、この中で、子育て世帯の負担軽減について、私も今回求めておりますが、子育て世帯に対しては、国保に対してあって、協会けんぽにない、特殊な制度ですね。そういうことから考えて、この均等割については、やっぱり廃止または免除、廃止は国でなければできないのですが、免除なんかについては、できる根拠というのは、根拠の国保税条例というのがあると思うのですが、どんな条例でしょうか。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

保険税につきましては、大樹町国民健康保険税条例ということで別に条例を立てておりますが、その中で、国民健康保険税の減免という条項を定めてございます。その中で条件がいろいろ定められておりまして、国保の資格を取得した日において65歳以上である者ですとか、それから、高齢者医療の確保に関する法律の扶養者となった者であるだとか、そういった制限がありますけれども、定められた制限のほかにも、1つとしては、災害等により生活が著しく困難となった者、もしくはこれに準ずると認められる者、または特別な事情がある者に対して減免することができるという条例になってございますが、さらに規則の中でも、それらの条件の中で、生活が著しく困難と認められたときに減免をするよというような定めもなっております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。国保税条例にも定められておりまして、特別な事情がある者に対してということで、ここでいう低所得者層に対する特定世帯、特定継続世帯に減免、こういうことをやっているほかの自治体では、この条文を活用して一部始まっているということをお伝えしたいというふうにも考えております。

それから、国保税に対する国保の負担ですが、これはもう本当に町自体も大変困っていることだと、これは想像したのですが、61%から今は23%。これはもう黙っていても、協会けんぽは自動的に折半になっていますので、やっぱり労使の関係にない国保税独特のもの

に対して、国としてやっぱりこれは、保険者にとりか、市町村に負担するというだけでなく、国の責任において、これは町長も町村会を通じて求めていることですが、こういう厳しい状況になってきているからこそ要望しているの、引き続き要望していただきたいと思います、この2点についてお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもの条例で減免規定については、先ほど担当のほうから説明をさせていただいたとおりでありますので、今後も私どもといたしましては、本当にそういう理由があった場合については減免をさせていただきますが、一律で減免をするという考え方は今のところないということはお伝えをしたいと思います。

もう1点、国のほうに負担を求めるとするのは、先ほど答弁をさせていただきましたが、市長会または北海道町村会、北海道とも、国保事業に対する私どもの要望については例年行っているところでもありますので、今後も必要な部分については、町村会等を通じて大樹町の実情等も訴えていきたいというふうに思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。国保の問題については非常に、構造的に大変厳しい状況にあると考えております。被保険者の年金世帯、病気しやすい世帯、また自営業者の減少、こういうようなことから、保険財政が非常に厳しくなっているということは本当に毎回伺っておりますので、その点も国にしっかりと伝えていただきたいと思いますというふうに考えております。

あわせて、今、子育てというのは、私は特別の事情に当たるというふうにも、今そういう時期に来ているなという感じがします。いろいろな場面でそういう少子高齢化ということができていますので、今後またこのパターンだけではなくて、いろいろなパターンについて調査をお願いするというふうに私も考えておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

国保税に当たっての質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、本日は2つ目になりますけれども、町内における労働力不足とその対策についてということでお伺いしたいと思います。何点かに絞ってお話ししたいと思います。

今日、日本は少子高齢社会となり、人口減少も現実問題として社会に影響を与え始めております。その中であって、労働人口の減少も喫緊の課題と考えられております。

大樹町での労働力不足の現況やその対策についてお伺いいたします。あわせて、主に1次産業における外国人人材の状況についてもお伺いいたします。

1つ目は、町内における労働力不足の状況についてお伺いします。

2つ目は、労働力需給緩和に向けての町としてのお考えになっている方策についてお伺いいたします。

それから3番目、今回、同僚議員が質問しましたので、ダブっている分についてはなるべく省いてお話しさせていただきたいと思いますが、同じことを言いましたら申し訳ございません。

それから4番目、外国人人材の活用について、以上4点、よろしくお願ひいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、西田議員ご質問の「町内における労働力不足とその対策について」お答えをいたします。

1点目の「町内における労働力不足の状況」につきましては、帯広公共職業安定所が公表している管内の有効求人倍率はここ数年右肩上がりです。推移をしております、平成27年度0.91倍が、平成30年度は1.23倍と0.32ポイント上昇しております。

また、全道の完全失業率は、平成28年7月から9月期が3.9%であったものが、平成31年1月から3月期は2.8%であり、1.1%改善をしております。

大樹町の状況は、北海道、十勝の状況に準じているものと考えており、当町においても労働力不足は顕在化しているものと認識をしております。

2点目の「労働力需給緩和についての方策」につきましては、就業形態の多様化や産業間における労働力の移動の円滑化を図るため、職業紹介、情報提供のさらなる充実が必要と考えております。

また、外国人労働者の受け入れや、IoTやロボットの活用による作業の省力化・無人化がこれから進んでいくものと思っております。

3点目の「外国人労働者・研修生の就労状況」ですが、今年の5月末日現在で、男性42名、女性53名の計95名の外国人の方々が町内で生活をされております。国別では、ベトナム国籍の方が最も多く68名、次いでフィリピン国籍の方が13名、そのほかでは中国、韓国、カンボジア、ネパール、英国、米国となっております。

就労が認められる在留資格のうち、非専門的・非技術的分野の「技能実習」では73名、専門的・技術的分野の「技術・人文知識・国際業務」では9名が、主に町内の農場に就労されています。そのほかでは、「技能」の外国料理の調理師1名、「教育」の語学教師2名となっています。

4点目の「外国人人材の活用」につきましては、労働力不足や産業のグローバル化に伴う多様な人材の確保がますます必要となってくるものと考えており、今後も外国人人材活用の必要性は強まりますので、受け入れ体制や外国人の方々の暮らしやすさの確保が必要と考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと前段の部分で確かめたいことがあるのですが、十勝管内の有効求人倍率ですとか完全失業率の数字はお示しいただいたのですが、これは町単位というか、大樹町ではどのような、そういうふうな統計的なものについては出ないものなのでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

町内の数値というものは、役場で把握しているものはございませんので、商工会等にも問い合わせたのですけれども、ちょっと把握し切れていないということで、管内の数値を使わせていただいたところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

その傾向にあるということでのご答弁でしたので、さらに商工会ばかりではなくて、農協、漁協とか、そういうところにもぜひ状況をお調べいただけることが、次の逼迫度合いについても明らかになっていくのではないかなというふうに思っておりますので、そのような基礎データを大切に行政をお願いしたいと思っております。

労働力の需給緩和の方策については、今のご答弁の中では、職業紹介とか情報提供の充実を第一に考えているよというお考えだと思うのですが、いろいろPRもしていただいたりということで、それぞれ第一義的には企業さんというか、その雇用主の方が自分で努力されることだとは思いますが、なかなか今まで努力されても労働力不足というのは、日に日に解決が遠のくような、そういうふうな傾向にあると思いますので、町としても、いろいろやっていることについては一部、完全ではありませんけれども、承知していますけれども、さらに今の、例えば、就職していても途中で資格を取らせてあげたり、進学の支援をしたり、なかなか離れることが無理な場合には通信教育の制度なんかもありますので、そのようにして促すこととか、例えば、町の奨学金を、例えば地元に戻ってこれたら減免とか減額とか、

そういうふうな制度というか、画期的な制度でないとなかなかお仕事についていただけることの動機にならないのではないかなと思っているのですけれども、そこら辺は行政としてどのようにお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町として労働力を確保する方策というのはいろいろあろうかなというふうに思っておりますし、今、議員がご質疑の中で教えていただいた事例等も参考にはなるのかなというふうに思っているところであります。

町としても、子育て支援とも絡むのですが、大樹町内に居住をしていただいて、大樹で働いて生活をしてもらえるような、そういう取り組みについて、例えば住宅の補助も含めてですが、そういう形で進めているところでもあります。

また、私どももサービスを提供する事業体として、いろいろな職種に応じて応募等をさせていただいているところでもあります。先ほど奨学金等の返済免除等のお話もありましたが、私どもも町立病院で勤務をいただける看護師等については、報奨金的なものを支給して、ある程度の期間お勤めいただければ返済は免除するというような取り組みを進めているところでもあります。

それぞれ事業体での求人もなかなか思うようにいかないという状態をいろいろ聞いておりますので、私どもとしてどこまでできるかということも、限度と申しましょうか、あると思いますが、その辺もまた商工会等とも協議をしながら、また、経済団体等も協議を進める中で、大樹町内における労働力不足を解消できるような、そういう取り組みについては、今後、先進事例等も参考にしながら検討していきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。奨学金のことばかりではなくて、住宅のことですとか、総合的な支援が必要ではないかなというふうなことも思っていますし、町側でもそのようなことをお考えのようですので、さらに具体的に進めていただきたいと思っております。

I o Tですとかロボットの利活用や、そういうふうなことで人手不足にもこれから対応していきたいと思うというようなご答弁だと思うのですが、僕なんかは今のロボットなんかに関しましては、介護用ロボットのことで、前に特別養護老人ホームなんかの導入どうですかとか、お話ししたのですけれども、何か時期尚早というようなことで採用にはならなかったのですけれども、今は現実的に、例えばGPSを使って、トラクターが3台とか4台とか連結して動くような、そのような効率の高い利用なんかはAIというか、そういうふうなコンピューターの活用が本当に現実的になってきていると思うのですが、町としては、そのような先進的なことに対する補助事業で手を挙げているとか、地域創生なんかにもそのようなこ

とどうたわれているとは思いますが、具体的な動きといいますか、形としては見えてきているのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

I o Tやロボットの活用というところでは、以前に一般質問で西田議員から、介護用のロボットの検討を進めてはどうかというご質疑もいただいたということは、私も十分記憶をしております。

昨年度、私どもの特養、デイサービスのほうに出向く機会があつて、デイサービスに通われているご高齢の皆様と昼食をともにする機会がありました。そのちょうど同じタイミングで、試作品でありましたが、介護用のロボットの着用試験みたいなのをデイサービスで行っておりまして、私もちょうどいい機会だったので実際に身に付けてみたところでもあります。確かに楽な部分もありました。ただ、やはり値段もまだ相当高いというようなこともありますので、今後、労働力不足、または介護職員の負担軽減等も含めて、導入についてはこれからも検討していきたいなというふうに思っているところでもあります。

農業技術等では、ロボットの導入については本当に進んでいるなというふうに思っておりますし、北海道内でもオホーツク地方、特に斜里町では、無人トラクターの装置の導入が全町的に行われているということで、非常に進んでいるということを知っているところでもあります。

また、5月18日から行われておりますが、無人運転の実証実験もまさにロボットの活用というふうに、そういうデータの活用というふうに言っていかなと思っておりますので、実証実験については、ああいう形で行っている実証実験については、日本で唯一だというふうに思っておりますので、私どもとしても、自治体としてもそういう先進技術の導入、または実験等についても協力できる地域だという認証をいただいているところでもありますので、今後もそういう活用の導入または実験を通じて、少しでも不足している労働力の確保対策につながるように、これからもそういう実証実験等、またはいろいろな活動等についても支援をしていければなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

最初に、ちょっとこれから外国人実習生のことで何点かお聞かせいただきたいと思いません。

技能実習生については、ほとんど農業関係、この地域では農業関係ではないかなという認識は持っているのですが、産業別の何か内訳みたいなのがわかれば教えていただきたいと思いません。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

午前中にお答えしたものとダブるかもしれませんが、まず、在留資格内訳のうち、技能実習生が73名で、これは農業でございます。農業従事ということでございまして、技術・人文知識・国際ということでは、コーディネーターというところでございますけれども、9名おられまして、こちらも農業ということでございます。そのほかには、教育で英語指導助手ですとか、あるいは調理師、あるいは、配偶者等です。これはちょっと産業とはあまり関係なく住んでおられる方もおられますけれども、内訳的にはそのような内容になってございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと、これちょっと同僚議員が質問したこととダブって申し訳ないのですが、まだ特定2号で農業についてはまだ許可が出ていませんので、そのような心配はないのですけれども、いつかは特定2号という在留資格で農業も許可されるのではないかなという、自分では見込みでないかなというふうに思っております。

そこで、特定2号については、妻子の帯同というのですか、連れてくるのが、他の農業以外のいろいろな2号については可能になっておりますので、その中で、すぐすぐではないのですけれども、やっぱりコミュニティーの交流ですとか、ごみとか、通院だとか、いろいろお話も出てきましたし、日本語の研修とか、本当に生活の分野でのすぐすぐのことは先ほど同僚議員がお話しになりましたけれども、僕はテレビとか何かで見ている限りでは、子どもさんが増えてきたら、学校が非常に心配しています。それが3年先なのか1年先なのか、僕ちょっとわかりませんが、群馬のほうですとか、いろいろなところの事例を見ても、特別学級を編制したり、特別な先生を配置したりとか、そういうふうなこともありますので、ここで今どうのこうのと言ったって、まだ法律も変わらない、先ですので、お願いというか、老婆心といいますか、そういうふうな中で、常にそのような、僕は今一番思っているのは、大変ではないかなと思っているのは、それはもちろん犯罪とかいろいろなことも心配なことはたくさんありますけれども、現実的にそのお子さん方が日本で大きくなって、日本で生活されていくことを思えば、そのような教育のことは非常に大切だなというふうにして思っているのですけれども、そこら辺の主観主義というか、ちょっと心配し過ぎかもしれませんが、行政としては、そのようなことの将来の心配事というのはどのように考えておいでですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段、同僚議員から同様のご質疑をいただいた中で、私個人の例として、病院の関係のお話をさせていただきましたが、これから大樹町内で、外国人の方々が来て、1次産業、またはこの大樹町の産業を支えていく役割を担っていただく存在になっていくということは、これからもさらに進んでいくかなというふうに思っております、そういう外国から来ていただく方々を単なる労働者とするのではなくて、大樹町の貴重な人材として、家族も含めてこの町で末永く生活をしていく、そういう場をつくっていくというのが私ども行政の役割だなというふうに思っております、議員がご指摘のとおり、私も教育の部分については非常に危惧をしているというか、しっかりやらないとだめだなという思いを持っておりますし、先ほどの2号の方々が認定になって、家族を連れてきた段階で右往左往するようでは、私どもの役割は果たしていないというふうに言わざるを得ないと思いますので、それまでにしっかり、どういう想定で、どういう準備を積み重ねていって、実際に受け入れをスムーズにやっていくかということ積み上げていくことが私どもの役割だなというふうに思っているところでもあります。

また、そういう地域をつくるということが、労働力を確保していく上で外国人の方々から大樹町はいいよと言ってもらえるような、そういう地域にしていくことも肝要だなというふうに思っておりますので、そういう役割をこれから、まずはこれからスタートであります、そういうところも含めて検討していければなというふうに思っておりますし、そういう人材を行政の中に取り込んでいくという部分では、外国人材の活用、登用というところも私どもも考えていかなければならない1つかなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

非常に大変、お答えいただきましたので感激していますし、本当はここで終わればいいのでしょうけれども、もう1、2点、すみません。

直接的には今の外国人の研修生の方のあれについては、町はそのような直接的な行政上の関わりというのはあれなのですけれども、大樹町では、僕の認識不足なのかもしれませんけれども、外国人に関する窓口というか、それはどこの課が担うようなことになっているのでしょうか。今のところは、なければいいで。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

自治体間とか国際交流に関しては企画商工課が担当しておりますが、外国人そのものの受け入れというか、そういった窓口というのは、今、普通に住民票の受け入れは当然住民課でやっておりますけれども、そのための窓口というのは今設置していない状況です。外国語教師の関係は教育委員会で担当しておりますけれども。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

先ほど町長のほうからお言葉ありましたように、生活相談だとか医療のこととか、いろいろなことが生じてきますので、外国人の方から相談があったときには、窓口はどこどこですよと言えるような、そのような体制をぜひ構築していただきたいと思います。

先ほどの同僚議員の答弁の中で、特段、外国人に対するいろいろな問題点はないと思うというような町の認識ですが、多分そういうふうな窓口ができれば、警察なり入管なり機構なりと情報交換なりいろいろなことができて、外国人の方で働いていただける方も非常に気持ちよく、大樹はいいところだなと思って、法律の許す範囲の中でいていただけるとと思います。ぜひ、そのようないい環境を、大樹町の労働力のためにも、外国人の方のためにも、企業の方にもぜひぜひ構築していただけるようお願いして、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

本日の会議時間は、ナイター議会開催のため、あらかじめこれを延長し、午後6時より再開いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 6時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

始めに、3番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

一般質問の通告をしておりますので、質問をさせていただきます。

学童保育所の建設と役場庁舎の建設についてということで、町長にお伺いいたします。

学童保育所の建設については、白紙撤回という形になり、再度提案することなく役場庁舎の建設に踏み切りました。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

町長は学童保育所の建設を予定しているようですが、何年に建設するのか、お伺いします。

2点目では、役場庁舎の建設は、耐震の関係で国の補助があるため、この機会を逃さないと考えております。ただ、学童保育所を早急に同時進行的に建設することができるのではと思いますが、いかがでしょうか。

3点目ですが、同時進行的にできない場合は、その理由をお聞かせいただきたいと思いま

す。

以上、お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、吉岡議員ご質問の「学童保育所の建設と役場庁舎の建設について」お答えをいたします。

1点目の「学童保育所を何年に建設するかについて」であります。本年の定例第1回町議会において、役場庁舎の建設を優先させるため、学童保育所・児童館の建設を一旦白紙とさせていただきます。

学童保育所の必要性については十分に認識をしておりますが、現在、役場庁舎の改築に着手しておりますので、学童保育所・児童館建設につきましては、実施の時期、整備の内容等も含めて改めて検討してまいりたいと考えております。

2点目の役場庁舎につきましては、財政上の事情により庁舎の耐震化を先送りする自治体が多かったことから、総務省が地方交付税措置のある地方債を時限措置で創設をいたしましたので、本庁においてもこの制度を利用し、改築を進めているところであります。

一方、学童保育所につきましては、広報紙でも報告をさせていただいたとおり、入札不調の原因究明と設計金額の検証を行った結果、設計図書及び積算に誤りがあり、再積算した設計金額は、当初の設計金額と相当の差があることがわかりました。

したがいまして、整備の内容等も含めて、再度検討する必要があると思っておりますので、まずは、役場庁舎の建設を進めてまいりたいと考えております。

役場庁舎と学童保育所の同時進行についてであります。両施設とも主たる財源は地方債となるため、財政的には同じ年度に工事を行うことは可能であり、将来の財政運営にも大きな差はありませんが、地元建設業者の受注機会の拡大や人員確保など、大型建設工事が同時期に集中した場合の地域経済への影響を考慮すると、同時期の施工は避けるべきではないかと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

学童保育施設の建設については、今ありましたけれども、入札指名業者の入札辞退という、これまであまり聞いたことがない事態に至ったということで、その原因については、設計業者の積算等に誤りがあったというふうに聞いております。そして、その中、町長は予算の撤回ということで、町長報酬の減額をされたわけですが、このような結果になり、大変遺憾に思われたことと推察いたします。

さて、1点目の答弁では、白紙にしたので改めて検討するとのことでした。私も今までいろいろ聞いておりますけれども、検討するという言葉は大変都合のよい言葉でありまして、

はっきり時期もわからないということなのかなと思います。

それで、町長は、今回の選挙の選挙公報に書かれておりますので、ちょっと失礼かなと思いますけれども、それも言わせてもらいますけれども、題名に「酒森正人、まちづくりの約束」として、「学童保育施設の整備」と約束しています。これは2期目の任期中に学童保育施設を建設するというを町民に約束をされたということだと思いたしますが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私、今、答弁の中で、学童施設については、これから整備の内容等も含めて再度検討が必要であると申し上げさせていただきました。検討という言葉、その内容等については、いろいろな解釈がおありだというふうに思いますので、議員の解釈については、私は明言を避けさせていただきますが、選挙公約の中で、私は今回の学童保育所を白紙に戻したということも含めて、私の任期中に整備を進めたいということで公約の中でもうたわせていただいたところでもありますので、この4年間に実際に建築が完了するかどうかは、この場では、タイミング等も含めてこれから検討するというふうに申し上げておりますので、明言はできませんが、学童の施設を建てていくということも含めて、整備についてはこの任期中に公約として掲げましたので、いかなる段階かは明言できませんが、整備についてはお約束をしたいなというふうに思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今の整備ということで聞いていたわけですが、先ほどの答弁では検討します、それで執行方針の中では協議を進めると。いろいろな言葉があったものですから、ちょっと確認させていただいたところです。

それで、2点目、3点目の同時進行の関係なのですから、役場庁舎と学童保育施設。まず、地元業者の受注機会の拡大を図りたいということで、同時期に実施することがちょっとよろしくないのではないかということで、受注機会を広げるためにということですが、町内の多くの受注可能な業者の受注機会がかえって逆に広がるのではないかと考えていますけれども、それはちょっと考え違いなのか、お伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段のご質疑の中で整備と検討というところを、今、再質問の中でもご発言がございましたので、もう一度確認をさせていただきます。

1回目に答弁をした内容について、もう一度ここで発言をさせていただきたいと思いま

す。

学童保育所の必要性については十分に認識をしておりますが、現在、役場庁舎の改築に着手をしておりますので、学童保育所・児童館建設につきましては、実施の時期、整備の内容等も含めて改めて検討してまいりますと先ほど申し述べさせていただきましたので、再度の繰り返しではありますが、もう一度発言をさせていただきます。

受注機会の関係であります、地元の建設業者の方々に仕事を大樹町からお願いをするということも町の大きな役割ではないかなというふうに考えているところでもあります。ただ、地元の建設業者の運営状況等も踏まえると、同時期に同じ業務、同じ工事を受注して建物等を建設していくというのはなかなか難しいのではないかなというふうにも思っているところでもあります。

また、答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、両施設とも主たる財源は地方債であります。地方債、それを借りるための枠もございまして、地方債の枠の状況から考えても、同年度に地方債を活用して2つの施設を建設していくということは、地方債の枠の関係でも非常に難しいのかなというふうに思っていることも付け加えさせていただきたいと思いません。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今、地方債の関係のお話ありましたけれども、最初の答弁では、財政的に同じ年度に工事を行うことは可能であるということをおっしゃっていますので、ちょっと理解ができないところですけども。

仮に先ほど出てきた総務省が交付税措置、時限措置ですね、創設したというこのタイミングがちょっとよかったのかなと。役場の耐震化ですね、進める上でちょうどタイミングがよかったのかなとは思いますが、仮にですよ、仮の話でどうなのかなと言われる話なんですけども、仮に学童施設が白紙にならずに建設が進んでいたと仮定したときに、国の耐震補助も逃せないと思うのですよ。その場合、きっと誰が見ても、役場庁舎の建設も同時進行していたのではないかとと思うのですけれども、そこら辺はどうお考えですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもも多くの施設、公共施設を維持管理しているところであります。その中で老朽化している施設等々もございまして、総合計画の中で、実施計画に基づいて施設の整備を計画的に、年次計画をもって進めているところであります。その年次計画の中で、学童施設を平成30年に建設を行うということで、平成28年当時から既にいろいろな事務作業を進めて、平成30年に建てたいともくろみでおりました。

また、昨今の熊本等の地震等の関係で、先ほど申し上げたとおり、総務省が地方交付税措

置で時限措置、期限のある制度を創設して、公共施設、特に役場庁舎等の改築を促進したということが当時からはっきりしておりましたので、平成32年度に建設をするという目標で役場庁舎の改築についても進めていたということでもあります。

そういうことも含めて、当初、前段で予定しておりました学童施設については建てることかかないませんでしたので、白紙とさせていただきますが、当初の予定どおり、役場庁舎については、有利な制度がある令和2年度、平成32年度中に建設をするということが、町の施設を整備していくという中での計画でありましたので、そこについては計画どおりさせていただきますということで、今現在、作業のほうを進めているところでありますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

役場庁舎の建設につきましては、そういう補助が出るということで、格好の時期、やらなければならないものだとも私も理解しております。学童施設についても、1期目、酒森町長の積み残しということで、非常に残念なことで、早くやりたい気持ちがあるのではないかなと思います。

ある程度、今の答弁では同時進行はできないようなことなのではございますけれども、その中で、この5月の広報紙によれば、役場庁舎の本体工事が終わり、スケジュールでは、新庁舎の移転が令和3年10月の予定と記載されておりました。学童保育施設については、建設場所も決まって工事入札まで行った中、ほとんど基本的なことは決まっていると思うのですね。あとは時期の問題とかそういうことだと思うのですけれども、そういう面では大きな検討があるのかなと思うのですけれども、設計等を事前に進めていけば、町長の2期目の最後の年度ぐらいには学童施設の着工あるいは完成が見込めるのではないかと思いますので、この点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員もご存じのとおり、役場庁舎の建設を今進めているということで、令和2年度に着工して、令和3年度、ひょっとすると令和4年度の当初に入るかもしれませんが、新庁舎の完成を目指しているということでもあります。

また、一方、今、町では、法人が経営しております保育所の統合のお話がここに来て、法人との協議の中で出てきているところでもあります。南北の保育所の施設につきましては、町が法人に保育業務を委託しているというようなこともありまして、その改築、新しい保育所の建設に当たっても、私ども町としても補助していかなければならない状況があるというふうに思っているところでもありますので、法人の施設の建設に係る補助ということも町としては大きな負担になろうかなというふうに思いますので、限られた財源の中で、どれを優

先してやっていくかというところも見据えながら検討していきたいなというふうに思っておりますので、学童施設の建設に当たっては、他の公共事業との兼ね合いを含めながら検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

財政的には同時進行可能ということであったのでございますけれども、町内の認定こども園の新たな統合の話が、それも聞いておりますけれども、間に合えば、こういう財政の許す時期に、やれるときにやっておくべきであると考えますので、それをお願いして質問を終わります。

○議 長

次に、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、ナイター議会の2番目の寺嶋でございますけれども、私の質問事項は、航空宇宙関連事業についてということでお尋ねをいたします。

先般、5月4日、ご存じのとおり、明け方ですね、インターステラテクノロジズのMOMO3号機の打ち上げ成功により、航空宇宙産業関連事業の注目と我が大樹町が進めている射場誘致が加速しつつある中、多忙なスケジュールの合間を縫って、町長がインターステラテクノロジズの関係者と道庁に出向き、鈴木知事にこのたびの打ち上げ成功の報告をされたことは、新聞報道で大きく取り上げられ知るところでございます。

また、このMOMO3号機の打ち上げによって、大樹町だけではなく近隣町村にも大きな経済効果をもたらす一方、パブリックビューイングの無料観覧席に関わる人員体制が、一時的でありますけれども、負担となっているのも事実ではないかと考えておるところです。

まずは、航空宇宙産業関連事業の先駆けとして、ロケット打ち上げの射場誘致の布石が推進し、立地的条件の優位性を猛烈にアピールすることで、北海道と連携して航空宇宙産業の推進を図ることが重要と私は考えておりますが、そこで、私なりに以下についてご質問いたします。

1つ目、無料観覧の対応は、ほぼ役場職員で行っていますが、休日の早朝から出役したり、国道に面した交通誘導の問題もあり、総合的に考えると私は無料観覧は止めるべきではないかと考えております。実際、今後の発射実験に際して、町の支援についてはどうお考えかということですので1点目です。

次に、2点目として、大樹町だけではなく近隣自治体にも経済効果をもたらす、ある種イベントにもなっているわけですが、一方、交通渋滞や道の駅の駐車場を占拠するなど、苦情も耳にします。その解決方法として、経済効果を優先した協力体制ができる連携を強化する必要があるのではないかと。この点が2点目でございます。

3つ目が、最後に、この航空宇宙産業関連事業に費やした我が町大樹町としては、30年

以上の時間が経過していますので、射場誘致が最終的な目的ではあるかなと思いますが、それ以上にいろいろな情報が入っておりますので、現在の感触または進捗をお聞かせください。

以上です。3点です。お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の「航空宇宙関連事業（射場誘致の進捗状況）」についてお答えをいたします。

3度目のチャレンジとなった観測ロケットMOMO3号機の打ち上げ成功は、インターステラテクノロジズはもとより、日本における民間宇宙開発にとって大きな前進となる快挙であったと思っております。大樹町にとっても、MOMO3号機が宇宙空間へ到達したことにより、国内3番目の宇宙ロケット射場となることができ、今後の展開に大きな弾みとなるものと思っております。

5月20日、堀江貴文氏ほかと鈴木直道北海道知事にお会いし、実験の成功を報告させていただきましたが、その際、知事からは、道職員を派遣し、一緒に取り組んでいくことが大事とお言葉をいただきました。今後、北海道ともさらに連携し、オール北海道の航空宇宙産業基地となるよう取り組みを進めてまいりたいと思っております。

1点目の「無料観覧をやめるべき、今後の発射実験の町の支援」につきましては、これまでの打ち上げ実験に対し、町は警察と協議し、車両の安全な運行と路上駐車による交通の妨げがないように交通規制と見回りを実施し、道路と駐車場の誘導などに職員を配置して対応してまいりました。

議員ご指摘のとおり、国道に面した交差点の誘導などは危険も伴いますし、たび重なる実験の延期により職員の負担も大きくなり、このままの方法では対応は難しいと考えており、無料駐車場をやめて有料とし、交通整理等の経費に充てることは今後検討していくべき課題と思っております。

2点目の「経済効果を優先した協力体制ができる連携強化が必要である」につきましては、一昨年からロケット打ち上げの際、多くの見学客が来場し、宿泊や買い物、温泉など、近隣町村にも大きな経済効果があったと聞いています。パブリックビューイング会場では、町内飲食店等の出店等による食品販売のほか、近隣町村の観光パンフレットの配布、道職員作成の南十勝観光マップとスタンプラリーなど広域の取り組みも行われました。

今後は、さらなる広域連携を深め、南十勝及び周辺町村の魅力発信を強化するよう取り組んでまいりたいと考えています。

3点目の「射場誘致の現在の感触または進捗」につきましては、過去34年取り組んできました航空宇宙産業基地誘致は、2008年、宇宙基本法が制定され、大きな転機となりました。それまで国主導で行ってきた宇宙開発は、宇宙活動法により軌道投入ロケット、その

射場について、国の認可により民間が参入できることとなりました。種子島、内之浦に続く第3の射場誘致を目指していた当町は、その誘致に加え、インターステラテクノロジズが開発する軌道投入ロケットや他のロケットも打ち上げられるような射場整備に向けて体制を強化し、取り組みを加速化しようと考えております。

現在、民間によるロケット射場を計画しているのは、私ども大樹町と和歌山県串本町の2カ所と伺っております。他方、宇宙往還機やスペースプレーンなど、航空機のように宇宙を行き来する機体も研究されており、国内にスペースポートを実現しようという団体も創設をされております。当町は、ロケット射場に加え、広大な平坦地に多目的滑走路を有するスペースポートを目指しており、当町の立地条件の優位性は揺るぎないものと思っております。

本年5月に発表された自民党政務調査会宇宙・海洋開発特別委員会第5次提言では、「ロケット打ち上げ射場について、国は、民間の打ち上げ射場の整備に向けた取り組みを進める。例えば北海道、和歌山県など。また、サブオービタル宇宙輸送機や極超音速旅客機等の試験運用に必要なスペースポート機能の構築など」と記載されており、この提言に基づいた政策が講じられることを期待しております。

観測ロケット打ち上げ成功により全国から注目され、関係機関からも高い評価を得ており、この機を逃さずに、北海道スペースポートの実現に向け、関係機関の協力をいただきながら連携を図り、オール北海道で取り組んでまいります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、町長からのご回答にある1つですが、無料観覧をやめて有料駐車場化することを検討されるということ、これは本当にそういう方向に向けた検討が必要ではないかと私は考えておりますし、さらには、近隣町村に関係するいろいろなパンフレットの配布、もしくは、そういう形ものを今後定期的にロケット打ち上げがある場合は進めていく必要があるかなど。やはり我が大樹町だけではなく、周りからある程度指示される、協力されるという体制が今後この打ち上げをかなりイージーに上げられる条件にもなるのかなと私は考えますので、まさしくこれは町長の執行方針にあるようにSDGsの実践だとも考えております。

持続可能な体制の構築は、いろいろな意味で一時的に何かを負担して終わらせるだけではなく、やはり次につなげるための体制づくりというのがいろいろな諸般の負担を軽減するというふうには私は考えますが、この点について、一度、町長はどうお考えかとお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私ども大樹町も、打ち上げの際に多くの方々に大樹町に来ていただけるということで、大樹町をPRさせていただける場としても、大樹町を知っていただける場としても、非常に有

意義な、有効なイベントであるというふうに思っているところでもあります。

ただ、議員がご指摘のとおり、今後それを、今現在の負担を含めながら継続していくところは、正直、私どもの財政規模からいっても、年に数回打ち上げるといったようなことが具体化してくる中では無理があるかなというふうに思っておりますし、今後、射場を誘致していく中では、私どもも相応のいろいろな部分で、負担もまた新たに発生することもあるかなというふうに思っているところでもありますので、今後、この後予定されておりますロケットの打ち上げに対して、どういう形で私どもが見学する場を提供していくかというところは、検討していかなければならないかなというふうに思っているところでもありますし、今現在は、地元の新聞社、またはインターステラテクノロジズご自身も、国道等の警備に当たってガードマン等の誘致にお金を割いているというようなこともありますので、私どもの見学のあり方については、今後あまり経費をかけないような形で、必要最小限の対応で進めていけないかというところは今内部で協議をしているところでもありますので、そういう方向で今後、見学者の安全性も配慮しながら進めていければなと考えているところでもあります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

先ほど町長のご回答にもありましたが、まさしくその方向でいくことが、今後継続してやっていける1つの根拠になるかなというふうに私も考えますので、ぜひとも、そういう体制をつくっていただきたいというふうに考えます。

次に、先ほどの最初の町長のご回答にあった宇宙基本法が制定されたり、昨年11月に宇宙活動法の全面施行に照準を合わせたかのような今回の打ち上げ成功、これはある意味、感覚的な話で申し訳ないのですけれども、追い風になっているなというふうに私は考えております。

ですから、既にこういうことは言っていないかわかりませんが、射場誘致に関しては、ある程度射程範囲ではないかなというふうにも考えております。さらに加えて、サブオービタル宇宙輸送機、極超音速旅客機等の試験・運用に必要なスペースポート機能の構築というのは、まさしく遠い未来のことではないなという感じを強く感じます。

さらには、私の知るところによりますと、国では、平井宇宙担当相が射場のポテンシャルを高く評価されたり、さらには、鈴木知事が賛同された、先ほど町長のお話があったように、協力してやっていただけるといふ、これはある意味、地方創生の目玉にはなるのではないかなというふうにも感じますし、十勝においては、今現在進行中かと思うのですが、十勝航空宇宙産業基地誘致期成会の総会で、我が町大樹町から提案された調査研究の支援をする会社をつくりながら進めるといふ話も町長から聞いておりますし、これは本当にもうオール北海道の体制が着々と進展しているのではないかと私は強く感じます。

そこで、今後進める大事なコンピテンシーといえますか、どんどんどんどん高めていくた

めには、スペースポート計画の実現と同時進行で航空宇宙関連産業の創出による新たな雇用の創出だったり、産業の経済効果であったり、さらには、本当に人口減少になっている我が町大樹町に多くの方がどんどんどんどん入ってこられて、定住していただけるという町の活性につながる、現状を大きく変える原動力になると思いますので、そういう効果を期待するような方向については、町長どうお考えでしょうか。お聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回の定例会において政策的な予算を計上させていただきましたが、その中に、今私どもが準備をしております北海道航空宇宙企画会社に対する出資金200万円の予算もお認めをいただいたところでもあります。

大樹町は30有余年にわたって航空宇宙の取り組みを進めてまいりましたが、夢の実現に向けて取り組んでまいりましたが、いよいよそれはもう夢ではなくて、形にしていかなければならないものになってきたなというふうに思っているところでもあります。

今回、企画会社に出資金をお認めいただき、私ども大樹町が進める、北海道に航空宇宙の射場をつくっていくのだという、そういう思いに賛同いただける管内、道内の皆様とともに、株式会社の設立を今月中に目指しているところでもあります。いよいよ実際につくっていく段階に入ってきたということでもありますので、射場の誘致に向けてはこれからがスタートだなというふうに思っているところでもあります。

幸い、十勝管内をはじめ、北海道内または道外にも大樹町の取り組みに対して応援をいただける皆様、団体・企業の皆様がいらっしゃいますので、これから多くの皆様と一緒に、本当に手を携えながら、どういう形の射場をつくっていくかというのを検討していくことになろうかなと思っておりますし、その先には、その企画会社が発展していく中で、実際に射場をつくっていく、そういう会社組織になっていければなという思いを持っているところでもあります。

議員がご指摘のとおり、その先には、実際に射場ができた段階では、町民の人口等も増える可能性も大きくあろうかなというふうに思っておりますし、関連する企業が大樹町のみならず、この南十勝、十勝に多く張りついでいただけるということもご期待したいなというふうに思っているところでもあります。

インターステラテクノロジズも衛星投入機ゼロの開発を目指しており、社員が今増えていくというようなことをお話しされておりますので、そういう意味では、大樹町にとっても、企業誘致ということでは多くの社員の方が町民となって大樹町で経済活動していただける、本当に大樹町の未来に向かっての大きなエネルギーになっているなというふうに思っておりますので、今後も私どもの役割、射場をつくっていくという役割を担えるように、これからはしっかりとやっていかなければならないというふうに思っており、まさに射場誘致に向けてのスタートに着く、そういう時期が来たというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

大変前向きで心強いご回答ただけて、今後、進め方について非常に前向きになっているなというふうに強く感じました。

ちょっと前の宇宙ビジネスということまでテーマを挙げるのはちょっとまだ早いのかもかもしれませんが、北大の鈴木教授の話には、やはり資金調達ということなんかも話をされております。

いずれにしても、いろいろな、先ほどの私のほうからの質問にもあったように、経費的な負担だとか、そういうものを当然考えていかなければならない。ただ、こういう形をつくることによって、先ほど町長が言われた企業誘致ということも当然起こり得るかなと考えますので、これはまさに我が町大樹町の旬なアイテムではないかなと。本当に柱になってくる時代はもう目の前にあると私は感じますので、全面的に、積極的に進めていただきたいことをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

次に、9番菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告をしてありました、事件・事故から子どもの生命を守る安全対策ということで、町長、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

今、国全体の課題として、特に多くの自治体で、交通事故や予測不能の事件から子どもの命を守るための安全対策の具体的な見直しが緊急課題として議論されているところであります。

滋賀県大津市で散歩中の保育園児が、保育士の誘導で信号待ちをされていて事故に巻き込まれて犠牲になった悲惨な交通事故、そして、川崎市の路上でスクールバスを待っていた小学生などに突然包丁を持った男が襲いかかり、短時間に、1人増えて20人を殺傷した凶悪事件が連続して発生したところであります。

これらの事故・事件は、被災者側が必要な防止対策を怠ったことが原因ではなく、新たな観点からの具体的な安全対策の確立が求められているのではないかとというふうに私は思うところであります。

大樹町では、このような事故・事件の発生はないところでありますが、他人事ではないと考えるので、子ども達の安全安心と尊い命を守るという基本理念で、現在の対策の見直しを含めて、一歩踏み込んだ事故・事件の防止対策に取り組む考えを伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、菅議員ご質問の「事件・事故から子どもの生命を守る安全対策」につきまして、

私から町の取り組みについてお答えをした後、教育長から、教育委員会または学校の取り組みについてお答えをいただきます。

町では、「住民の交通及び生活の安全意識の高揚、並びに自主的な安全運動を推進し、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的」として、大樹町地域安全条例を制定し、その条例の中で、町と住民それぞれの責務を定めております。

町の責務は、交通事故、犯罪等に対する「防止対策」と「被害者等の支援対策に関すること」の実施に努めるよう定め、その対策を推進するために「関係する行政機関及び関係団体と緊密な連携を図るもの」としております。

住民の責務は、「自らの交通及び生活の安全確保に努めるとともに、町などが実施する交通及び生活の安全対策に協力しなければならない」としているところでもあります。

また、町は、責務である防止対策などを推進するために、大樹町地域安全推進協議会を設置し、交通事故と地域犯罪の現状把握に努め、交通及び生活の安全対策を協議し、その施策の推進とともに、町長に意見を述べることでしてしております。具体的な活動は、交通安全啓発活動への参加、地域安全ニュースの配布による啓発活動、防犯パトロールの実施等ですが、防犯パトロールは、地域安全推進協議会のほか、社会福祉協議会、青少年健全育成推進町民の会、民生児童委員協議会などの協力を得て、年9回実施をしております。

ご質問の「一歩踏み込んだ事故・事件の防止対策に取り組む考え」については、例えば、住民の皆さんが自宅の周りの清掃であるとか花壇の整備とかを行う場合には、小中学校の登下校時間に合わせて行っていただき、通学している児童生徒に声かけをするというようなことも防止対策の1つと考えられるものでありますが、今後の対策は協議会等で実施する活動のみならず、議員の皆様からもぜひお知恵をお借りしながら、住民の皆様とともに安心安全なまちづくりにつなげていきたいと考えております。

引き続き、教育長から答弁を行います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

私からは、教育委員会、学校における取り組みについてお答えいたします。

平成30年度におきましては、通学路点検（これは大阪の大きな地震に伴いまして、ブロック塀が倒れて小学校4年生が亡くなってしまうという痛ましい事件が起きたのも受けまして、緊急点検をしてございます。）や子ども110番の家駆け込み訓練（我が町には青少年健全育成推進町民の会という素晴らしい会がございまして。実際に子ども達が逃げ込んでみるという部分、警察の協力を得ながら実施してございます。）、関係団体における防犯パトロールを実施しております。

国においては、平成30年5月に「登下校防犯プラン」を閣議決定し、登下校時の子どもの安全確保を図るよう、自治体や関係機関へその取り組みの充実を図るよう求めていることから、教育委員会、学校においても、国の「登下校防犯プラン」に基づき、子どもの安全確

保を図る取り組みを引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、学校はもちろん、保護者、家庭、地域との連携強化を図りながら、子ども自身の危険予知能力を高め、危険を回避できる素養の形成が極めて重要と考えていますので、事件・事故を自分事として捉え、安全確保を再確認するよう、教育現場への浸透を図ります。

さらに、犯罪を生まない心の教育を重視し、個の短所ばかりに目を向けず、個のよさ、持ち味、頑張りに光を当て、自己有用感、自己肯定感を高める教育実践の充実を推進してまいります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま答弁をいただきました。町長、教育長からいただいておりますので、町長の答弁のほうから再質問をさせていただきたいというふうに思います。

町長から、現在大樹町で取り組んでいる住民の交通安全及び住民生活の安全安心に対する取り組み、地域安全条例の制定、そして町と住民の責務の明確化、具体的な対策に取り組んでいる内容の答弁がありました。私は、現在、地域でこれまで取り組んできた活動を否定する考えは全くありません。むしろ、これまでの取り組みを一層充実させ、より一層成果が上がるような活動にさせていただきたいと期待しながらお伺いをしていきたいとします。

まず、町長の回答の中で、地域安全推進協議会が施策の推進とともに町長に意見を述べることになっていると言われましたが、これまでどんな意見が出されてきたのか、把握をしていたら、まず教えていただきたいというふうに思います。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 6時49分

再開 午後 7時00分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

地域安全推進協議会からの町長に対する意見の内容ということでございますけれども、協議会の中で協議していただきまして、歩行者用信号機の設置の要望ですとか、それから信号機の設置の要望、それと一時停止標識の設置の要望などが上がっておりまして、そういった要望が上がってきた中を、町長名と、それから地域安全推進協議会の連名でもって、広尾警察署を通じて公安委員会のほうに上げてもらいたいというような要望を上げているところであります。

そういったような内容と、午前中もお話ししましたが、防犯カメラの設置につきましてこの地域安全推進協議会のほうで協議していただきまして、必要だということで要望が上がってきているような内容でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それは町側から求めたものではなくて、協議会で自主的に検討して、今後の対策として出た意見だというふうに、今聞いたそういう形の意見が出されたという理解をしておいてよろしいですか。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

防犯カメラとかについては、こちらのほうからも協議していただきたいというような声かけがありましたけれども、そのほかの信号機関係、それから一時停止の関係ですとか、そういったものについては、協議会の中で協議した中で、この辺に設置が必要ではないかということで要望が上がったものでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

わかりました。ただ、私は、信号機が欲しいとか、それから一時停止の標識とかというのは、普通の人でも誰でも考えて要望できる内容だというふうに思っているのですよ。実は一番大切な意見というのは、地域住民の命を守るために、本当に生の声として、子どもからお年寄りまでの対策として、どういうことが必要なのかという意見ではないかというふうに思っているところであります。

再度伺いますが、今後、地域安全推進協議会が有効に機能するような対策、そして、切実な声や要望を聞けるような対応として、僕は幅広い範囲からの委員選出をしてはどうかというふうに思っています。制定をした町長からありました地域安全条例の中では、目的として、地域安全推進協議会は、交通事故、地域犯罪の現状把握に努める、施策の推進を図る、交通及び安全対策に関して町長に意見を述べるということになっていまして、組織として、何点かあります。組織として担うのは、いろいろな地域活動をする団体の代表者、それが1つです。そして、知識と経験を有する者、2つ目です。行政区の代表者、そして町長が必要と認める者、この方達が地域安全推進協議会の委員になるわけでありまして。僕は残念だと思うのは、この人達が悪いというのではなくて、ここに実際に子育てをしている人だとか、女性の方をもっともっと含めていただきたいと思います。というのは、活動する団体の代表者、名称を聞いたらわかるのですが、多分ここは、もし10人いれば9人までは男性だと思うの

です。ある程度年齢のいった男性。そして、地域と経験を有する者、ここも5割以上は男。そして行政区の代表者、多分、絶対男だと思います。それから、町長が必要と認める者も男性が多いのでは。そうすると、この協議会自体が一定の年齢を有した男集団の協議会になるわけでありまして。ここにやはり若い女性、それから高齢者の人生経験豊富なおばあちゃんと言ったら怒られますが、お母さんの一歩進んだ女性の方、そういう人達に入ってもらって、おばあちゃんが孫の命を守るためにどうするのかとか、そういう意見を出してくれるような組織にするような部会を設定するなり、そういうふうにしていくのが今後は必要ではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私、条例に基づいて設置をしております地域安全推進協議会の活動の中身についてお話をさせていただいたところでもあります。

私は、大樹町の地域の安全対策における、この協議会の役割というのは大きいかなというふうに思っておりますし、今現在も、この協議会でそれぞれの団体から選出されている方、または私がお願いをした委員も含めて、地域の交通安全、または防犯対策等も含めて、機能は十分果たされているというふうには思っております。

ただ、議員ご指摘のとおり、その選出に当たっては、各団体からの推薦も当然ありますが、年代構成または性別も少なからず偏っているところも、今現在の構成もあろうかなというふうに思っておりますので、今後、また委員の選任等に向けては、あらゆる世代の方々からご意見を伺えるような、そういう体制づくりも必要かなというふうに思っております。ただ、それぞれ所属する団体において、その団体の中での意見集約をされているというふうに思っておりますので、それぞれの団体、役割の中で、住民の方々からのご意見については、私は、聞いた上でこの協議会が活動を行い、大樹町の安全対策についても大きな貢献をいただいているという認識ではおります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

結論としては、ぜひ前向きな方向にいていただきたいと思うのですが、実際の社会的な流れの中でいうと、僕も経験ありますけれども、例えば、職場の代表者とか団体の代表者がこういう推進委員会に出ていくときに、実は、団体の代表者ではあるのですが、大体行くときは個人の資格で行くのですよ。職場の中で、職場のみんなに意見を求めてから、自分がそれを背中のリュックに背負っていくなんていうことはまずないのです。呼ばれた自分だけ行くのですよ。僕はその官庁に勤めていましたからわかります。そんなことは全くないのです。所長会議といたら、所長が職員の見解を聞いて行くのではなくて、自分の主観で行くのですよ。

そういうことですから、僕は本当に実際に子育てをしている、子どものことを考えている、例えば保育士さんでもいいです。そういう人達に入ってもらって、本当の生の声を聞くようにしていくと、今の体制が全くだめだと、町長言われたように役割は大きいし、機能も果たしていますが、そこに一步上乗せをして、より機能を発揮して、中身のあるものにするためには、そういう体制にしたほうがいいというふうに言って、大体、意見は合っていると思うので、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思いますし、そうすると、この条例の改正が必要なのですか。もしそういう方向にもっていくとすれば、それとも、4番目の町長が必要と認める者ということの解釈でもって加えてやっていけるのですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ここに地域安全推進協議会の委員の名簿がございます。関係団体からは18団体から18名の委員さんが選出をされております。その中には、保育園の園長さんも入っておりますし、高等学校の校長先生、または消防の署長であるとか、女性団体連絡協議会の会長さんであるとか、日赤奉仕団の委員長さんがいらっしゃいます。女性の方もいらっしゃいます。それぞれの団体を代表してこの協議会のほうに参画をし、意見を述べていらっしゃるというふうに思いますので、私は、この方々は個人の立場で参加をいただいているというふうには思っておりません。それぞれのお立場、団体を代表して来ておりますので、ご発言も私は団体を代表してのご意見をお話しいただいているというふうに思っております。

また、行政区、地区代表者も23の行政区からそれぞれ1名ずつ選出をされ、委員としてお務めをいただいております。こちらは議員がご指摘のとおり、男性が圧倒的に多いですが、年代はそれぞれ各行政区の委員の構成でありますのでさまざまな形になっております。

条例では、ほかに私どもが必要とあれば、委員として指名をさせていただけるということもありますので、今現在、大樹では幸い発生をしておりますが、全国で発生をしております事件・事故等の対応も含めて、この協議会の役割はあるかなというふうに思っておりますので、私が必要と思う委員については、この年度内に検討した上で選出を進めながら、さらにこの推進協議会の運営が充実できるような、そういう体制づくりには努めていければなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、今以上に有効性のあるというか、中身のあるような協議会にしていけるような体制づくりを進めていただきたいと思います。

実は、実態の話をしていただきたいと思いますのですが、実は大津市の保育園児が犠牲になった事故以来、大樹町にも保育園が2つあって、私の家の近くに北保育園があるのですが、暖かい日が続いていますので、園児の方々がサッカー場にほぼ毎日のように散歩に出ています。そ

のときの状況を自分なりに、つぶさに見させていただいています。はっきり言いますと、これまで、どちらかというと保育士さんが子ども達の先頭になって背を向けなら、さあ、行くよ、おいでという格好で連れて歩いていましたし、隊列的には雑談をしながらというか、のんびりとしていたのですが、今は非常に保育士さん達が、あれ以来、園児の人をきちんと並べて、自分達は車道と園児の列の真ん中に、例えば3人とか並んで、園児の人が乱れて車道のほうに出ないように、そういう対応をとりながら、必ずやっているのを目にしています。そして、保育所に戻るときに、車道を渡るときは1人の保育士さんが先に行って、道路の中央で前後の車両の安全を確認してから呼んで、みんなで渡ると。こういうふうに、やはりあの事故以来、どうあるべきかを職場で議論して、新たな体制をとってきていますが、そういうことについて、町としては、保育園と一定の議論をされてきましたか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

昨今の事件・事故に対しまして、法人とは、安全対策のことについての協議というのに行っておりませんが、それぞれ園の中で、事件・事故に対しての対策ということでとられて、議員おっしゃるように、散歩については保育士を増やしたり、そういうふうな体制で常時進めているというところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長に対する最後の質問にしたいと思います。

今、保育士さんの話をしましたが、世間では、危ないから散歩をやめたほうがいいのかという意見もあったようですが、やはりそこは逃げるのではなくて、どう安全に対応するかの話をするほうが有効だと思っていますので、その1つの方法として、例えば、人の配置として、保育士さんが手薄であったら、退職者等の可能な人の活用で、そういう場合に、例えば誘導者なんかとして対応するようなことを議論していつ対応できないか、そして、小学生の下校時なんかそういう人達が注意喚起をする意味でも対応できないか、伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

昨今の事件・事故の状況、特に事件の場合については、やはり大人が目をかけてあげる、子どもに目を向けるということが肝要だなというふうには思います。その中で、私、先ほど答弁の中でも前段で申し上げましたが、登下校時にあえて自宅の前に出て子ども達を見守る、そういう目を増やすということも大きな役割だなというふうに思っているところでもあります。

また、今回の事件を受けて、多分、警察のほうで指示が出たのかなというふうに思っておりますが、小学校の下校時に警察官がその下校の状況を見守っているという状況も拝見をさせていただいておりますので、今後も地域を挙げて子ども達を守る、そういう体制については必要かなというふうに思っているところでもあります。

ボランティアの形でやっていただける方がいらっしゃれば、ぜひ、そういう形もお願いをしたいなというふうに思っておりますので、また、学校、教育委員会等とも相談しながら、そういう体制についても可能かどうか、または、先ほど申し上げました安全推進協議会の活動をさらに拡充して、防犯パトロールでありますとか、啓発活動を増やしていくというふうなことも必要かなと思いますので、そういうところも協議会のほうともまた相談をしながら検討していきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、よろしくをお願いします。

引き続き、教育長に伺います。

まず、子ども110番の家についてであります、駆け込み訓練はどんな形で実施されたのですか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

下校時、不審者に扮した警察官が登場して、実際に旗のある場所、そこに駆け込んだということです。その後、いろいろ感想をまとめて、実際に壁新聞で啓発活動もしてございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

実態についてはわかりました。そういうことでないかというふうに思っていましたので。

それと続いて、110番の家の設置なのですが、どのような根拠で選定しているのかということ伺いたしたいと思います。疑うわけではないのですが、旗を立てている箇所はたくさんあります。これは大樹だけではなくて、いろいろな町村であります。ただ、僕は、日中全く不在の個人、企業などが指定されている状況にないのかということが若干疑問を持っています。本来の目的からいったら、やはり旗を掲げている職場なり個人の住宅というのは、365日とは言いませんが、多くのそういう箇所が、夜ではなくて、日中在宅していないと、その訓練で不審者に襲われたら駆け込むのですよといっても、行ったら鍵がかかって入れないという、そういう状況ではいけないと思うのですよ。ですから、非常に難しさはあると思うのですが、ほとんど留守になっているところを指定しても、僕は意味がないと思うので、そ

の辺のチェックと点検がどうなっているのでしょうか。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

この趣旨を理解していただいて、協力してくださるところに設置しています。大樹町内では117件の設置をみてございます。管議員ご心配のように、ただ形だけでないかと。そうならないように、先ほど申したように大樹町には素晴らしい健全育成推進町民の会というのがございまして、そこが音頭を取って、夏休み中に子ども110番の家を実際に回って挨拶する。ウォークラリーをしてございます。スタンプラリーのように10カ所回ると図書券がいただけるということで、かなりの児童が実際に夏休みに、自転車を使ったり徒歩でそういうところを訪問して、実際に顔を合わせているという状況でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

多くのところに協力してもらう、それはわかります。そのことを僕は、できる限り、在宅して対応してくれる場所で、趣旨を理解してもらって、そういう場合に迷わず対応してくれるようなところを選んで指定をすることが、より一層効果を上げることだと思いますので、その辺はぜひ検討しながら対応していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、30年3月に「たいきっ子ヒヤリ・ハットマップ」が作成されていますが、その活用について、どのように活用されていますか。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

大変いい質問をしていただきました。これは、子ども目線で作ったという、他町村ではあまり例のないものでございます。子どもの目で見ると危険な部分はどこだ、どうしたらいいのだという部分を地図に落とし、町民の会、それから役場の住民課、広尾警察署が協力してつくってくれております。それを配布しながら、気を付けようということをやっています。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今まで質問して褒められたのが初めてなのでくすぐったいのですが。

これですよ、ヒヤリ・ハットマップですよ。ただ、この中に、子ども達が目線でもって、ここが不安だ、危険だ、ここをこうしてほしいというのがいっぱいあるのですよね。そういうふうになっているのですが、実際にこれを活用して、例えば、子ども達がこういうところを

改善してほしいというようなことが載っているやつが改善された部分は何点かございますか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

またうれしい質問をしていただきました。

子どもは身長が低いものですから、なかなか視野が狭いのですね。それで、郵便局の東側、最初はブロック塀だったのです。それで出口から郵便車、赤い車が出てくるときになかなか見えない。一般客も出てくるときに見にくいということで、何とかならないかと言ったら、すぐ郵便局のほうで、ある一定期間、上の部分を取っていただいて、金網に変更していただいたというすばらしい実践例がございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

たくさん出てくるのかと期待したのですが、1つでも実施がされていて、それはそれで成果だというふうに思います。ぜひ、これはいろいろな場でもって活用してもらって、子ども目線で作ったものですから、また引き続く子ども達に理解をしてもらって、そういうのを補完しながら、ぜひ子ども達の真意が生きていくように、今、郵便局の赤い車のことだけ言われましたけれども、それが数多く改善されて、安全な町なかになるような形になっていけばいいのかなというふうに感じているところであります。

最後になりますけれども、釈迦に説法かもしれませんが、安全対策というのは、よくヒヤリ・ハットの法則で言われています。ひやっとした事例が29回あると1回災害が起きると。それが300回になると重大災害になるのだよということがあります。ですから、ヒヤリ・ハットを少なくする、そして、災害を少なくする、重大災害が発生しないようにすると。特に、将来を担う子ども達の対策、大人の命が軽いとかではありませんが、子ども達の安全安心の対策をぜひ町ぐるみで取り組んで、不安のないような形になるように、ぜひ今後も、ある協議会とかそういうマップ等を活かしていただいて、町が安全だと言われるようなまちづくりに取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました残りの1点、商店街のリフォーム助成制度について、町長に質問いたします。

商店街の活性化のため、商店街店舗をリフォームする場合、助成制度を創設してはどうか伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の「商店街リフォーム制度創設について」お答えをいたします。

商店街の活性化はまちづくりの大きなテーマの1つと考えており、人口減少や後継者不足などにより、これからもシャッターを下ろす商店が増えてくるかなというふうにも思っております。

町では、平成27年度から起業家支援制度を創設し、新たに事業活動を行う方や新分野での事業活動を行う方を支援してまいりました。この制度は、空き店舗等を取得または借用する際の経費についても補助対象としており、平成30年度までの利用実績10件のうち、空き店舗等を活用したものは9件となっております。

ご質問の商店街リフォーム制度の創設につきましては、国も重要性を認識し、小規模事業者持続化補助制度により、販路開拓等に取り組む費用の3分の2、上限50万円を補助しており、町内でも過去3年で6事業者がこの制度を利用してリフォームなどを行っております。

起業家支援制度は5年の時限制度ですので、今年度が最終年度となります。次年度以降の継続については今後検討してまいります。国の補助制度も勘案しながら、起業家支援、空き店舗の活用、商店街のリフォームなどについて総合的な制度での検討を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

今、町長から、新分野とか新たに起業をやるということに対する支援を行っているということですが、その上限も50万円で、中小業者、小規模事業者、こういう方に、今までやっている方々についても、やっぱり希望を持てるような制度、そして、もっと有効、50万円でも有効なのですけれども、さらに、事業の差ですので、住宅リフォームの場合は上限10万円となっておりますけれども、やっぱりそういう規模ではなくて、中小業者、小規模事業者というのはもともと規模が大きいですから、ぜひ充実を図っていただきたいと。金額の上積みですね。

それから、今度5年、年限のこれについては、新規事業者ですので引き続きということですが、住宅、商店街のリフォームなどについての総合的な制度を考えていきたいということですが、ぜひ大いに検討して行って実現してほしいと考えております。

それで、総合的にということになると、全体的に何となくああとなつて、ぼやつとしないように、ぜひぼやけないようにはっきり、ぱんとリフォームならこうだというはっきりしたものをやっぱり打ち出していただきたいと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、今現在取り組んでおります起業家支援制度、5カ年間に限って進めるということで進めておりまして、今年度が最終年度となります。この事業を次年度以降、継続していくかどうかというのは、この5年間の実績または効果等を検証しながら、再度これを延長するのか、それともやめるのか、形を変えて、新たなものを加えてもう一回いくのか、そういうところをこれから検討していかなければならないというふうに思っているところでもあります。

今回、答弁の中でお話をしましたが、国のある補助制度も活用していただきたいというふうにも思いますし、それに加えて、起業家支援、空き店舗活用、今取り組んでいるものですが、それに商店等のリフォームなどについても今後どうしていくかという中身を検討しながら、トータル的な、総合的な制度として検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どの事業を採択するかどうかも含めて、ぼおとしたような、そういうぼやけたものを今後していくということはないということは、ここでお伝えをしたいと思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

中小業者の皆さんから、これはよく聞かされるのですが、中小業者に対する、また、小規模事業者に対する助成というのは少ないというふうに聞いているのですね。私もこのことについては、金額が妥当かどうかちょっと私もよくわかりませんが、そういう声が強いということだけははっきりしておりますので、今後ぜひ、大いに検討していただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

◎延会の議決

○議 長

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長

本日は、これで延会いたします。

延会 午後 7時31分

令和元年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月14日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情第 1号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について
- 第 4 陳情第 2号 介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情について
- 第 5 陳情第 3号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書について
- 第 6 発委第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 第 7 議員派遣について
- 第 8 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 寺 嶋 誠 一 | 2番 辻 本 正 雄 | 3番 吉 岡 信 弘 |
| 4番 西 山 弘 志 | 5番 村 瀬 博 志 | 6番 船 戸 健 二 |
| 7番 松 本 敏 光 | 8番 西 田 輝 樹 | 9番 菅 敏 範 |
| 10番 志 民 和 義 | 11番 齊 藤 徹 | 12番 安 田 清 之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 黒 川 豊 |
| 総 務 課 長 | 松 木 義 行 |
| 総 務 課 参 事 | 林 英 也 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 副町長事務取扱 |
| 企画商工課参事 | 大 塚 幹 浩 |
| 住 民 課 長 | 鈴 木 敏 明 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井 上 博 樹 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 瀬 尾 裕 信 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 高 橋 教 一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬 尾 さとみ |

町立病院事務長 伊勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長 板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長 教育長事務取扱
社会教育課長兼図書館長 村 田 修

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長 鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長 水 津 孝 一

<監査委員>

代 表 監 査 委 員 澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 小 森 力
主 任 太 田 翼

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 辻 本 正 雄 君
3番 吉 岡 信 弘 君
4番 西 山 弘 志 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
始めに、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

私は、一般質問として町長に2点お伺いしたいと思っております。

1点目、基本目標「人と自然にやさしいまちづくり」についてということですが、町長の執行方針の基本目標、今言った「人と自然にやさしいまちづくりの」中に、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、地球環境の保全や低炭素社会の実現に対する関心が高まっていることから、住民生活の経済活動における自然エネルギーやバイオマスエネルギーの普及と利用促進を図るとありますが、具体的にこの自然エネルギーの普及、利用促進、もしくはバイオマスエネルギーの普及と利用促進の内容をまずお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

寺嶋議員ご質問の基本目標1「人と自然にやさしいまちづくり」についてお答えをいたします。

1点目の「自然エネルギーの普及と利用促進の具体例」ですが、自然エネルギーには既に町内に導入されている太陽光発電のほか、風力、地熱、波力、水力などがあります。

太陽光発電につきましては、平成23年度から現在まで、住宅用太陽光発電装置の設置に対する助成措置を講じております。

他の自然エネルギーにつきましては、当町の自然環境の中で導入可能なものがないか、情報収集をしてみたいと考えております。

この中で地中熱利用につきましては、近年、設置件数が急増しておりますが、その背景には環境負荷が小さく省エネが達成できること、国の補助制度も充実していることなどがあり、当町でも地中熱利用についての調査を進め、導入の可能性について検討したいと考えております。

2点目の「バイオマスエネルギーの普及と利用促進の具体例」ですが、平成26年度に策定した大樹町木質ボイラー導入計画に基づき、晩成温泉に木質ボイラーを導入し、平成27年度から供用を開始しております。

他の公共施設につきましては、老朽による改修・改築にあわせて導入を図ることとしておりましたが、ボイラー利用の時期が限られる施設では導入の効果が低いことなどから、施設ごとに他のエネルギーも含めて都度、検討し、その施設に適したボイラーの導入を図ってまいりたいと考えております。

家畜ふん尿から電力を発生・供給するバイオガスプラントは、町内で2施設が稼働していますが、今後、新たに建設または増設する計画が複数あります。しかし、電力会社が所有する基幹送電線の空き容量の不足等により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)への申請手続や、新たな事業者からの電力の受け入れが中断されています。

バイオガスプラントは、CO₂削減に加え、家畜ふん尿処理に係る労力の低減や臭気対策が図られるなど、今後、規模拡大を進めていく上でも大変有効な施設であると認識しており、町では固定資産税相当額の2分の1を5年間補助しております。

バイオガスプラントは、環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与する施設であることから、引き続き関係機関と連携を図りながら、電力会社に対して必要な対策を講じるよう要望をしてみたいです。

○議長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご回答ありがとうございます。

自然エネルギーの普及と利用促進については、住宅用太陽光発電装置の設置ということで、町のほうとは助成措置をしているという。さらには、新しい自然エネルギーの発掘ということで、地加熱利用、いわゆるヒートパイプにも積極的に調査し、今後の利用促進に向けてアイテム化するということだと解釈いたしました。

さらに、バイオマスエネルギーの普及と利用促進に関しては、町長もバイオガスプラント

の効果はお認めになっているのではないかと思います。先ほど言われた内容どおり町内で2施設しかないこと、そして、その大前提は発電による利用活用が主であることから、基幹送電線の空き容量不足からなかなか次の建設、増設に至っていないということだと思います。

このバイオマスエネルギーは、重複しますが、CO₂削減に加え、さらに家畜ふん尿処理の労力低減、さらには臭気対策にもなることは実証済みであることから、推進したい考えは大いにあるかなというふうに推察しますが、そこで、私が知る限り近年では上士幌町のような小規模電力供給システムみたいな、集団で送電をするとかそういう方式が実際エネルギーの地産地消ということで注目を浴びているようなことを伺っております。これを進めるには、当然ながらインフラ整備や電力会社との協議・調整もあることから、簡単にいかないかなとは思いますが、対象の基幹産業である農業に示す政策も重要な課題ではあると私は思います。

実際、家畜ふん尿処理の問題は、現在、酪農業者に関しても相当意識は高まっております。喫緊の課題ではないかというふうに私は感じます。その手立て、もしくは方策がなかなか見つかからないというのも事実ですが、このような事例で、まず家畜ふん尿処理の問題をできる施設をバイオガスプラントという方法で可能な限り早急に進めていく必要はあるのではないかというふうに感じておりますが、この点についてどうでしょうか、お聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質疑の中で答弁を差し上げましたが、バイオガスプラントの現状については回答させていただきます。

酪農におけるバイオガス発電、CO₂の削減、または家畜ふん尿処理の効果、そしてその電力を発電した残りの液肥を肥料として使えるという効果も含めて、一石二鳥にも三鳥にも効果があるものだというふうに思っておりますし、今後の大樹町はもとより北海道の酪農経営が発展していくためには必要不可欠な処理体制だというふうには認識しております。

ただ、いかんせん発生した電力を北電に売電するということになる、送電網の関係でそれがかなわないという状況があります。そこをクリアしなければ、なかなか導入は進められないのかなというふうに思っておりますので、今、大樹町でも計画的には8件、十勝管内でも30基以上の計画がなされておりますが、それを既存のバイオガスプラントと合わせて電力の地産地消をしようという動きも構想自体は検討段階に、オール十勝で入ったところですが、それとてやはり送電をする電線を敷設しなければならないという大きな課題がありますので、そこをクリアできなければ、なかなか地産地消という段階にも入っていけないかなというふうに思っております。

今後、私は送電網の関係も含めて、電力会社だけが悪者になるということはないというふうに思います。一緒に協議する場で電力会社、または私ども生産者、経済団体等も含めて全

体で今の状況をどうやって打破していくかというところをみんなで汗をかき、知恵を出していく必要があるかなというふうに思っているところでもあります。ただ、すぐすぐの時間で解決できるというふうには思えませんので、国の法律改正も含めて、どういう対応をとれるかというところは大樹町も声を大きくして発信をしていければなというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご回答ありがとうございます。

今のお話にもあったように、かなり家畜ふん尿の問題に関しましては、バイオガスプラント建設もしくは増設に関しては、非常にハードルが高い課題があるというふうに感じました。

ですが、廃棄物の根幹にある1つの考え方は、ごみを資源に変えるということがありますので、有力な資源が今あるということをまず認識して、ぜひ今後積極的にこの課題に取り組んでいただきたいということで、この質問は終わりたいと思います。

続いて2点目になります。

基本目標「資源を豊かさにつなげるまちづくり」について。

町長の執行方針の基本目標である4番目に、今言った「自然を豊かさにつなげるまちづくり」の中に、大樹町観光協会を中心に「宇宙」をキーワードとした旅行商品開発と受入体制整備とあります。具体的に「宇宙」をキーワードとした旅行商品開発とは何か、また、その受入体制整備とは具体的にどのようなものかお答えいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の基本目標4「資源を豊かさにつなげるまちづくり」についてお答えをいたします。

1点目の「宇宙をキーワードとした旅行商品開発とは具体的にどのようなものなのか、旅行プランか旅行関連グッズか」についてですが、平成28年度から昨年度まで実施した地方創生推進交付金事業「宇宙のまちづくり推進事業」の一項目として、株式会社JTBに委託をして取り組んだ「大樹町宇宙のまちづくりと周辺環境を核とした観光戦略策定事業」により、旅行商品の開発などを行いました。

大樹町の大きな特徴である「宇宙の取り組み」を核とし、大自然や農業、漁業、砂金掘り体験や晩成温泉などの観光資源を組み合わせる旅行商品を開発することを目的とし、セミナーやワークショップ、プロモーション、モニターツアーなどを実施いたしました。

その結果、宇宙交流センター「SORA」でのモデルロケットの製作、滑走路での打ち上げを旅行の中心とし、インターステラテクノロジズ株式会社訪問見学、チーズサーモン井の

昼食などをパッケージとして、団体旅行向けにはJTBの「地恵のたび」、個人旅行向けには「エースまるごと遊べる北海道」に旅行商品として掲載され、全国的にPRされております。これらの旅行商品に磨きをかけ、バリエーションを豊富にしていければと考えております。旅行関連グッズについては、旅行商品の今後の展開により考えてまいりたいと思っております。

2点目の「受入体制整備とは、旅行者の受入体制整備か、宇宙関連産業全般に関する受入体制整備か」ですが、執行方針の中で申し上げたのは、旅行者、観光客の受入体制で、1点目と同様に観光戦略策定事業の中で検討しております。

3年ほど前から体験学習の場でモデルロケットの製作と打ち上げを数回行ってきましたが、製作・打ち上げの指導は企画商工課の職員が担当しておりました。昨年から一部を南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）に委託しておりますが、今後、旅行者が増えた場合、受け入れる体制、組織の整備が必要であることから、DMOの立ち上げも含め、観光協会を中心として関係団体と協議をしております。

宇宙関連産業全般に関する受入体制につきましては、今定例会で設立出資金の予算をお認めいただいた北海道航空宇宙企画株式会社、宇宙のまちづくり推進連絡会議等で検討をしております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご回答ありがとうございます。

観光協会に宇宙をキーワードとした旅行商品開発や受入体制整備は、既に先ほど町長の説明にあったように、株式会社JTBに個人もしくは団体向けに商品開発済みということで、さらにブラッシュアップして観光商品の開発をするということと私は受け取りました。

そして、受入体制整備とは、このような観光商品で来町された旅行者、もしくは観光客を受け入れる受入体制のことで、観光戦略策定事業の一環だというふうにも受け取りました。

さらには、町長の言われたDMO、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション、つまり町内にある観光資源に精通し観光地域づくりを行う組織体をつくる、もしくはその受け皿をつくる。これは非常にいいことだと私は賛同いたします。

いまや大樹町において「宇宙」というキーワードは、実に旬なアイテムであり、観光資源として大いに活用し、町内の商工業に大きく寄与することではないかなというふうに思います。射場誘致を進めながら、その一方で観光資源として活用する、昨日も私から質問いたしましたロケットの打ち上げに関しても、既にこのDMOスタイルに切り替えて、役場主導ではない形態での運用についてもいけるのではないかなというふうに感じますが、これについて町長、どう思われますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

昨日、寺嶋議員からのご質問の中でもご答弁をさせていただき、今後のロケット打ち上げに対する私どもの受入体制についての検討が必要だというお話はさせていただきました。その先に、今、新たな地域の観光の受け皿としてDMOという存在が私どものほうでも検討なされております。そもそも、こういうことが先進の観光地で取り組まれているという事例もJTBを通じてレクチャーを受けたところでもあります。大樹町の観光の進むべき方向としては観光協会にとどまらず、こういう組織をつくって町全体で進めていく体制が必要かなというふうにも考えておりますので、今後こういうものが立ち上がった際には、ぜひ私どものロケットの打ち上げに関する見学等の部分も、ぜひこの事業として取り組んでいただけるような、そういう取り組みを進めていければなというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご回答ありがとうございます。

宇宙関連に関しましては、様々な多様性があること、1つ1つやっていかなければならないこと、その活用も多種多様かと思いますが、やはり先ほども申し上げたとおり、足元をしっかり見据え、町長の施政方針にあるSDGsの実践をしながら大樹町の活性につながることをゴールにして進めていくことをお願いして、私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議 長

次に、5番村瀬博志君。

○村瀬博志議員

初めての質問となります。何かと不備な部分もあると思います。議長には大変迷惑をかけることになろうかと思えますけれども、ひとつ聞き回しのほうよろしくお願いします。

まず、町政執行方針の中で「安心と支えあいのまちづくり」の中で、高齢者の方々が安全・安心に暮らせるように第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げたサービス付高齢者住宅の建設に向けて検討するとありますが、第7期の計画書には、町内の高齢化率は団塊の世代が75歳を迎える6年後には37%を超えると記載してあります。

新設に向け、今すぐスピード感を持って計画・実行することが重要と考えているので、具体的な計画があればお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、村瀬議員ご質問の基本目標2「安心と支えあいのまちづくり」についてお答えをいたします。

全国的に高齢者の単身世帯や要介護者の大幅な増加が見込まれておりますが、高齢者等の

暮らしに適した住宅は不足をしております。

本年5月末現在、北海道には475件のサービス付高齢者住宅が登録をされておりますが、札幌市、旭川市、函館市などの都市部に多く、特に札幌圏に集中している現状があります。

町といたしましても、平成30年3月に策定をした第7期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や大樹町障がい福祉計画などにおいて、民間事業者による高齢者や障がい者対応住宅の整備に努めることとし、食事の提供や見守りなどのサービスを付けることで、高齢者などが安心して生活できる住宅の建設に向けて検討してきたところであります。

昨年、町内の事業者からサービス付高齢者向け住宅の建設に向けてのご提案があり、協議を行ってまいりましたが、将来にわたる収支見込など、採算性や経営メリットの観点から難しいとの結論に達し、建設には至りませんでした。現在、サービス付高齢者向け住宅の具体的な建設計画はありませんが、建設費や運営面に対する支援についての考え方を整理し、引き続き民間事業者による住宅整備に向けての検討を進めてまいります。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

今、町長のほうから、大変この件に関しては、いろいろな部分で難しいという答弁でありました。

そういった中で、この件に関して放っておくというか、できないからすみませんという問題ではないのかなと、そんなふうな感想です。その中で、現状として、そういう施設のものとしては特老、それから民間の老健が主な施設なのかなと思っております。そういった中で、それが今、満杯状態と。これから団塊の世代が、先ほど町長のほうからもありましたけれども、私のほうからも質問の中に入っていましたけれども、75歳が37%という人口の割合を占めると。そういった中で、それから比べたら割合的には少ないのかなと、そういう状態で今、満杯状態ということであれば、これからこの団塊の世代が10年後、80歳になると思います。80歳というのは、この施設というのは大変必要不可欠なものになるのかなと、そんなふうに思います。

そういった中で、このことをこれから団塊の世代が迎えるに当たって、大変不安になる部分が多いのかなと。そういう部分では、町長の長期計画ですか、安心と支えあいのまちづくりということを、当事者としてそこにたどり着くのかなという不安があります。そういう部分を解消してもらおうということが、この住み慣れた大樹に住みたいと思っている方々、その方々が安全で安心したこの町にいるということが町長の掲げているまちづくりということなのかなと思います。

そういった部分で、これから喫緊の課題として、このことが差し迫ってくるのかなと思います。そのことについて、町長のほうから一言お願いしたいなと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

大樹町が進めます「安心と支えあいのまちづくり」に関して、高齢者の方々が安心してお暮らしできるような、そういう施設の整備の状況については、ご答弁の中で回答させていただいたところです。

具体的にサービス付高齢者住宅を建設したいというご相談を受けて、実際に私はどこに建ててどういう施設かというところの図面も見ました。私どもで建設に向けて応援できること、または入居されて、その施設を使って高齢者の皆様を受け入れるに当たって、私どもがどういう応援をできるかということも検討してきたところであります。

私も本当に、切にその建物ができることを念願をし、町としてできる対応についてご協議を申し上げたところではありますが、やはり施設をつくってもすぐ満床になる可能性が薄いというようなことも含めて、運営をしていくだけの経営メリット、採算性等にやはりまだ課題があるということで断念されました。非常に残念だったなというふうに思っているところでもあります。

大樹町内には今、特別養護老人ホームが50床、老人の施設が100床あります。150床あるということでもあります。私どもの町の規模からすれば、決して少なくないベッド数かなというふうには思っております。ただ、昨今、老健施設のほうもかなり入居を希望されている方がいらっしゃるということで、時期によっては、タイミングによってはすぐ希望しても入れない状況もあるのかなというふうに思っているところでもあります。

これから大樹町も高齢化進んでいくのかなというふうに思っておりますし、高齢者の皆様が安心してお暮らしできるような施設の整備についても、大樹町の大きな役割だなということは強く認識をしているところでもあります。民間の方々にそういうご協力を得られないのであれば、直営でやるということも当然考え方の中にはありますが、やはり民間の方をお願いできる部分については民間の方をお願いをしていくということも肝要かなというふうに思っておりますし、やはりスタッフを確保していくということも大きな課題があるかなというふうに思っているところでもありますので、今後、今のところ具体的な目処はありませんが、またぜひ地元の方も含めてサービス付高齢者住宅の建設等も推進をしていければなというふうに思っているところでもあります。

議員のご指摘のとおり、まさに喫緊の課題だというふうに思っておりますので、スピード感を持って対応していければなというふうに考えております。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

ありがとうございます。

今、私もこの施設を利用している1人としていますが、今の老健、それから特老と

いう施設は、私個人としては大変満足できるのかというふうに思っています。

そういうことからして、この老人を支える人達のある程度の担保になっているのかなとそんなふうにも思っています。こういうふうなことが受ける側、それから受けさせる側、それを見守るといふか、それを全体的に町行政のことを指しているのですけれども、そのことが一体となって初めて町民が安心・安全ということを実感できるのかなと、そんなふうにも思っています。

そういった部分では、今、町長のほうからもいろいろと説明はありましたけれども、特老の拡充、それから老健の拡充というのも1つの選択肢なのかなとそんなふうにも思っています。そういうことがある程度町民が実感できれば、そのことがこの大樹町は素晴らしい町、そして安全で安心して暮らせる町なのかなと、そういうことが実感できるのかなとそんなふうにも思います。

町長からの説明ももう聞きました。それから今の現状を見ても大変難しい局面なのかなと思います。しかしながら、この辺は一步強力に踏み込むことによって開設できるのかなとそんなふうにも思いますので、町長にこれからひとつよろしく願いするというところで、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

これにて、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議 長

再開いたします。

◎日程第3 陳情第1号

○議 長

日程第3 陳情第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

ただいま議題になりました陳情第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」については、6月10日、本委員会に付託され、同日、委員会を開催し協議を行った結果、全会一致で本意見書を提出することといたしました。

意見書の趣旨内容は過疎地域の実態を踏まえ、その振興が図られ過疎地域が担っている

重要な役割を今後も果たすことができるよう、新たな法律の制定を求める内容であります。

過疎地域対策緊急措置法は、昭和45年に制定され、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げております。

過疎地域における豊かな自然は、歴史・文化を有するふるさとであり、都市に食料、水、エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化防止などに多大に貢献する内容です。過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援について充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上、本意見書の趣旨をご理解の上、よろしく審議賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、陳情第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択するものとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり採択と決しました。

◎日程第4 陳情第2号

○議 長

日程第4 陳情第2号介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

6月10日に本委員会に付託された陳情第2号介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情について、同日、委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

本陳情は、2019年10月から実施予定の介護職員特定処遇改善加算に係る内容であります。

意見書の要望事項は、1、介護従事者の賃金について、若年層からの引き上げと全体的引き上げを行うこと。2、介護報酬の改善は、利用者負担を増やさず、国において賄うこととされています。

大樹町では、特別養護老人ホーム、町立病院のほか、民間運営による老人保健施設及び介護事業所があり、それぞれの職員体制が異なることから各施設の実態を把握する必要があります。また、介護職員特定処遇改善加算についての制度変更内容の詳細を調査する必要があること、介護従事者への影響についても調査する必要があるとの意見がまとめられ、継続審査といたしました。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、陳情第2号介護従事者の処遇改善を求める意見書についての陳情についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、継続審査とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

◎日程第5 陳情第3号

○議 長

日程第5 陳情第3号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書について

ての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

6月10日に本委員会に付託された陳情第3号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書について、同日、委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

74年前に広島、長崎に投下された原子爆弾は、2都市の破壊と21万人もの尊い人命を奪っております。

2017年8月に162カ国、7,417都市が加盟し、核兵器禁止条約が採択されました。

被爆国である日本政府が、この条約に署名していないことから、早期に署名と批准を求める陳情であります。核兵器禁止条約に日本政府の署名がなされていない経過とその理由について、慎重に調査する必要があるとの意見がまとまりましたので、継続審査といたしました。

○議 長

委員長報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、陳情第3号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、継続審査とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

◎日程第6 発委第1号

○議 長

日程第6 発委第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書については、先に報告がありました総務常任委員会の陳情の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員の派遣について

○議 長

日程第7 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときには、議長に一任していただきたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、変更を要するときには、議長に一任することに決しました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第8 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

お諮りいたします。

本定例会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和元年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分